

平成18年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請  
に関する意見に係る調査審議について

(報告)

平成19年12月25日

教科用図書検定調査審議会第2部会日本史小委員会

# 目 次

はじめに	・・・ 1
1 今回の訂正申請に関する調査審議の経緯	・・・ 2
(1) 訂正申請書の提出	・・・ 2
① 各発行者からの申請の経緯	・・・ 2
② 文部科学大臣から審議会への意見聴取依頼	・・・ 3
(2) 今回の訂正申請に関する調査審議の進め方	・・・ 4
① 平成18年度検定経緯の確認	・・・ 4
(ア) 調査審議の状況	・・・ 4
(イ) 沖縄における集団自決に関する記述について検定 意見を付した経過、背景及び趣旨	・・・ 5
② 今回の訂正申請を調査審議するに当たっての沖縄戦 及び集団自決に関する基本的とらえ方の整理	・・・ 7
③ 発行者の対応等	・・・ 9
(3) 今回の訂正申請に関する調査審議の経過等	・・・ 10
2 各訂正文の内容等に対する調査審議について	・・・ 15
◎ [別紙] 各訂正文の内容等に関する調査審議について	・・・別紙(1)
〈別紙参考〉 各訂正文の内容等に関する調査審議 について (発行者が取り下げを行った訂正申請)	・・・別紙(12)
資料1 専門家からの意見聴取結果	・・・資料(1)
資料2 平成18年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請 に関し教科用図書検定調査審議会の意見を聞くこと について	・・・資料(75)
[参考] 訂正申請について教科書検定審議会から意見を 聞くことについての根拠規定	・・・資料(76)

## ○はじめに

平成18年度に検定決定された高等学校日本史教科書については、平成19年11月1日から9日までの間に6発行者から8点の教科書における第二次世界大戦中の沖縄戦の記載に関し、訂正申請がなされた。

これを受け、11月2日付けで文部科学大臣から、教科用図書検定調査審議会（以下、「審議会」という。）に対し、訂正申請の承認を行うに際して訂正文の内容や訂正理由等について専門的・学術的見地から調査審議の上、意見をいただきたい旨の依頼がなされた。

日本史小委員会では、審議会としての意見を提出するに当たり、11月5日に第1回の小委員会を開催して以来12月25日までに、7回の会議を重ねてきた。

調査審議に当たっては、客観的・専門的見地から調査審議を行うため、沖縄戦、沖縄史、軍事史などの9名の専門家から文書による意見聴取などを行った。

12月25日の第7回小委員会において、承認に当たっての意見案を第2部会に提出することが了承された。併せて、今回の調査審議においては、沖縄戦と集団自決に関し、各発行者から提出された訂正文の内容等について、とりわけ慎重かつ丁寧に調査審議を行ってきたことから、調査審議が終了した時点で、それらの状況をできる限り丁寧に説明することが必要であると判断し、今回の調査審議の経過や内容の概要を本報告として取りまとめたものである。

## 1 今回の訂正申請に関する調査審議の経緯

### (1) 訂正申請書の提出

#### ① 各発行者からの申請の経緯

平成20年度から使用される平成18年度検定決定した高等学校日本史教科書について、第二次世界大戦中の沖縄戦の記載等に関し、教科用図書検定規則（以下、「規則」という。）第13条に基づき、発行者から、以下のとおり訂正申請が行われた。

日付	発行者及び書名
平成19年 11月1日（木）	東京書籍 「日本史A 現代からの歴史」
	実教出版 「高校日本史B 新訂版」 「日本史B 新訂版」
11月2日（金）	山川出版社 「日本史A 改訂版」
	清水書院 「高等学校 日本史B 改訂版」
11月8日（木）	三省堂 「日本史A 改訂版」 「日本史B 改訂版」
11月9日（金）	第一学習社 「高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来」

この結果、平成18年度に検定決定を行った高等学校日本史教科書のうち、沖縄における集団自決に関する記述のあった6者8点（日本史A 4点、日本史B 4点）の教科書すべてについて、訂正申請が行われた。

なお、第一学習社から申請された1点については、平成18年度検定において沖縄における集団自決に関する記述について検定意見は付されていないものである。

（注）検定済教科書の訂正申請とは、検定を経た教科書の記述について、誤記や客観的な事情の変更等により誤った記載、学習を進める上に支障となる記載や更新を行うことが適切な事実の記載等について、発行者の申請により、文部科学大臣の承認を経て訂正を行う制度である。

## ② 文部科学大臣から審議会への意見聴取依頼

今回の訂正申請については、平成19年11月2日付けで、文部科学大臣から審議会に対して、承認を行うに際して訂正文の内容や訂正理由について専門的・学術の見地から調査審議の上、意見をいただきたい旨依頼があった。その際、調査審議の具体的方法等についても検討の依頼がなされた。

訂正申請の承認に際しては、審議会運営規則第4条第2項第3号において、審議会は必要に応じて専門的な事項等について調査審議することができることになっており、11月2日付けの依頼を受け、日本史小委員会において、訂正文の内容や訂正理由について、客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして妥当かどうか、専門的・学術の見地から、調査審議を行うこととなった。

## (2) 今回の訂正申請に関する調査審議の進め方

本小委員会では、今回の調査審議を進めるに当たり、以下のような方法・手順で検討を行った。

### ① 平成18年度検定経緯の確認

今回の審議に当たり、本小委員会として、高等学校日本史教科書に関する平成18年度検定における調査審議、とりわけ沖縄における集団自決に関する記述についての検定意見を付した経過、背景及び趣旨等について改めて確認した。その内容は以下のとおりである。

## (ア) 調査審議の状況

### ・ 検定申請

平成18年度に検定申請された高等学校日本史教科書は、日本史A 4点、日本史B 6点の計10点であった。

### ・ 沖縄における集団自決に関する記述についての審議

これらの10点については、平成18年10月30日及び11月13日の2回の日本史小委員会及び11月16日の第2部会において審議した。その中で、沖縄における集団自決について記述のある8点の申請図書についても審議し、そのうち、7点について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である。」との検定意見を付すこととし、この審議結果を11月16日、文部科学大臣宛に報告した。

### ・ 検定意見の通知

その後、文部科学省より12月18日から21日にかけて、発行者に対して文書により検定意見の通知が行われた。検定意見の趣旨等については、発行者の求めに応じて、教科書調査官から補足的に説明が行われた。

### ・ 意見の申立て

文部科学省から通知された検定意見に対して異議がある場合には、規則第9条に基づき、発行者は意見の申立てができるが、本件については発行者から意見の申立てはなかった。

#### ・ 修正案の審議

検定意見を付した7点について、平成19年1月末から3月上旬にかけて、規則第10条に基づき、検定意見に従って発行者によって修正された内容（修正案）が提出され、3月12日の日本史小委員会において審議を行い、小委員会として合格と判定した。

#### ・ 検定決定

3月22日の第2部会における審議において、沖縄における集団自決に関する記述について検定意見を付された7点を含め、全10点について合格と判定され、文部科学大臣に対して答申がなされた。この答申を受け、同日付けで文部科学大臣が検定決定を行った。3月30日に開催された審議会総会において部会長から報告がなされた。

### （イ） 沖縄における集団自決に関する記述について検定意見を付した経過、背景及び趣旨

## ■ 沖縄における集団自決に関する記述について検定意見を付した経過、背景及び趣旨

### ○ 検定意見を付した経過

\* 平成18年度検定を行った高等学校日本史教科書の沖縄における集団自決に関する記述7点については、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である。」という検定意見を付すことが適当であるとの教科用図書検定調査審議会からの報告に基づき、平成18年12月15日に文部科学大臣が検定意見を付した。この検定意見に従って、申請者が修正を行い、修正案について同審議会の答申に基づき、平成19年3月22日に文部科学大臣が検定決定を行った。

### ○ 検定意見を付した背景

\* 沖縄における集団自決に関し、従来、日本軍の隊長が住民に対して自決命令を下したということが通説として扱われてきた。  
\* こうした通説については、近年沖縄戦に関する研究者の著書等で隊長の命令の存在は必ずしも明らかでないとするものも出てきており、その後、これを否定する研究者の著書等が見られないことから、軍の命令の有無が明らかでないという見解が定着しつつあるものと判断された。

### ○ 検定意見の趣旨

\* 沖縄における集団自決について、最近の著書等で軍の命令の有無が明確でないという内容の記述があることなどを勘案して、集団自決された沖縄の住民すべてに対して、自決の軍命令が下されたか否かを断定できない中で、すべての集団自決が軍の命令で行われたと誤解されるおそれがある教科書記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との意見を付すこととした。つまり、この検定意見の趣旨は、教科書の記述としては、軍の命令の有無について断定的な記述を避けるのが適当であると判断したものである。  
\* この検定意見は、集団自決に関する軍の関与に言及した教科書記述を否定する趣旨ではない。



## ② 今回の訂正申請を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する基本的とらえ方の整理

(ア) 「(2) ①」で述べたとおり、平成18年度検定における沖縄における集団自決に関する記述についての検定意見について、経過、背景及び趣旨を改めて確認した。

(イ) 訂正文の内容及び訂正理由について、客観的・専門的な見地から詳細な調査審議を行うため、沖縄戦、沖縄史、軍事史等に詳しい9名の専門家から、文書により意見を聴取することとし、12月2日までに、参考資料のとおり、文書意見が提出された。

なお、専門家への依頼内容は次のとおりであるが、作成する意見の具体的内容については意見提出者に任せることとした。

### ○依頼内容

「沖縄戦における「集団自決」に関する学説状況などについて、どのようにとらえているか」について意見を提出願います。その際、例えば、

- ・太平洋戦争における沖縄戦の位置づけ
- ・沖縄戦当時の状況の中で軍と住民がどのように関わっていたか
- ・「集団自決」の起こった原因及び背景をどのようにとらえているのかなどについてご教示ください。

(ウ) 今回申請されている訂正文の具体的な内容や訂正理由に即して、記載の正確性や妥当性を判断し、承認を適当とするかどうかの調査審議を行っていく上で、沖縄戦及び集団自決に関する本小委員会としてのとらえ方を整理することが必要であると考えた。

このため、確認された検定意見の趣旨等を勘案するとともに、専門家から提出された文書意見等を踏まえ、今回の訂正文の内容や訂正理由との関わりにおいて、沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方を次頁のとおり整理した。これに照らし、個々の訂正文に関し、訂正文の内容、訂正理由及び内容と理由の整合性について調査審議を行ったものである。

■訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方

◎ 沖縄戦について

- 沖縄では、住民を巻き込んで軍官民一体となった戦時体制の中で、地上戦が行われた。
- 沖縄戦全体において、いかなる事実がどのようにして起こったかが誠実に探究され、その成果が生徒にしっかり伝わるような記述にならなければならない。

◎ 集団自決について

- 集団自決は、太平洋戦争末期の沖縄において、住民が戦闘に巻き込まれるという異常な状況の中で起こったものであり、その背景には、当時の教育・訓練や感情の植え付けなど複雑なものがある。

また、集団自決が起こった状況を作り出した要因にも様々なものがあると考えられる。18年度検定で許容された記述に示される、軍による手榴弾の配布や壕からの追い出しなど、軍の関与はその主要なものにとらえることができる。

一方、それぞれの集団自決が、住民に対する直接的な軍の命令により行われたことを示す根拠は、現時点では確認できていない。他方で、住民の側から見れば、当時の様々な背景・要因によって自決せざるを得ないような状況に追い込まれたとも考えられる。

したがって、集団自決が起こった背景・要因について、過度に単純化した表現で教科書に記述することは、集団自決について生徒の理解が十分とならないおそれがある。

- 集団自決については、沖縄における戦時体制、さらに戦争末期の極限的な状況の中で、複合的な背景・要因によって住民が集団自決に追い込まれていった、ととらえる視点に基づいていることが、生徒の沖縄戦に関する理解を深めることに資するものとなるを考える。

### ③ 発行者の対応等

発行者に対しては、当該の訂正文の内容や訂正理由の調査審議過程において、訂正記述の趣旨の確認を求めたり、訂正文や訂正理由に関する典拠資料の提出を随時求めた。

また、発行者が申請した個々の訂正文の内容等に即し、本小委員会が整理した「基本的とらえ方」に照らして、記述の趣旨の確認や典拠資料の提出を求めたり、疑義がある点などについて説明を求めた。

このような過程の中で、5者7点について申請の取り下げがあり、訂正文や訂正理由の修正などを行った上で、12月13日から19日にかけて、再度、申請がなされた。その状況は以下のとおりである。

日付	発行者及び書名
平成19年 12月13日(木)	第一学習社 「高等学校 改訂版 日本史A 人・暮らし・未来」
	三省堂 「日本史A 改訂版」 「日本史B 改訂版」
	清水書院 「高等学校 日本史B 改訂版」
12月14日(金)	実教出版 「日本史B 新訂版」
12月18日(火)	東京書籍 「日本史A 現代からの歴史」
12月19日(水)	実教出版 「高校日本史B 新訂版」

再度、申請された個々の訂正文の内容等に即し、「基本的とらえ方」に照らして、調査審議を行った。

### (3) 今回の訂正申請に関する調査審議の経過等

本小委員会においては、平成19年11月5日以降計7回の会議を開催し、調査審議を行った。それらの主な議事や審議内容等は以下のとおりである。

#### ○第1回小委員会（11月5日）

##### ■主な議事

- ・ 小委員会開催の趣旨及び平成18年度検定の経緯
- ・ 訂正申請制度及び委員の守秘義務
- ・ 沖縄における集団自決に関する記述についての検定意見の趣旨等
- ・ 開催日現在において申請されている訂正文の内容及び訂正理由
- ・ 沖縄戦集団自決に関する文献等
- ・ 今後の審議の進め方
- ・ 審議終了後の公表の扱い

##### ■主な審議内容

- ・ 沖縄における集団自決に関する記述について、検定意見が付された背景、経過、趣旨を改めて確認した。
- ・ 教科書調査官を通じ、発行者に申請のあった訂正文の内容及び訂正理由に関する典拠資料を求めるとともに、訂正の趣旨について確認を行うこととなった。
- ・ 教科書調査官の調査の一環として、調査審議の参考に資するため、沖縄戦等の専門家に対し、意見聴取を行うこととし、専門家の人選、調査方法については委員から推薦のあった者を含め、小委員長に一任することとされた。
- ・ 審議会の議事については、従来 of 審議会と同様の扱いとすることとし、静ひつな環境を確保する観点から、会議は非公開とし、議事内容、やりとりの詳細を記した文書は作成しないこととした。
- ・ 審議終了後においては、説明責任を果たすという観点から、審議の経過や内容の概要等について公表すること、特に専門家から意見聴取した資料については、氏名とともに公表すること、ただし、本人が匿名を希望した場合には例外とすることとなった。

## ○第2回小委員会（11月19日）

### ■主な議事

- ・ 訂正申請の申請状況
- ・ 発行者への資料要求の状況
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ 今後の審議の進め方

### ■主な審議内容

- ・ 前回確認を行った平成18年度検定における沖縄における集団自決に関する記述についての検定意見について、その経過、背景及び趣旨について、改めて確認を行った。
- ・ 今回訂正申請が行われた8点について、訂正文の内容、訂正理由及び発行者から提出のあった典拠資料について議論した結果、訂正文の内容や訂正理由についてその趣旨などに不明確な部分が残ることから、更に典拠資料等を求めることとした。
- ・ 意見聴取については、文書によって行うこととし、沖縄戦、沖縄史、軍事史など幅広い分野の9名の専門家に依頼することとなった。

## ○第3回小委員会（11月26日）

### ■主な議事

- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ 訂正申請の申請状況の報告
- ・ 今後の審議の進め方

### ■主な審議内容

- ・ 意見聴取を依頼した9名の専門家のうち、提出のあった7名の意見を踏まえ、訂正文の内容との関わりから、沖縄戦や集団自決の考え方などについて議論を行った。
- ・ 訂正文の内容及び訂正理由について、趣旨や記述の根拠に不明確な点が残ることから、教科書調査官から更に典拠資料等を

求めることとした。

- ・ 訂正文の承認・不承認の判定に当たり、これまでの議論や専門家からの文書意見等を考慮しながら、訂正文との関わりで、沖縄戦と集団自決について小委員会としての基本的なとらえ方を整理することし、次回、委員長から示すこととなった。

## ○第4回小委員会（12月3日）

### ■主な議事

- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ 沖縄戦及び集団自決に関するとらえ方
- ・ 訂正申請の申請状況の報告
- ・ 日本史小委員会報告の構成案

### ■主な審議内容

- ・ すべての専門家から提出された意見について、訂正文の内容との関わりにおいて議論した。
- ・ 今回示された専門家からの文書意見も踏まえながら、前回委員長から示すこととされていた「沖縄戦及び集団自決に関する基本的とらえ方」について議論した。概ね合意が得られたが、次回も議論することとした。
- ・ 訂正文の内容や訂正理由を審議した結果、本小委員会からの要請として、教科書調査官から発行者に対し、訂正文の内容や訂正理由に関し、概ね合意の得られた「基本的とらえ方」を踏まえ、記述の趣旨の確認や典拠資料の提出を求めたり、疑義がある点などについて説明を求めていくこととした。
- ・ 本小委員会としての報告に関する構成案について議論し、次回に報告案を示すこととした。

## ○第5回会合（12月14日）

### ■主な議事

- ・ 沖縄戦及び集団自決に関するとらえ方
- ・ 訂正申請の申請状況の報告及び調査審議
- ・ 日本史小委員会報告案

### ■主な審議内容

- ・ 前回議論した「基本的とらえ方」について更に検討を加え、整理した。
- ・ 訂正申請のあった1者1点の訂正文の内容等について、整理された「基本的とらえ方」に照らして、調査審議した。
- ・ 前回小委員会以降、一部の発行者において訂正申請が取り下げられ、再度申請がなされた。  
これを受け、申請された3者4点の訂正文の内容等について、「基本的とらえ方」に照らして、調査審議した。
- ・ 小委員会報告案について議論し、報告の取り扱いなどについての意見が出された。

## ○第6回会合（12月18日）

### ■主な議事

- ・ 訂正申請の申請状況の報告及び調査審議
- ・ 日本史小委員会報告案

### ■主な審議内容

- ・ 前回以降、2者2点について申請が取り下げられ、再度申請がなされた。これらの訂正文等について、「基本的とらえ方」に照らして、調査審議した。
- ・ 小委員会報告案について議論した。

## ○第7回会合（12月25日）

### ■主な議事

- ・ 訂正申請の申請状況の報告及び調査審議
- ・ 日本史小委員会報告案
- ・ 今回の訂正申請に関する意見案

### ■主な審議内容

- ・ 前回以降、1者1点について申請が取り下げられ、再度申請がなされた。その訂正文等について、「基本的とらえ方」に照らして、調査審議した。
- ・ 小委員会報告案について議論し、案のとおり了承された。
- ・ これまでの訂正申請に関する調査審議を踏まえ作成された、今回の訂正申請に関する意見案について審議し、案のとおり了承された。



## 2 各訂正文の内容等に対する調査審議について

本小委員会では、(2)の「調査審議の進め方」のとおり、各発行者から申請された各々の訂正文の内容及び訂正理由について調査審議を行い、第2部会に報告する意見案を取りまとめた。

各々の訂正文の内容等に関する本小委員会としての考え方は、別紙のとおりである。

教科用図書検定調査審議会第二部会  
日本史小委員会委員名簿

有 馬 學（九州大学大学院教授）

上 山 和 雄（國學院大學教授）

波多野 澄 雄（筑波大学理事・副学長）

○広 瀬 順 皓（駿河台大学教授）

二 木 謙 一（國學院大學名誉教授）

松 尾 美惠子（学習院女子大学教授）

吉 岡 眞 之（国立歴史民俗博物館教授）

※○は小委員長

※1名については匿名を希望したため、不掲載とした。

## 各訂正文の内容等に関する調査審議について

## 1. 山川出版社 「日本史 A 改訂版」

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年11月2日申請)	訂正理由
<p>《囲み》  <b>■沖繩戦</b>            フィリピン・硫黄島を占領したアメリカ軍は、約55万の大兵力による沖繩攻略に着手し、1945(昭和20)年4月1日、沖繩本島中部西海岸に上陸した。日本軍は、沖繩を本土防衛の最前線と位置づけて約8万の部隊を配置し、地元でも一般市民を「防衛隊」に、中学生・女学生を「鉄血勤皇隊」「学徒隊」に動員するなど、計約10万の守備軍を編成していた。4月6日、戦艦大和が瀬戸内海から沖繩へと出撃したが、翌日には米軍機の集中的な雷・爆撃を受け、目標はるか手前の東シナ海で沈没した。また、沖繩海域に群がる米軍艦艇に対して、日本軍の特攻機の体当たり攻撃が繰り返された。アメリカ軍は沖繩本島に海と空から大規模な砲・爆撃を加えたが、地上戦では軍・住民ぐるみの激しい抵抗を受け、上陸地点から10キロ南下して首里を占領するのに2カ月を要した。この間に日本軍の兵力は半減した。島の南端に追い詰められた残存部隊は、アメリカ軍の火焰放射器を使った徹底的な掃討作戦にあり、「女子学徒隊」も集団自決に追い込まれた。</p>	<p>《囲み》  <b>■沖繩戦</b>            フィリピン・硫黄島を占領したアメリカ軍は、約55万の大兵力による沖繩攻略に着手し、1945(昭和20)年4月1日、沖繩本島中部西海岸に上陸した。日本軍は、沖繩を本土防衛の最前線と位置づけて約8万の部隊を配置し、地元でも一般市民を「防衛隊」に、中学生・女学生を「鉄血勤皇隊」「学徒隊」に動員するなど、計約10万の守備軍を編成していた。4月6日、戦艦大和が瀬戸内海から沖繩へと出撃したが、翌日には米軍機の集中的な雷・爆撃を受け、目標はるか手前の東シナ海で沈没した。また、沖繩海域に群がる米軍艦艇に対して、日本軍の特攻機の体当たり攻撃が繰り返された。アメリカ軍は沖繩本島に海と空から大規模な砲・爆撃を加えたが、地上戦では軍・住民ぐるみの激しい抵抗を受け、上陸地点から10キロ南下して首里を占領するのに2カ月を要した。この間に日本軍の兵力は半減した。島の南端に追い詰められた残存部隊は、アメリカ軍の火焰放射器を使った徹底的な掃討作戦にあり、「女子学徒隊」も集団自決に追い込まれた。</p>	<p>《囲み》  <b>■沖繩戦</b>            フィリピン・硫黄島を占領したアメリカ軍は、約55万の大兵力による沖繩攻略に着手し、1945(昭和20)年4月1日、沖繩本島中部西海岸に上陸した。日本軍は、沖繩を本土防衛の最前線と位置づけて約8万の部隊を配置し、地元でも一般市民を「防衛隊」に、中学生・女学生を「鉄血勤皇隊」「学徒隊」に動員するなど、計約10万の守備軍を編成していた。4月6日、戦艦大和が瀬戸内海から沖繩へと出撃したが、翌日には米軍機の集中的な雷・爆撃を受け、目標はるか手前の東シナ海で沈没した。また、沖繩海域に群がる米軍艦艇に対して、日本軍の特攻機の体当たり攻撃が繰り返された。アメリカ軍は沖繩本島に海と空から大規模な砲・爆撃を加えたが、地上戦では軍・住民ぐるみの激しい抵抗を受け、上陸地点から10キロ南下して首里を占領するのに2カ月を要した。この間に日本軍の兵力は半減した。島の南端に追い詰められた残存部隊は、アメリカ軍の火焰放射器を使った徹底的な掃討作戦にあり、「女子学徒隊」も集団自決に追い込まれた。</p>	<p>学習を進める上に支障となる記載            (沖繩戦の理解が不十分になる恐れがあるため)</p>

(山川出版社 続き)

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年11月2日申請)	訂正理由
6月末までに日本軍の組織的抵抗は終わった。島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、日本軍によって壕を追い出され、 <u>あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった</u> 。沖縄戦による死者は、日本側が軍人・非戦闘員それぞれ9万人余り、アメリカ軍1万人余り、合計約20万人と推定される。また、約60万の沖縄県民のうち、犠牲者は12万人を超えるものと見られる。本土決戦の回避により、沖縄戦は日米戦争最後の決戦、かつ唯一の地上戦となった。	6月末までに日本軍の組織的抵抗は終わった。島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、そのなかには日本軍に壕から追い出されたり、 <u>自決した住民もいた</u> 。沖縄戦による死者は、日本側が軍人・非戦闘員それぞれ9万人余り、アメリカ軍1万人余り、合計約20万人と推定される。また、約60万の沖縄県民のうち、犠牲者は12万人を超えるものと見られる。本土決戦の回避により、沖縄戦は日米戦争最後の <u>決戦</u> 、かつ唯一の地上戦となった。	6月末までに日本軍の組織的抵抗は終わった。島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、そのなかには日本軍によって壕を追い出されたり、 <u>あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった</u> 。沖縄戦による死者は、日本側が軍人・非戦闘員それぞれ9万人余り、アメリカ軍1万人余り、合計約20万人と推定される。また、約60万の沖縄県民のうち、犠牲者は12万人を超えるものと見られる。本土決戦の回避により、沖縄戦は日米戦争最後の地上戦となった。	

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表、教科書見本と訂正申請の記事は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

- ・沖縄戦全体において、いかなる事実が起こったかが生徒に伝わる記載となっている。
- ・訂正文の記載には、「島の南部では両軍の死闘に巻き込まれて住民多数が死んだが、そのなかには」とあり、
  - ・住民が「日本軍によって壕を追い出された」ということ
  - ・「集団自決に追い込まれた住民もあった」ということの2つの事柄が並列に記述されている、と読み取れる。
- ・上記の2つの事柄については、いずれも、客観的資料や史実に照らして、生徒が誤解するおそれのない表現であると考えられる。

## 2. 第一学習社 「高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来」

[番号1]

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月13日申請)	訂正理由
<p>《本文》 沖縄戦で、日本軍は兵力不足をおぎなうために、一般住民を地上戦に動員したが、そのなかには、中学校などの生徒たちも含まれていた。②</p> <p>《側注》 ②沖縄県下の中学校から男子生徒が「鉄血勤皇隊」として組織され、女学校から女子生徒が「ひめゆり部隊」など看護隊として動員された。</p>	<p>《本文》 沖縄戦で、日本軍は兵力不足をおぎなうために、一般住民を地上戦に動員したが、そのなかには、中学校などの生徒たちも含まれていた。②</p> <p>《側注》 ②沖縄県下の中学校から男子生徒が「鉄血勤皇隊」として組織され、女学校から女子生徒が「ひめゆり部隊」など看護隊として動員された。</p>	<p>《本文》 沖縄戦で、日本軍は兵力不足をおぎなうために、一般住民を地上戦に動員したが、そのなかには、中学校などの生徒たちも含まれていた。②</p> <p>《側注》 ②沖縄県下の中学校から男子生徒が「鉄血勤皇隊」として組織され、女学校から女子生徒が「ひめゆり<u>学徒隊</u>」など看護隊として動員された。</p>	<p>学習を進める上で支障となる記載 （「部隊」では一般の軍隊として誤解を招くおそれがあり、生徒が当該看護隊の性格をより理解できるように表記とした。）</p>

[番号2]

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月13日申請)	訂正理由
<p>《図版解説》 ④沖縄戦 沖縄に上陸するアメリカ軍。沖縄戦では、一般住民を含む県民12万人が犠牲となった（「沖縄県援護課資料」）。このなかには、集団自決のほか、スパイ容疑や、作戦の妨げになるなどの理由で日本軍によって殺された人もいた。</p>	<p>《図版解説》 ④沖縄戦 沖縄に上陸するアメリカ軍。沖縄戦では、一般住民を含む県民12万人が犠牲となった（「沖縄県援護課資料」）。このなかには、<u>集団自決のほか、スパイ容疑や、作戦の妨げになるなどの理由で日本軍によって殺された人もいた。</u></p>	<p>《図版解説》 ④沖縄戦 沖縄に上陸するアメリカ軍。沖縄戦では、一般住民を含む県民12万人が犠牲となった（「沖縄県援護課資料」）。このなかには、<u>スパイ容疑や作戦の妨げになるなどの理由で、日本軍によって殺された人もいた。日本軍は住民の投降を許さず、さらに戦時体制下の日本軍による住民への教育・指導や訓練の影響などによって、「集団自決」に追い込まれた人もいた。</u></p>	<p>学習を進める上で支障となる記載 （「集団自決」については、それが起こった背景の説明がなくその本質が理解できないものとなっていたため、背景の理解がはかれるような説明を追加した。）</p>

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表、教科書見本、訂正申請の記述は訂正申請書にあわせて引いている。

※第一学習社は検定意見を付していないので、申請図書と教科書見本の記述は同じである。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

- ・沖縄戦における当時の様々な背景・要因を記述することにより、「「集団自決」に追い込まれた人もいた。」と説明するものである。
- ・「日本軍は住民の投降を許さず」という表現については、「軍の方針として投降を許さなかった」ということは確認できることから、正確性を欠くものではない。
- ・「戦時体制下の日本軍による住民への教育・指導や訓練」という表現については、「投降を許さない」などという当時の日本軍の方針や米軍に対する恐怖などが、住民への訓示などによって宣伝・普及されたことは確認できるものであり、正確性を欠くものではない。また「影響などによって」という表現により日本軍以外の要因も含まれていると考えられる。

### 3. 三省堂 「日本史A 改訂版」

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月13日申請)	訂正理由
<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、日本国内で住民をまきこんだ地上戦がおよそ3か月間にわたって行なわれ、戦死者は日本側で約18万8000人、そのうち12万人以上は沖縄県民であった。さらに日本軍に「集団自決」を強いられたり、戦闘の邪魔になるとか、スパイ容疑をかけられて殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた。</p>	<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、日本国内で住民をまきこんだ地上戦がおよそ3か月間にわたって行なわれ、戦死者と戦闘による犠牲者は日本側で約18万8000人、このうち、沖縄県民は12万人以上の数にのぼった。さらに、追いつめられて「集団自決」した人や、戦闘の邪魔になるとかスパイ容疑を理由に殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた。</p>	<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、日本軍との戦闘が3か月間つづいた(沖縄戦)。この間、日本軍が多くの県民を防衛隊などに動員したうえに、生活の場が戦場となったため、県民の犠牲は大きく、戦闘の妨げやスパイ容疑を理由に殺された人もいた。さらに、日本軍の関与によって集団自決に追いこまれた人もいるなど、沖縄戦は悲惨をきわめた②。</p> <p>《側注》(追加)            ② 沖縄県援護課によると、戦死者と戦闘による犠牲者は日本側約18万8000人であった。そのうち沖縄県民は12万人以上で、うちわけは、軍人・軍属約2万8000人、軍夫などに動員された者約5万5000人、一般住民約3万9000人とされている。また最近では、集団自決について、日本軍によってひきおこされた「強制集団死」とする見方が出されている。</p>	<p>学習上の支障            (生徒が沖縄戦の全体像をより深く理解するには記述が不足しているため)</p>

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表、教科書見本と訂正申請の記述は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

- ・「住民をまきこんだ地上戦」について具体的に記述することによって、沖縄戦の全体像が理解できる記載となっている。
- ・県民が集団自決に追い込まれた背景・要因についても記述されている。
- ・側注の「強制集団死」については「最近の見方」についてのものである。

4. 東京書籍 「日本史A 現代からの歴史」

[番号1]

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月18日申請)	訂正理由
<p>…制定された。これらは、国際的な人権擁護意識の高まりを反映したものであった。</p> <p>1998(平成10年)の……もつとも21世紀に入って、……転じている③。</p>	<p>…制定された。これらは、<u>国際的な人権擁護意識の高まりを反映したものであった。</u></p> <p>1998(平成10年)の……もつとも21世紀に入って、……転じている③。</p>	<p>…制定された。</p> <p>1998(平成10年)の……21世紀に入って、……転じている③。<u>また国内でも、2007年の教科書検定の結果、沖縄戦の「集団自決」に日本軍の強制があった記述が消えたことが問題になった④。</u></p> <p>《側注》(追加) ④沖縄県では、<u>県議会・全市町村議会で検定意見の撤回を求める意見書が可決され、同年9月には大規模な県民大会が開催された。</u></p>	<p>更新をおこなうことが適切な事実</p>

[番号2]

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月18日申請)	訂正理由
<p>《本文》 沖縄戦と沖縄占領 1945(昭和20)年3月下旬、アメリカ軍の大部隊が沖縄攻撃作戦を開始し、4月、沖縄本島に上陸した。日本の守備軍は、本土決戦準備のための時間かせぎを目的に、兵力や物資補給の見通しもなく、現地補給による持久作戦をとった。</p> <p>沖縄の中学校や高等女学校などの生徒たちは、鉄血勤皇隊、ひめゆり学徒隊などに編成され、一般住民も地上戦に動員された。3か月におよぶ激しい戦闘ののち、6月末、守備隊の壊滅で日本は敗北した。沖縄県民の犠牲者は、戦争終結前後の餓死やマラリアなどによる死者を加えると、15万人をこえた。 ①</p>	<p>《本文》 沖縄戦と沖縄占領 1945(昭和20)年3月下旬、アメリカ軍の大部隊が沖縄攻撃作戦を開始し、4月、沖縄本島に上陸した。日本の守備軍は、本土決戦準備のための時間かせぎを目的に、兵力や物資補給の見通しもなく、現地補給による持久作戦をとった。</p> <p>沖縄の中学校や高等女学校などの生徒たちは、鉄血勤皇隊、ひめゆり学徒隊などに編成され、一般住民も地上戦に動員された。3か月におよぶ激しい戦闘ののち、6月末、守備隊の壊滅で日本は敗北した。<u>沖縄県民の犠牲者は、戦争終結前後の餓死やマラリアなどによる死者を加えると、15万人をこえた。</u> ①</p>	<p>《本文》 沖縄戦と沖縄占領 1945(昭和20)年3月下旬、アメリカ軍の大部隊が沖縄攻撃作戦を開始し、4月、沖縄本島に上陸した。日本の守備軍は、本土決戦準備のための時間かせぎを目的に、兵力や物資補給の見通しもなく、現地補給による持久作戦をとった。</p> <p>沖縄の中学校や高等女学校などの生徒たちは、鉄血勤皇隊、ひめゆり学徒隊などに編成され、一般住民も地上戦に動員された。3か月におよぶ激しい戦闘ののち、6月末、守備隊の壊滅で<u>沖縄は占領された。</u>沖縄県民の犠牲者は、戦争終結前後の餓死やマラリアなどによる死者を加えると、15万人をこえた。①</p>	<p>学習上の支障 (集団自決がおこった背景・要因は複合的であるが、なかでも軍の関与が主要な要因であるということが理解しがたい。)</p>

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月18日申請)	訂正理由
<p>そのなかには、日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民や、集団で「自決」を強いられたものもあった。アメリカ軍は上陸後、軍政をしき、沖縄はアメリカ軍の占領下に入った。</p>	<p>そのなかには、「<u>集団自決</u>」におこまれたり、日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民もあった。アメリカ軍は上陸後、軍政をしき、沖縄はアメリカ軍の占領下に入った。</p>	<p>そのなかには、日本軍によって「<u>集団自決</u>」②におこまれたり③、スパイ容疑で虐殺された一般住民もあった。アメリカ軍は上陸後、軍政をしき、沖縄はアメリカ軍の占領下に入った。</p>	
<p>《側注》 ①沖縄戦による住民の死者は、当時の沖縄の人口の4分の1におよんだ。</p>	<p>《側注》 ①沖縄戦による住民の死者は、当時の沖縄の人口の4分の1におよんだ。</p>	<p>《側注》(追加) ①沖縄戦による住民の死者は、当時の沖縄の人口の4分の1におよんだ。 ②これを「強制集団死」とよぶことがある。 ③敵の捕虜になるよりも死を選ぶことを説く日本軍の方針が、一般の住民に対しても教育・指導されていた。</p>	
<p>《囲み》 沖縄渡嘉敷島「集団自決」</p> <p>およそ一千名の住民は一か所に集結させられました。玉砕(自決)のためです。死を目前にしながら、母親たちは、子どもたちに迫っている悲劇的な死について、泣きながらさとすように語り聞かせるのでした。もちろん幼い子どもたちには、共に死を遂げるこの意味がわかるはずありません。…</p> <p>私たち兄弟も、男性として家族に対する責任意識があったと思います。自分たちを産んでくれた母親に最初に手をかけたとき、私は悲痛のあまり号泣しました。ひもや石を使ったと思います。愛するがゆえに妹と弟の命も断つ</p>	<p>《囲み》 沖縄渡嘉敷島「集団自決」</p> <p>およそ一千名の住民は一か所に集結させられました。玉砕(自決)のためです。死を目前にしながら、母親たちは、子どもたちに迫っている悲劇的な死について、泣きながらさとすように語り聞かせるのでした。もちろん幼い子どもたちには、共に死を遂げるこの意味がわかるはずありません。…</p> <p>私たち兄弟も、男性として家族に対する責任意識があったと思います。自分たちを産んでくれた母親に最初に手をかけたとき、私は悲痛のあまり号泣しました。ひもや石を使ったと思います。愛するがゆえに妹と弟の命も断つ</p>	<p>《囲み》 沖縄渡嘉敷島「集団自決」 ……日本軍はすでに三月二十日ごろには、三十名ほどの村の青年団員と役場の職員に手榴弾を二こずつ手渡し、「敵の捕虜になる危険性が生じたときには、一こは敵に投げ込みあと一こで自決しなさい」と申し渡したのです。 …… いよいよ二十八日の運命の日がやってきました。…… およそ一千名の住民は一か所に集結させられました。玉砕(自決)のためです。死を目前にしながら、母親たちは子どもたちに迫っている悲劇的な死について、泣きながらさとすように語り聞かせるのでした。もちろん幼い子どもたちには、共に死を遂げるこの意味がわかるはずありません。…… 私たち兄弟も、男性として家族に対する責任意識があったと思います。自分たちを産んでくれた母親に最初に手をかけたとき、私は悲痛のあまり号泣しました。ひもや石を使ったと思います。愛するがゆえに妹と弟の命も断つ</p>	



[東京書籍 番号2 続き]

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記事(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月18日申請)	訂正理由
ていきました。 (『戦争の真実を授業に』より)	ていきました。 (『戦争の真実を授業に』より)	ていきました。…… (『戦争の真実を授業に』より)	

※下線は、申請図書の記事は18年度検定の際の修正表、教科書見本と訂正申請の記事は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

[番号2]

- ・側注②「強制集団死」の記載は、「よび方」についてのものである。
- ・側注③は、「敵の捕虜になるよりも死を選ぶことを説く日本軍の方針」が、一般の住民に様々な手段により教育・指導されたことなどについて記述している。このことにより、「集団自決」に追い込まれた背景・要因として教育や感情の植え付けなどの当時の状況を説明しようとするものである。
- ・囲みに新しく加わった引用箇所については、当時を回顧した体験者の話を引用しているものである。その内容には、訓示的要素があるものの、住民の側から見た受け止めについての記載であるにとらえられる。

5. 清水書院 「高等学校 日本史B 改訂版」

[番号1]

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記事(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月13日申請)	訂正理由
<p>《写真説明》            図4 沖縄戦 現地召集の郷土防衛隊、鉄血勤皇隊、ひめゆり隊など非戦闘員の犠牲者も多かった。なかには日本軍に集団自決を強制された人もいた。</p>	<p>《写真説明》            図4 沖縄戦 現地召集の郷土防衛隊、鉄血勤皇隊、ひめゆり隊など非戦闘員の犠牲者も多かった。<u>なかには集団自決に追い込まれた人々もいた。</u></p>	<p>《写真説明》            図4 沖縄戦 現地召集の郷土防衛隊、鉄血勤皇隊、ひめゆり隊など非戦闘員の犠牲者も多かった。<u>また、軍・官・民一体の戦時体制のなかで、捕虜になることは恥であり、米軍の捕虜になって悲惨な目にあうよりは自決せよ、と教育や宣伝を受けてきた住民のなかには、日本軍の関与のもと、配布された手榴弾などを用いた集団自決に追い込まれた人々もいた。</u></p>	<p>学習を進める上で支障となる記載            (生徒理解を深めるため)</p>

[番号2]

申請図書の記事(18年4月検定申請)	教科書見本の記事(19年3月検定決定)	訂正申請の記事(19年12月13日申請)	訂正理由
		<p>《年表》(追加)  <u>沖縄県と県下全市町村の議会、集団自決についての教科書検定意見の撤回を求める意見書を可決</u></p>	<p>更新を行うことが適切な事実の記載</p>

※下線は、申請図書の記事は18年度検定の際の修正表、教科書見本、訂正申請の記事は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

[番号1]

・人々が集団自決に追い込まれた背景・要因について、沖縄における戦時体制や日本軍の関与も含めた様々な事柄を記述することによって説明している。

6. 三省堂 「日本史B 改訂版」

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月13日申請)	訂正理由
<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、約3か月にわたった日本国内で住民をまきこんだ地上戦が行なわれ、戦死者は日本側で約18万8000人、このうち、沖縄県民は12万人以上の数にのぼった。さらに日本軍に「集団自決」を強いられたり、戦闘の邪魔になるとか、スパイ容疑をかけられて殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた②。</p>	<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、約3か月にわたった日本国内で住民をまきこんだ地上戦が行なわれ、戦死者と戦闘による犠牲者は日本側で約18万8000人、このうち、沖縄県民は12万人以上の数にのぼった。追いつめられて「集団自決」した人や、戦闘の邪魔になるとかスパイ容疑を理由に殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた②。</p>	<p>《本文》            沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、戦闘が3か月間つづいた(沖縄戦)。この間、日本軍が県民を組織して徹底抗戦したうえに、生活の場が戦場となったため、県民の犠牲は大きく、戦闘の妨げやスパイ容疑を理由に殺された人もいた。さらに、日本軍の関与によって集団自決に追いこまれた人もいるなど、沖縄戦は悲惨をきわめた②。</p>	<p>学習上の支障            (生徒が沖縄戦の全体像をより深く理解するには記述が不足しているため)</p>
<p>②沖縄県援護課によると、戦死者のうち、沖縄県出身者は、軍人・軍属約2万8000人、軍夫などに動員された者約5万5000人、一般住民(推定)約3万9000人とされている。</p>	<p>②沖縄県援護課によると、戦死者のうち、沖縄県出身者は、軍人・軍属約2万8000人、軍夫などに動員された者約5万5000人、一般住民(推定)約3万9000人とされている。</p>	<p>《脚注》(追加)            ② 沖縄県援護課によると、戦死者と戦闘による犠牲者は日本側約18万8000人であった。沖縄県民は12万人以上で、そのうちわけは、軍人・軍属約2万8000人、軍夫などに動員された者約5万5000人、一般住民約3万9000人とされている。また最近では、集団自決について、日本軍によってひきおこされた「強制集団死」とする見方が出されている。</p>	

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表、教科書見本、訂正申請の記述は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

- ・三省堂 「日本史A 改訂版」と同様である。

7. 実教出版 「日本史B 新訂版」

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月14日申請)	訂正理由
<p>《本文》 1945年3月、硫黄島が陥落し、4月にはアメリカ軍は沖縄本島に上陸した。6月までつづいた戦闘で、鉄血勤皇隊・ひめゆり隊などに編成された少年・少女を含む一般住民多数が戦闘にまきこまれ、マラリア・飢餓による死者も少なくなく、約15万人の県民が犠牲となった。また日本軍により、県民が戦闘の妨げになるなどで集団自決に追いやられたり、幼児を殺されたり、スパイ容疑などの理由で殺害されたりする事件が多発した。</p>	<p>《本文》 1945年3月、硫黄島が陥落し、4月にはアメリカ軍は沖縄本島に上陸した。6月までつづいた戦闘で、鉄血勤皇隊・ひめゆり隊などに編成された少年・少女を含む一般住民多数が戦闘にまきこまれ、マラリア・飢餓による死者も少なくなく、約15万人の県民が犠牲となった。また、<u>県民が日本軍の戦闘の妨げになるなどで集団自決に追いやられたり、日本軍により幼児を殺されたり、スパイ容疑などの理由で殺害されたりする事件が多発した。</u></p>	<p>《本文》 1945年3月、硫黄島が陥落し、4月にはアメリカ軍は沖縄本島に上陸した。6月までつづいた戦闘で、鉄血勤皇隊・ひめゆり隊などに編成された少年・少女を含む一般住民多数が戦闘にまきこまれ、マラリア・飢餓による死者も少なくなく、約15万人の県民が犠牲となった。また日本軍により、<u>戦闘の妨げになるなどの理由④で県民が集団自決に追いやられたり、幼児を殺されたり、スパイ容疑をかけられるなどして殺害されたりする事件が多発した。</u></p> <p>《注》(追加) <u>④住民は米軍への恐怖心をあおられたり、捕虜となることを許されなかったり、軍とともに戦い軍とともに死ぬ(「共生共死」)ことを求められたりもした。</u></p>	<p>学習上の支障 (高校生が正確に沖縄戦を理解するうえで支障をきたすおそれがあるため、主語を明確にするなどした。)</p>

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表，教科書見本，訂正申請の記述は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

- ・「理由」に対する側注を加えることによって、県民が集団自決に追いやられた背景・要因について記述している。

8. 実教出版 「高校日本史B 新訂版」

申請図書の記述(18年4月検定申請)	教科書見本の記述(19年3月検定決定)	訂正申請の記述(19年12月19日申請)	訂正理由
<p>《囲み》 歴史のまど 沖縄戦 1945年3月下旬、戦後のアジアでの沖縄の戦略的位置を重視したアメリカ軍は、約55万の兵力で沖縄攻略作戦を開始した。これに対し、日本の沖縄守備軍は9万6000の兵力だったため、一般県民を防衛隊に召集し、中学校などの男女生徒を鉄血勤皇隊や女子学徒隊などに編成した。守備軍は、本土決戦準備の時間かせぎを目的に、徹底した持久作戦を採用したため、沖縄県民は3か月におよぶ地上戦にまきこまれ、「鉄の暴風」と呼ばれる激烈な砲撃と爆撃にさらされて多くの犠牲者を出した。 この過程で、日本軍は、県民を壕から追い出し、スパイ容疑で殺害し、日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあい<del>をさせ</del>、800人以上の犠牲者を出した。</p>	<p>《囲み》 歴史のまど 沖縄戦 1945年3月下旬、戦後のアジアでの沖縄の戦略的位置を重視したアメリカ軍は、約55万の兵力で沖縄攻略作戦を開始した。これに対し、日本の沖縄守備軍は9万6000の兵力だったため、一般県民を防衛隊に召集し、中学校などの男女生徒を鉄血勤皇隊や女子学徒隊などに編成した。守備軍は、本土決戦準備の時間かせぎを目的に、徹底した持久作戦を採用したため、沖縄県民は3か月におよぶ地上戦にまきこまれ、「鉄の暴風」と呼ばれる激烈な砲撃と爆撃にさらされて多くの犠牲者を出した。 この過程で、日本軍は、県民を壕から追い出したり、スパイ容疑で殺害したりした。また、日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあいが<u>おこった</u>。犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。</p>	<p>《囲み》 歴史のまど 沖縄戦 1945年3月下旬、戦後のアジアでの沖縄の戦略的位置を重視したアメリカ軍は、約55万の兵力で沖縄攻略作戦を開始した。これに対し、日本の沖縄守備軍は9万6000の兵力だったため、一般県民を防衛隊に召集し、中学校などの男女生徒を鉄血勤皇隊や女子学徒隊などに編成した。守備軍は、本土決戦準備の時間かせぎを目的に、徹底した持久作戦を採用したため、沖縄県民は3か月におよぶ地上戦にまきこまれ、「鉄の暴風」と呼ばれる激烈な砲撃と爆撃にさらされて多くの犠牲者を出した。 この過程で、日本軍は、県民を壕から追い出したり、スパイ容疑で殺害したりした。また、日本軍は、住民に対して米軍への恐怖心をあおり、米軍の捕虜となることを許さないなどと指導したうえ、手榴弾を住民にくぼる<u>などした</u>。このような強制的な状況のもとで、住民は、集団自害と殺しあいに<u>追い込まれた</u>。これらの犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。</p>	<p>学習上の支障 (高校生が正確に沖縄戦を理解するうえで支障をきたすおそれがあるため、主語を明確にするなどした。)</p>

※下線は、申請図書の記述は18年度検定の際の修正表、教科書見本、訂正申請の記述は訂正申請書にあわせて引いている。

※「訂正文の内容等を調査審議するに当たっての沖縄戦及び集団自決に関する日本史小委員会としての基本的とらえ方」に照らし、今回の訂正は妥当と判断し、承認することが適当であるとの意見を出すものとする。

(補足説明)

・「日本軍は、住民に対して…くぼるなどした。」という記述は、集団自決の背景・要因となった住民と軍とのかかわりについてのものであり、それに続く「このような強制的な状況のもとで、住民は、集団自害と殺しあいに追い込まれた」とする記述は、前段を受け、住民の側から見て心理的に強制的な状況のもとで、集団自決に追い込まれていったと読み取れるものである。

## 各訂正文の内容等に関する調査審議について（発行者が取り下げを行った訂正申請）

申請のあった6者8点のうち、5者7点については、発行者が訂正申請の取り下げを行った（すべてについて、再度申請を行っている）。参考までに取り下げのあった訂正申請の内容についても、以下に示す。

## 1. 第一学習社 「高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来」

○平成19年11月9日申請（平成19年12月13日申請取り下げ）

[番号1]

訂正申請の記述	訂正理由
<p>《本文》            沖縄戦で、日本軍は兵力不足をおぎなうために、一般住民を地上戦に動員したが、そのなかには、中学校などの生徒たちも含まれていた。②</p> <p>《側注》            ②沖縄県下の中学校から男子生徒が「鉄血勤皇隊」として組織され、女学校から女子生徒が「ひめゆり学徒隊」など看護隊として動員された。</p>	<p>学習を進める上で支障となる記載（「部隊」では一般の軍隊として誤解を招くおそれがあり、生徒が当該看護隊の性格をより理解できるような表記とした。）</p>

[番号2]

訂正申請の記述	訂正理由
<p>《図版解説》            ④沖縄戦 沖縄に上陸するアメリカ軍。沖縄戦では、一般住民を含む県民12万人が犠牲となった（「沖縄県援護課資料」）。このなかには、<u>日本軍によって、集団自決に追い込まれたり、スパイ容疑や作戦の妨げになるなどの理由で殺されたりした人もいた。</u></p>	<p>学習を進める上で支障となる記載（集団自決については、主体が不明確となっており、生徒の理解を進めるため主体を明確にした。）</p>

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている。

## 2. 三省堂 「日本史A 改訂版」

○平成19年11月8日申請（平成19年12月13日申請取り下げ）

訂正申請の記述	訂正理由
<p>《本文》 沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、<u>日本軍との地上戦が住民をまきこみながら3か月間つづいた。戦死者と戦闘による犠牲者は日本側で約18万8000人、そのうち12万人以上は沖縄県民であった。なかには、日本軍に手榴弾を手渡されて自決を強要された人びと（「集団自決」）②や、戦闘の邪魔になることやスパイ容疑を理由に殺された人びともおり、沖縄戦は悲惨をきわめた。</u></p> <p>《側注》（追加） <u>② 沖縄戦のさい、日本軍は住民を総動員し戦力化した。「集団自決」については、軍が関与した「強制的集団死」であるという説がある。</u></p>	<p>学習上の支障 （この間の調査・研究によりあらたな事実が判明したため）</p>

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

### 3. 東京書籍 「日本史A 現代からの歴史」

○平成19年11月1日申請（平成19年12月18日申請取り下げ）

[番号1]

訂正申請の記述	訂正理由
<p>《本文》            沖縄戦と沖縄占領            1945(昭和20)年3月下旬、アメリカ軍の大部隊が沖縄攻撃作戦を開始し、4月、沖縄本島に上陸した。日本の守備軍は、本土決戦準備のための時間かせぎを目的に、兵力や物資補給の見通しもなく、現地補給による持久作戦をとった。            沖縄の中学校や高等女学校などの生徒たちは、鉄血勤皇隊、ひめゆり学徒隊などに編成され、一般住民も地上戦に動員された。3か月におよぶ激しい戦いのうち、6月末、守備隊の壊滅で日本は敗北した。            沖縄県民の犠牲者は、戦争終結前後の餓死やマラリアなどによる死者を加えると、15万人をこえた。  <u>①そのなかには、日本軍によって「集団自決」②においこまれたり、スパイ容疑で虐殺された一般住民もあった。</u></p>	<p>学習上の支障            （沖縄戦の実態について、新たな証言や事実が明らかとなり、学習上不十分な記述となった。）</p>
<p>《側注》            ①沖縄戦による住民の死者は、当時の沖縄の人口の4分の1におよんだ。  <u>②これを「強制集団死」とよぶことがある。</u></p>	
<p>《囲み》            沖縄渡嘉敷島「集団自決」            およそ一千名の住民は一か所に集結させられました。玉砕（自決）のためです。死を目前にしながら、母親たちは子どもたちに迫っている悲劇的死について、泣きながらさとすように語り聞かせるのでした。もちろん幼い子どもたちには、共に死を遂げることの意味がわかるはずありません。……  <u>軍から命令が出たとの知らせがあり、いよいよ手榴弾による自決が始まりました。操作ミスが原因でわずかの手榴弾しか発火しません。そのため死傷者は少数でした。しかし結果はより恐ろしい惨事を招いたのです。……</u>            私たち兄弟も、男性として家族に対する責任意識があったと思います。自分たちを産んでくれた母親に最初に手をかけたとき、私は悲痛のあまり号泣しました。ひもや石を使ったと思います。愛するがゆえに妹と弟の命も<u>絶</u>っていきました。……            (『戦争の真実を授業に』より)</p>	



[番号2]

訂正申請の記述	訂正理由
<p>…制定された。 1998(平成10年)の……21世紀に入って、……転じている③。<u>また国内でも、2007年の教科書検定の結果、沖縄戦の「集団自決」に日本軍の強制があった記述が消えたことが問題になった④。</u></p> <p>《側注》(新設) <u>④沖縄県では、同年9月には「検定撤回」を求める県民大会が、1995年の県民大会(→P.24)を大きくこえる規模で開催された。</u></p>	客観的事情の変更

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

#### 4. 清水書院 「高等学校 日本史B 改訂版」

(1) 平成19年11月2日申請 (平成19年12月13日申請取り下げ)

[番号1]

訂正申請の記述	訂正理由
《写真説明》 なかには、手榴弾を配布されたり、玉砕を強いられたりするなど、日本軍の強制によって集団自決に追い込まれた人々もいた。	学習を進める上で支障となる記載 (生徒理解を助けるため)

[番号2]

訂正申請の記述	訂正理由
《年表》(追加) <u>沖縄県と県下全市町村の議会，集団自決についての教科書検定意見の撤回を求める意見書を可決</u>	客観的事実の変更

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

## 5. 三省堂 「日本史B 改訂版」

○平成19年11月8日申請（平成19年12月13日申請取り下げ）

訂正申請の記述	訂正理由
<p>《本文》  <u>沖縄では、1945年3月にアメリカ軍が上陸し、住民をまきこみながら戦闘が3か月間つづいた。戦死者と戦闘による犠牲者は日本側で約18万8000人、そのうち12万人以上は沖縄県民であった。なかには、日本軍に自決を強要された人びと（「集団自決」）<sup>②</sup>や、戦闘の邪魔になるとかスパイ容疑を理由に殺された人びともおり、沖縄戦は悲惨をきわめた<sup>③</sup>。</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《脚注》  <u>② 沖縄戦のさい、日本軍は住民を総動員し戦力化した。「集団自決」については、軍が関与した「強制的集団死」であるという説がある。</u></p> <p>③沖縄県援護課によると、戦死者のうち、沖縄県出身者は、軍人・軍属約2万8000人、軍夫などに動員された者約5万5000人、一般住民（推定）約3万9000人とされている。</p>	<p>学習上の支障（この間の調査・研究によりあらたな事実が判明したため）</p>

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

## 6. 実教出版 「日本史B 新訂版」

○平成19年11月1日申請（平成19年12月14日申請取り下げ）

訂正申請の記述	訂正理由
1945年3月、硫黄島が陥落し、4月にはアメリカ軍は沖縄本島に上陸した。6月までつづいた戦闘で、鉄血勤皇隊・ひめゆり隊などに編成された少年・少女を含む一般住民多数が戦闘にまきこまれ、マラリア・飢餓による死者も少なくなく、約15万人の県民が犠牲となった。また日本軍により、 <u>戦闘の妨げになるなどの理由で県民が集団自決に追いやられたり、幼児を殺されたり、スパイ容疑をかけられるなどして殺害されたりする事件が多発した。</u>	学習上の支障（高校生が正確に沖縄戦を理解するうえで支障をきたすおそれがあるため、主語を明確にするなどした。）

※下線は、発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

## 7. 実教出版 「高校日本史B 新訂版」

○平成19年11月1日申請（平成19年12月19日申請取り下げ）

訂正申請の記述	訂正理由
<p>歴史のまど 沖縄戦</p> <p>1945年3月下旬，戦後のアジアでの沖縄の戦略的位置を重視したアメリカ軍は，約55万の兵力で沖縄攻略作戦を開始した。これに対し，日本の沖縄守備軍は9万6000の兵力だったため，一般県民を防衛隊に召集し，中学校などの男女生徒を鉄血勤皇隊や女子学徒隊などに編成した。守備軍は，本土決戦準備の時間かせぎを目的に，徹底した持久作戦を採用したため，沖縄県民は3か月におよぶ地上戦にまきこまれ，「鉄の暴風」と呼ばれる激しい砲撃と爆撃にさらされて多くの犠牲者を出した。</p> <p>この過程で，日本軍は，県民を壕から追い出したり，スパイ容疑で殺害したりした。また，日本軍は，<u>住民に手榴弾をくばって集団自害と殺しあい</u>を強制した。犠牲者はあわせて800人以上にのぼった。</p>	<p>学習上の支障（高校生が正確に沖縄戦を理解するうえで支障をきたすおそれがあるため，主語を明確にするなどした。）</p>

※下線は，発行者から提出のあった訂正申請書にあわせて引いている

# 資料 1

## 専門家からの意見聴取結果

## 意見聴取を行った専門家一覧

大城	将保	沖縄県史編集委員 (専門：沖縄戦研究)	…資料(3)
我部	政男	山梨学院大学教授 (専門：日本近代史)	…資料(8)
高良	倉吉	琉球大学教授 (専門：琉球史)	…資料(26)
秦	郁彦	現代史家 (専門：日本近現代史)	…資料(28)
林	博史	関東学院大学教授 (専門：日本近現代史)	…資料(38)
原	剛	防衛研究所戦史部客員研究員 (専門：軍事史)	…資料(62)
外間	守善	沖縄学研究所所長 (専門：沖縄史)	…資料(67)
山室	建徳	帝京大学講師 (専門：日本近現代史)	…資料(68)

(注) その他、軍事史の専門家1名から、意見聴取を行ったが、氏名及び文書意見の内容を非公表とすることを希望されたため、本資料には掲載していない。

## 「沖縄戦における『集団自決』」についての意見書

2007. 11. 22

大城将保（沖縄県史編集委員）

### 1. はじめに

私は沖縄県立沖縄史料編集所の専門員（のち主任専門員）として『沖縄県史・沖縄戦記録2』（1974）の編集を担当し、かつ同書「慶良間諸島・座間味村」の部の解説を執筆し、さらに『沖縄史料編集所紀要・第11号』（1986）に掲載された「梅澤裕手記・座間味島集団自決事件に関する隊長手記」の解題を執筆した者として、目下問題になっている平成18年度教科書検定において5社7冊の高等学校日本史教科書の「集団自決」をめぐる記述にたいして修正を求める検定意見が出されたことにたいして、私見を述べたいと思います。

なお、この問題にたいする私の見解は近著『沖縄戦の真実と歪曲』（高文研・07年10月）に詳述してありますので、以下においては概要を述べるに止めたいと思います。

### 2. 沖縄戦の特徴としての「集団自決」

太平洋戦争の末期（45年3月～）に南西諸島で戦われた沖縄戦は一般に「日米最後の決戦」と称されているが、内実は、日米両軍の地上戦闘というのみならず、「鉄の暴風」と形容される激しい砲爆撃にさらされた戦場に、軍民一体化された数十万人（40～50万人）の沖縄県民が沖縄守備軍（第32軍）の要請によって戦場に動員され、友軍（日本軍）・敵軍（米軍）・沖縄住民の集団が三ツ巴になって逃げ場のない孤島の戦場で数ヶ月間もせめぎあった戦闘であった。

沖縄戦は「総動員体制の極限」といわれる。米軍の反攻で絶対国防圏の防備が崩壊寸前となった1944年（昭和19年）夏、日本軍は、それまで軍事的には空白地帯だった南西諸島を不沈空母として利用すべく第32軍を新設・配備して、航空基地の建設を開始、米軍上陸の直前まで老幼婦女子までも根こそぎ動員して飛行場建設や陣地構築作業に従事させた。

しかし、献身的に軍に協力した一般住民は自ずと部隊の内情を見聞することになり、彼らが敵の手に落ちれば軍の機密が敵側に漏洩することになるというジレンマを軍はかかえることになった。これを防止するために、慶良間諸島や伊江島、津堅島、読谷村などの重要な秘密基地や要塞地帯では住民の疎開を禁止して島内に閉じこめ、防諜対策を強化して移民帰りや反軍反官的な言動を行う者はスパイ容疑者として衆人環視のもとで銃剣や軍刀で見せしめに処刑（虐殺）をするという事件も各地で起こった。（前掲書一覧表参照）

いよいよ米軍上陸必至の戦況になると、防衛隊、学徒隊、青年義勇隊、女子挺身隊、従軍看護隊などに編成されて部隊の指揮下にはいつて実戦に参加したり、弾薬運搬や野戦病院勤務などの後方活動の任務を与えられて「軍民一体化の戦闘」に参



加することになった。これら非正規の戦闘要員に対しても『戦陣訓』に示された防諜対策（住民に対するスパイ取り締まり）と「生きて虜囚の辱めを受けず」の軍律に基づいて、「敵の捕虜になると女は強姦され、男は股裂きにされる」という宣伝が徹底されて、「捕虜になる前に潔く玉砕（自決）せよ」と訓示された。同様の宣伝と訓示は戦闘部隊が配置されたどの地域でも行われた形跡がみられ、牛島軍司令官の着任時の「訓示」の第十条に明記された「防諜に厳に注意すべし」の具体化であることは明らかである。「戦闘能力のある者は戦闘に参加し、戦闘能力のないものは捕虜になる前に自決（玉砕）せよ」という方針は全軍的な作戦方針に基づくものであって、特定の部隊長がその場になって命令したか否かの次元の問題ではないのである。

「集団自決」に関する命令系統は、一般的には駐屯部隊と村役場や防衛隊、警防団、義勇隊などを通じて事前に協議なり指示なりがなされていて、住民には兵隊や防衛隊員から繰り返し「訓示」が徹底されており、決行のタイミングは軍から支給された手榴弾や爆雷や毒薬などが配付され、口頭で命令が伝達されるのが一般的だった。その役目は村役場職員や防衛隊、警防団などが担当する手はずになっていた。

敵を眼前にして逃げ場のない避難民は、手榴弾や爆薬が支給された時点で「軍の自決命令」と受け止めるように心の準備がなされていた。孤島の場合であれば、その島の最高責任者である部隊長（慶良間の場合は戦隊長）が命令したものと受け止めるのが自然であった。

「敵の捕虜になるまえに潔く自決せよ」という軍の命令は沖縄全域、戦闘部隊の駐屯する島ではいたるところに徹底されていた。軍命に従わずに、「アメリカ軍は民間人には乱暴はしない」などと口にしようものならたちまちスパイ容疑者として衆人環視のもとで見せしめに処刑された。

米軍上陸後は、やむなく敵に捕まって避難民収容所に保護された老幼婦女子までねらわれた。大宜味村渡野喜屋事件の場合は、収容所に保護された避難民約80人を日本兵がスパイ容疑で手榴弾で虐殺したという事例もあった。

したがって、米軍と日本軍の谷間に追い込まれた一般住民は、敵の捕虜になってスパイの汚名をきせられて友軍に殺されるよりはと、恐怖のどん底で集団自決に追い込まれるのが一般的だった。「集団自決」と「住民虐殺」はコインの両面のように表裏一体の関係をなしていた。

### 3. 座間味島の「集団自決」に関する歪曲と矛盾

ここで、慶良間諸島のなかの座間味島の「集団自決」問題にふれておく。

海上特攻艇基地であった座間味島の梅澤元戦隊長が座間味島の百数十名の「集団自決」について「自分は命令してない」と主張するのは無意味である。戦隊長みずからその時その場で自決命令など出す必要はないし、また、「自決はするな」といえる立場でもない。

梅澤氏は、私たちが編集・発行した『沖縄史料編集所紀要』に掲載した「隊長手記」のなかで、米軍上陸の前夜、自決用の弾薬をもらいにきた村役場職員や団体役員5名に向かって、「1. 決して自決するでない。（中略）壕や勝手知った山林で

生きのびて下さい。共にがんばりましょう。2. 弾薬は渡せない」と答えたと自ら書いている。これを「大江健三郎氏、岩波書店『集団自決』訴訟」の証拠資料として裁判に提出してある。ところが、原告側がもう一つの証拠として提出してある宮城晴美著『母が遺したもの』の記述とこの隊長手記とはあきらかな矛盾がある。『母が遺したもの』で当時女子青年団長であった著者の母親初枝さんの遺稿では、「隊長は沈痛な面持ちで『今晚は一応お帰りください。お帰りください』と私たちの申し出を断ったのです。私たちもしかたなくそこを引き上げてきました」とある。「私たちの申し出」というのは自決用の弾薬をくれ、ということである。弾薬をくれなかった点は両者は一致している。しかし、もっとも肝心な「決して自決するでない」という隊長の決定的な言葉はどこにも見あたらない。もし、敵上陸直前のその場で島の最高責任者である戦隊長から村役場助役はじめ村の代表者たちが「自決をするでない」との明言を聞いていたとしたら、その夜の悲劇は起こらずに済んだはずである。また、私たちが聞き取り調査をした村民の誰ひとりとして梅澤隊長から「自決をするでない」というキーワードが発せられたという証言をしたものはいない。結論として、『紀要』の梅澤氏の手記は、自己弁護のために後からこの一条をつけ加えたとしか考えられず、手記全体の信憑性をいちじるしく損なうものとなっている。

従って、私はいま現在、私がかつて、『沖縄県史・沖縄戦記録2』の「解説」のなかで、座間味島の集団自決について、「午後十時ごろ、梅澤隊長から軍命がもたらされた。『住民は男女を問わず軍の戦闘に協力し老人子供は村の忠魂碑前に集合すべし』というものだった」という記述を訂正する必要はないと考えている。右の文章は座間味村の公的文書から引用した部分であるが、村当局も現時点で訂正する必要はないとの態度である。

原告（梅澤氏）や原告側弁護団や支援団体は、梅澤氏の一方的な主張を利用して、「沖縄県史は隊長命令説を訂正した」とか、「大城主任専門員は『現在宮城初枝氏は真相は梅澤氏の手記の通りである』と言明している」といった文章が一部の雑誌や新聞などで書き立てているが、まったく事実と反することである。『沖縄県史⑩』はその後復刻版が出ているが、私が執筆した箇所では訂正されたところは一行一句もないし、また「現在宮城初枝氏は…」云々の文章は私にはまったく身に覚えのない記事であって、事実無根のデマ宣伝としか言いようがない。私が近著のタイトルにあえて「歪曲」という言葉を使ったのは、それ以外に表現のしようがないからである。

#### 4. 「集団自決」の調査・研究の足跡

沖縄戦は、従来の日米両軍の作戦中心に記述された米軍公刊戦史（『沖縄・最後の戦闘』・1947）や日本軍戦史（防衛庁編『沖縄方面陸軍作戦』・1968）ではとらえきれてないもう一つの戦史、“県民戦史”とでもいべき歴史記述がなくては全体の像とその教訓を客観的にとらえることはできない。ところが、地上戦闘が行われた沖縄本島と周辺小離島で3人に一人という肉親・同胞を失った人々の心の傷はふかく、ながらく戦場体験の実相を語ったり記録に残すことは出来なか

った。わずかに沖縄タイムスの記者たちがまとめた『鉄の暴風』（1950年・沖縄タイムス社）が軍民混在の戦場の様相の一端を伝えただけで、沖縄県民の立場から書かれた本格的な沖縄戦記録というもののはなかなか現れず、日本復帰のころまでながく沈黙の時代が続いた。

その間に、防衛庁戦史室から『沖縄方面陸軍作戦』（1968年）が刊行されるが、軍隊史観に立った同書では、慶良間諸島の集団自決について、「小学生、婦女子までも戦闘に協力し、軍と一体となって父祖の地を守ろうとし、戦闘に寄与できない者は小離島のため避難する場所もなく、戦闘員の煩累を絶つため崇高な犠牲的精神により自ら命を絶つ者も生じた」と記述されているだけで、軍の関与についても責任の所在についても、そして「集団自決」の犠牲の実態についてもまったく眼中になく、むしろ「犠牲的精神」を賛美し顕彰せんばかりの筆致である。

しかし、このような軍隊の視点からとらえた「集団自決」の実相は、復帰後、主人公である沖縄県民が重たい口をひらいて語り出したことによって大幅に修正されていった。日本復帰の前後から動き出した沖縄県史や市町村史の戦場体験記録事業によって、県民主体の沖縄戦記録が続々と現れるようになり、多様で広範囲な証言記録の集積によって防衛庁戦史のような美化された「集団自決」のとらえかたは過去のものとなっていった。

沖縄県史が開拓した沖縄戦記録の事業は、30余年たった現在でも、市町村史や字誌などにひきつがれて、体験者の胸の底に封印された戦場の記憶が徐々に発掘・記録されつつある。全県53市町村のうち、独立巻として証言記録集にまとめられたのが16市町村、目下調査・編集中のところは9市町村ある。このほか沖縄戦に関する戦史・戦記類は私が知るかぎりでも700冊にのぼっており、決して調査・研究が進んでないというわけではない。ただ、唯一の地上戦闘という特異の性格から本土の人々にはなかなか食いつきにくいところがあってまだまだ全国的な共通認識には至らない面がある。それだけに、沖縄戦の住民犠牲について国民的共有認識にまで普及させるうえで教科書の役割は大きいといえる。

戦場体験の発掘作業からしだいに浮かび上がってきた沖縄戦の特徴は、「戦場では軍人よりも一般住民の犠牲がはるかに大きい」という事実である。この傾向は、国家総力戦といわれる近現代の戦争の典型的な特徴でもある。太平洋戦争でも、日本は原爆や空襲で多くの民間人が犠牲になった。しかし、上空からの攻撃を受けただけでは、「戦争とは人間が人間でなくなる状態だった」という極限状況までは見えてこない。

国内で唯一住民をまきこんでの地上戦となった沖縄戦の悲劇をもっとも鮮明に象徴するものは「集団自決」と「住民虐殺」である。歴史教科書にこの二つの史実が記述されるようになったのは、1980年以降、体験者が心の底に封印してあった“地獄の戦場”の記憶をつらい気持ちをこらえて県史や市町村史に語り出した成果がようやく教科書にも反映され、多少なりとも国民的な共通認識として認められてきた矢先に、事実誤認と歪曲に基づいた一方的な主張の影響をうけて教科書から抹殺するような検定のあり方は沖縄県民の心情としてとうてい許し難い暴挙というしかない。検定意見の「撤回」と記述の「回復」こそが県民の総意であり、私の意見

の結論でもある。

#### 5. 「集団自決」の全体像を

昨今の「集団自決」をめぐる一部の主張をみていると、「木を見て森を見ず」の見本のような気がしてならない。一部の人々が仕掛けた「梅澤戦隊長と赤松戦隊長の名誉回復」のための民事訴訟が、なぜ「沖縄戦における集団自決」問題全般の判断材料とされるのか、実に疑問である。

いうまでもなく、沖縄戦における集団自決は座間味島や渡嘉敷島だけで起こったことではない。同じ慶良間諸島の中でも、隣り合った慶留間島では野田戦隊長みずからが事前に島民の前で「敵上陸のさいは全員集団自決を決行するように」という主旨の訓示を行った事実は広く知られている話である。なぜ、このような明白な事実を無視するのか。

かりに、慶良間諸島の集団自決については大阪地裁で係争中であるから、これを判断材料から除外するとしても、「集団自決」と「住民虐殺」は伊江島から摩文仁にいたるまで、地上戦闘のあったすべての地域で多発しているのである。私自身が確認しただけでも、沖縄戦における集団自決の事例は33件約1,100人にのぼっている（前掲書一覧表参照）。私が判断するかぎり、そのほとんどは軍が関与しているし、直接命令を下した指揮官名まで判明している事例も少なくない。ただし、以上の数字といえども、まだ氷山の一角でしかないだろう。集団自決は一家全滅に至る場合が多く、死者はもはや証言をすることもできないからである。

最後に申し上げておきたいことがある。現在、沖縄戦をまともに調査・研究している研究者やジャーナリストで、「沖縄戦における集団自決に関して、命令・強制・誘導等の軍の関与はなかった」と断言できる者は私の知るかぎり一人もいない、という事実である。

平成19年12月1日

## 沖縄戦に関する私見

山梨学院大学 我部政男

平成19年11月14日付けの私への書簡について、以下のようにご返事をします。

この問題への解答は、私の場合、正直なところ心の中に両面が存在するように入います。一面はすごく簡単で、これまでに沖縄戦に関して書いた二の論文の内容を参考に繰り返し自説を述べればよいという面であります。他のもう一方の側面は、心理的に不明確な苦渋の選択を強いるようなものであります。

私の沖縄戦についての研究状況は、今なお不十分さ未熟さの段階にとどまっており、自らを沖縄戦研究者であると詐称するつもりもありません。これらのことをあえて承知し、自己認識した上で、しかし、意見を求められるというせっかく与えられた機会ですので、私なりの返事を認めるつもりで、以下論じることに入します。

沖縄戦についての私の今の見解は、過去に私が書いた二の論文にほぼ完全に表明されていると考えております。したがって、基本的に新しい意見や見解を付け加えることはありません。二の論文を正確に精読していただければ、素直に理解できるはずであります。

はじめに、二の論文の所在を明らかにしておくことに入します。不思議とこの二の論文とも、科学研究費補助金の交付を受けた研究成果の報告であります。

- ① 「沖縄：戦中・戦後の政治社会の変容－戦後地方政治の連続と非連続」（天川晃・増田弘編『地域から見直す占領改革』山川出版、2001）
- ② 「戦時体制化の沖縄戦－軍官民一体化論と秘密戦を中心に－」（『沖縄戦と米国の沖縄占領に関する総合的研究』基盤研究A、課題番号14202010 研究成果報告書）

二の論文を書き終えた今、考えることが一つあります。

沖縄戦研究には、多様な側面が存在入します。それらを入総合的に把握し、判断することが要求入されます。

沖縄戦の研究は、確かに大きな進展を遂げて入きて入います。沖縄の住民の戦争体験の収録は、研究者や地域自治体の精力的な活動によって沖縄の戦後の歴史に残る大きな成果をあげて入います。これらは、オーラルヒストリーの手法による戦争の体験や記憶を記録化する事業で、戦争の実態の側面を鋭く抉り出す役割を果た入ことになるであろうと入考え入ます。住民の戦争体験の正確な継承は、沖縄戦における最も重要な側面であることには、かわりはないと入思います。同時に戦争の実態を解明するには、より多方面の関係資料の調査・収集が実施されなくてはならないと入考えて入います。しかし、そのことは、十分になされているとは、言いがたい。このことは、今後の大きな課題であろうと入私は入思います。

文部科学省より、例えば、沖縄戦における「集団自決」、太平洋戦争における沖縄戦の位置づけ等に関しての私の見解を問われたが、それら依頼のすべての項目に

関して、学術的に答えることは、今の私にはとうてい不可能であります。しかし、明確なことは、以下に明示するように「集団自決」の起こった歴史的な事実の背景に「軍官民一体化」論理が存在していたことでもあります。戦時におけるこの国民意識の存在の意義から「集団自決」の発生を考えることが、私には、ごく自然なように思われます。

研究の成果の質量ともに多様な側面の最先端の良質の部分が教科書の叙述に採用されることは、理想的なことだと思います。しかし、教科書の叙述のように僅か数行の幅に収めることは、大きな緊張の伴う精神作業のように思います。幅広い見識が要求されましょう。

沖縄戦末期にいわゆる集団自決が、事実として起こっております。その歴史的な事実を因果関係において説明する方法として提示されているのが、「軍命令」であります。

私の考えでは「軍命令」は、先に提示した「軍官民一体化」論理の範疇に入るものだと考えます。

多くの人々が承認するように、歴史は、資料に基づいて考察し解明され、そして叙述される行為でありましょう。

比較的多くの人の同意を得るためにも、沖縄戦に関しても同様に広く関係資料を調査・収集しなくてはなりません。改めて、沖縄戦に関する資料の調査・収集を、私は強く希望しておきたいと思います。

以下の叙述は、先の論文②から、該当箇所を引用しておきました。参考にしていただきたいと思います。

## 四 沖縄戦時の政軍関係

### 1 総力戦体制と防諜・間諜指導

この第4章から第6章までの第2部では、比較的沖縄戦に焦点を絞り分析を深めることにする。もちろん第1部の戦時体制化で取り上げた治安対策のスパイ問題が沖縄の地域でどのように展開したかが中心的な課題である。

これまで、戦後60年の間に沖縄戦に関する見解は、どのように示され解釈されてきたであろうか。沖縄戦も地域としては沖縄に限られているが、広くは、第二次世界大戦、アジア太平洋戦争の一部であることは、断わるまでもないことである(1)。この第2部で沖縄戦の全体像を総体として、提示することはできないが、その1つとしてすでに提起されている見解から切り口を見つけることにする。およそその典型的で代表的な見方の一が、防衛庁戦史の戦史等で表明している、「沖縄作戦」と称する見解であろう。すべての日本人、研究者が、同様に沖縄作戦史観の立場をとっているというわけではないが、おそらく、日本国家の見方もほぼそれに近いのではなかろうかと思われる。因みに、その一つをここに引いておく。

「沖縄作戦は、大東亜戦争の末期、沖縄本島を中心に日米両軍が文字どおり死闘を繰り返した、最後はあの国土防衛作戦である。日本軍は、米軍が沖縄諸島に進攻基地を推進しようとして来攻する戦機をとらえ、その戦力を撃破して戦意を挫き、もって戦争目的の達成をはかろうとした。一方、米軍にとって本作戦は、沖縄本島に日本本土進攻の拠点を設け、その直後に予定する本土攻略戦の試金石ともなるものであって、日米両軍にとり重大な意義を有する作戦であった。圧倒的な物量を誇る米軍に対し、日本軍は、沖縄県民と真に一体となり、死力を尽くして長期持久作戦を遂行した。遂に敗れたとはいえ、この軍官民一体の敢闘は、米軍に多大の出血を強要してその心胆を寒からしめ、もってその本土攻撃を慎重にさせ、わが本土決戦作戦準備に貴重な日時を与えた。特に可憐な男女中学生を含む県民の敢闘は、当時国民に深い感銘を与えたのであり、長く戦史にとどめらるべきものであろう」(2)

この見方に関して、今日の時点での評価や見解は、大きく別れることはともかくとして、過去の歴史のある側面、たとえば、戦争を指導した人々に焦点を当てて考え、歴史の文脈のなかで大掴みにいえば、この見解にも肯定すべき面のあることも認めないわけにはいかない。

先の第1章から第3章までの第1部のところで詳細に分析したように、「軍官民一体化」論の立場からすれば、この考えは戦時の国民意識の指導原理がそのまま戦後に引き継がれた見方であることが判明するはずである。批判的な見方をすれば、戦時中の「軍官民一体化」論の亡霊が、戦後もその負傷したまま生き延びているようなものである。

しかし、戦争に動員された人々の立場からすれば、明らかにすべきは、「日本軍は、沖縄県民と真に一体となり、死力を尽くして長期持久作戦を遂行した」という文言のところをどのようなレベルで肯定するかということに関ってくるようにも

思われる。言葉の「真の一体化」を単に歴史的な事実の側面のみならず、この場合、一体化に向けて作用した国家権力（天皇、政府、軍部）の意思をも明らかにする必要があるように思われる。その点で先の沖縄作戦史観からの見解だけが、支配的で正当性を持つともかぎらないことは言うまでのない（3）。本論文では、国家の側からの行政的な同一化・戦力化政策に焦点を定めながら、戦時行政で重視される治安維持の側面を防諜・間諜の視点から住民の戦力化のテーマに接近し、問題点を捉え直してみることにする。この点は、第1部のところで明らかにした論点を踏まえ、その論理が地域としての沖縄にどのように作用したかということに関心が集中してくるのである。

すでに前章でも検討してきたように、沖縄も日本国の一部を形成しているので、大きな流れの態勢はほぼ固まっているように思われる。少し遅れた出発ではあったが、治安立法の法体系は、沖縄地域にも網の目をかぶせていた。機密保護法やスパイ問題が、どう展開したのか少し細部に立ち入って見ることにする。

ところで、前章（第1章から第3章まで）で論じ分析した件とも関連するが、スパイ問題は、もっとも直裁に沖縄戦に切り込める糸口のように思える。

これまでは、沖縄戦中に隠微で多様に繰り広げられる防諜・間諜についての視点で書かれた論文は予想よりもはるかに少なく、わずかに玉木真哲「戦時沖縄の防諜について－沖縄守備第32軍の防諜策を中心に－」（『沖縄文化研究』13号1987年）

（4）と松岡ひとみ「秘密戦における軍民間の相互作用と接点－沖縄戦の情報に関する一考察」（『沖縄関係学研究論集』第4号1998年）等の研究がある（5）。防諜・間諜に関して重要な史料として注目されてきた「秘密戦ニ関スル書類」を活用している。

最近では、藤原彰『沖縄戦－国土が戦場になったとき－』（青木書店 2001） 額厚『侵略戦争－歴史的事実と歴史認識－』（筑摩書房 1999）、林博史『沖縄戦と民衆』（大月書店 2001）等すぐれた研究書が発刊されつつある（6）。

殊に、額厚『侵略戦争－歴史的事実と歴史認識－』（7）のなかの「沖縄戦と秘密戦」の箇所は、正確ですぐれた分析で傾聴に値する。もちろん、『本部町史、資料編1』（本部町教育委員会編、1979・9）（8）に収録された「秘密戦ニ関スル書類」も丹念に検討している。これらの成果も部分的に取り入れ参考にしつつ、叙述を進めることにしよう。

沖縄戦は日米戦争の色彩が濃厚であることには変わりはないが、その特質としてあげられている防諜、間諜、謀略がいかに展開されたかについても関心を示すことが重要であろう。関心事の集中する「沖縄人スパイ」説から入ることにする。あくまでも説であり、噂や風聞に過ぎないが、研究のスタートもこのレベルから出発するしかない。

戦後の第八十九回帝国議会貴族院に、最後の沖縄出身の男爵伊江朝助議員が残っていた。伊江の発言として次のことが貴族院の速記録に残されている（9）。

「沖縄終戦ノ三日前三、盛脇（森脇カ）ト云フ陸軍ノ中尉ガ牛島司令官ノ命ヲ受ケテ沖縄カラ脱出シタ、其ノ道案内ヲシタ者ガ海軍ノ二等兵曹ノ上地ト云フ男、此ノ男ハ沖縄出身デ、大学ノ学生デアリマシタケレドモ、召集サレマシテ海軍ニ



入ッた男デアリマス。是ガ万難ヲ冒シテ盛脇ト云フ中尉ヲ連レテ脱出シテ、奄美大島ノ徳之島迄行ッた、盛脇中尉ハ非常ニ感謝シテ居ッたノデアリマスガ、徳之島ニ上陸スルト盛脇中尉ハ、今回ノ沖縄戦線ノ失敗ハ琉球人ノ「スパイ」行為ニ因ルト云フコトヲ放送シタ、其ノ上地二等兵曹ハ非常ニ憤慨シマシテ、刺違ヘテ、ヤラウト云フ考ヲ起シタ、然ルニ考ヘテ見ルト、司令官ノ命令デ脱出シテ大使命ヲ持ッテ居ルカラト云フノデ其ノ儘ニシテ居ッた、サウシテ此ノ人ガ九州地方ヲ廻ッテ、九州ノ疎開地ニ、今回ノ沖縄戦ハ沖縄県人ノ「スパイ」ニ因ッテ負ケタノダト云フヤウナコトガ流行ッテ、沖縄五万ノ疎開民ガ受入地カラ非常ニ脅迫サレタト云フ事情モアルノデアリマス、我々カラ考ヘマスト、非常ニ残念ニ思フノデアリマス」(衆議院議員選挙法改正法律案特別委員会議事速記録 第2号)

日本の敗戦という社会の虚脱状況の中で沖縄人の裏切り行為が、戦争に負けた理由だとする軍人の沖縄県人スパイ観の情報に接し、伊江は非常に残念であり、帝国臣民の名誉にかけても憤慨にたえない。この件につき、国务大臣をはじめ、国民に問いただす発言になっている。この速記録によれば、沖縄人スパイ説は戦時から戦後に引き継がれ、その情報の流れは戦時に九州各地に疎開しそのまま置き去りにされた人々の上にも重くのしかかっていた。その沖縄人スパイ観の起源は、意識や感情に作用していて歴史をさかのぼれば、容易に発見できようが、やはり直接的には戦時に必要に応じ再生産されたと見るのが、適切であろう。遠因はさかのぼれば、際限なくきりが無い。しかし、ここでは、明治期までさかのぼり、意識のあり方として、先に明治の山県有朋らの考えを検討してみた。しかし、その考えが直接的に戦時期に連動するわけではない。そこには多くの媒介項や留保事項がなければならぬはずである。

ところで、不思議なことに、この伊江の発言の内容と次に示した森脇の証言は基本的な行動の点では一致している。伊江発言を裏付ける文書の存在がいささか興味を引く史料である。

元陸軍中尉森脇弘二の稿本「沖縄脱出記」が、防衛研究所図書館に所蔵されている(10)。その稿本の扉にこう説明してある。「本人は陸軍歩兵学校教官として該地巡回教育の途上沖縄において戦闘の渦中に投じて、32軍司令部付きに命課され、独立混成第44旅団司令部において勤務して作成に従事した。本記事は司令部より戦訓報告のため大本営へ派遣され脱出記事である」と。その第一巻のなかの6月8日の条に次のような箇所がある。少し長い引用になるがいとわず引いておく。

「洞窟の中を歩いて見ると、以前の顔ぶれが揃っていた。変に思って聞いて見ると、昨日2組出發したが敵のスパイらしいが崖の上で発火信号したため、敵の掃海艇に攻撃せられ、陸軍切込隊は全員行方不明、海軍の組は一名を失っただけで舟をやられて辛うじて流れて帰って来たとのことであった。海軍の兵曹長が今晚スパイを斬って来ると張り切っているそうだ。夕刻になって伊良波が帰ってきた。軍命令は貰って来ていた。「軍命令なくして戦線離脱すべからず軍占領地区内にあるくり舟は軍命令なくしては一艘たりとも使用すべからず、所在部隊は軍命令により森脇中尉に能う限りの協力をせよ」という趣旨のものであった。既に軍の秩序は麻の如く乱れ、その統制は全く行われていない。人は軍律よりも自己の生

命の危険に戦っている。この時期に一片の軍命令が何程の効果を発揮し得るだろうか。私は迷ったまま、黙っていた。日暮時兵曹長が「今からスパイを斬って来ます」と言って来た。私は「御苦労さん、拳銃を貸そうか」と言ったが、「何、これさえあれば沢山ですよ」と軍刀を見せ乍ながら出て行った暫くたつと「やはり借りて行った方がよかったですな。手負ひだけど一人逃がしてしまったよ」と残念そうに行って来た。スパイはハイカラな服装をした男一人と女二人で先ず男に一太刀あびせ次に女二人を斬ったが女を斬っている隙に男が拳銃を撃ち乍ら逃げてしまったのだということであった。然し、もう妨害は出来ないだろうと思って安心した。」

スパイ殺害事件に関する当事者による貴重な証言で、信頼にたる資料である。戦時期の沖縄の治安状況を明らかにすることは、現在でもなお困難な状況にある。事実関係を明らかにする研究史料が圧倒的に少ないという障害が横たわっている。それを補完する意味で、国家の側から出てくる言論統制の目的をもって配布された文書に注目する必要があるのかもしれない。しかし、その手法を採ると沖縄の状況を特化させる。この方法が、全体的な状況のなかに沖縄を溶解してしまう可能性もある。そこで、中間的な手法を試みる。前者のごく基本的な方法は、すでに第1部の第2章で示しておいた。

戦時においては、国民的なレベルにおいてすでに昭和16年にスパイ活動を防止する目的で国防保安法が施行されており、国民の間に防諜思想の普及をはかる立場から防諜週間を設けるなどのキャンペーンも行われている。防諜対策という国の政策は、国民のなかに相互監視の体制を作り出していくことであり、また、国民のなかに敵国に対する敵愾心を奮い立たせつつ、必然的に猜疑心を醸成させていく心理作戦である(11)。この防諜思想の普及は実態として、多様な展開をとりながら、沖縄社会の治安状況とも絡みつつ深く広く浸透していく。

治安立法である軍事機密保護法、国防保安法の制定後、沖縄社会はどのような変化が見られたのか。その反応は、防諜週間の実施という行事として早く現れている。防諜思想の普及とその徹底が目的であるが、行動の主体は、やはり沖縄県特高課であった。その他に市町村、警察署、学校、警防団、連隊区、憲兵等が参加している。

軍の情報の強力な協力宣伝機関の一翼を担っていた新聞の社説も

「国家総力戦に於て最も緊切なるものは思想戦である。国民の精神思想が脆弱であれば、敵国又は第三国の宣伝謀略に乗せられて敗戦の憂目をみる外はない。国民が国策の針路を十分に理解体得し毅然たる決意強固なる信念の下に翼賛の実を挙げるべく努力する」(12)

と、このことが大切だと思思想戦の重要性を説く。政府の意図した言論統制が功を奏しつつあった。

沖縄守備隊第32軍の沖縄戦時のスパイ観については「沖縄戦防衛庁文書」(13)の中に多く散見できる。その軍部の住民に対する基本的な見方は、「秘密戦ニ関スル書類」(「返還文書」返 青13-12)(14)で提示したのと内容的にほとんど同じであり、共通している。すなわち、沖縄住民に対するスパイ視する意識や考えは、常

時社会の雰囲気の中に重く顕在していたと考えられる。例えば「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ、沖縄語ヲ以テ談話シタル者ハ間諜トミナシ処分ス」（球軍会報）（15）などは、異常な緊張関係の中での軍の自信の喪失と住民への猜疑心を露呈したものであった。沖縄社会で日常的に話されていた琉球沖縄方言が、「スパイ言語」とみなされ使用禁止されたのである。東京語をモデルにした標準語を日常的にコミュニケーションの手段として使用することが、国民国家の形成に他ならなかった。その間隙にあつて、その余波を受けずに生活を送ることの可能であった閉鎖的な地域社会のいわゆる老世代にとっては、自己のこゝろ生活手段としての地方的な文化すなわち、琉球沖縄方言による表現手段の剥奪であり、内容とはかかわらないいわば言論の弾圧であつたに等しい状況であつたといえよう。軍の説く国家の側からの軍民一体論の幻想が、現実の地域社会に直面する時、例えば敵国アメリカの軍隊が上陸を敢行した時点で、日本軍がどのような行動に出るかは、十分に予想できたと思われる。国家の側のとりわけ軍部の創り出した自己同一の信念が揺さぶられる時、軍は信頼すべき者とみなされていた県民への仕打ちが、何でありえたのかについて次に見ることになる。

想起してみるに、この緊張状況は、植民地支配地域では日常的に作りだされていた。同一化策による言語の使用、治安立法等を見れば明らかである。植民地支配を強権的な政治手段で見ると、戦時における人民支配のあり方と共通する側面が多い。植民地を所有する国家は、戦時において国内もまた植民地的な政治状況に変容する必然性を有していたことになるであろう。そのことの持つ論理の思想史的な意味を解明しなくてはならない。

## 2 「秘密戦ニ関スル書類」と住民対策

この文書史料はアメリカ政府からのいわゆる返還文書の一部で、原本は、現在国立公文書館に所蔵されている。史料の系列の流れから言えば、防衛庁戦史室の沖縄戦関係文書の一部であるように推察される（16）。これらの史料を分析することは、謀略を任務とする特務機関の事例研究にもなるであろう。

この史料は、1944年（昭和19）11月から翌年3月の5ヶ月間にわたる独立混成第44旅団（旅団長鈴木繁二少将）の下にある球7071部隊（第2歩兵隊、宇土武彦大佐）の書類で、主に球1616部隊（第32軍司令部）との往復書簡、書類と第2歩兵隊の書類が中心で、鉛筆書、ペン書、ガリ版刷の公私文書等を含んでいる。したがって、それらの書簡は、軍司令部情報主任薬丸兼少佐と第二歩兵隊防諜謀略主任熊田正行中尉、同諜報宣伝主任山本緑中尉、第三遊撃隊の遊撃秘密戦主任村上治夫大尉との間で交わされた連絡事項が多い。もちろん書類には宇土武彦大佐も目を通して署名を残している。大掴みにいえば、この史料は、三つの内容に分類できる。①陸軍、海軍、政府（特に内務省）関係、②第32軍司令部と第2歩兵隊、③第2歩兵隊と秘密戦機関＝国土隊、の3つの側面で構成されている。

ところで、軍は防諜、間諜、謀略についてどのような具体策を持っていたであろうか。以下において「秘密戦ニ関スル書類」の内容を検討することにする。

1944年（昭和19）11月18日、極秘「報道宣伝防諜等ニ関スル県民指導要綱」が、球第1616部隊（第32軍司令部）作成されている。そのもとの骨子は、同年の10月6日の、「決戦輿論指導方策要綱」に基づいている。「決戦輿論指導方策要綱」は先に第2章第2節の「機密保護対策の強化」ところで触れておいた。この例からも判るように政府の意思は通達として沖縄にも伝えられていた。全く同じ文章ではないが、現地の状況に適合するように改められている。

「第1方針」のところにその目的が明確に示されている。

「皇国ノ使命及ビ大東亜戦争ノ目的ヲ深刻ニ銘肝セシメ我カ国ノ存亡ハ東亜諸民族ノ生死興亡ノ岐ルル所以ヲ認識セシメ真ニ六十万県民ノ総蹶起ヲ促シ以テ総力戦態勢ヘノ移行ヲ急速ニ推進シ軍官民共生共死ノ一体化ヲ具現シ如何ナル難局ニ遭遇スルモ毅然トシテ必勝道ニ邁進シルニ至ラシム」

方針は、あくまでも原則的なことを述べている。「60万県民」と記述するあたりが地域的な適合性であろう。内容はすなわち、精神主義的な一体感の醸成であり、常に意識として幻想的な「軍官民共生共死」という運命共同体を感知させることにある。すなわち玉砕意識の共有化をめざしたのである。国家による上からの一体感を創り出すべく努力している。いわゆる非常時に国家権力側の創出する同一化意識、すなわち指導上のアイデンティティー形成による同化策であった。その方針を広く住民の中に浸透させ、機能させていくには、関係機関の縦横の協力が必要になってくる。実行と取締りは、沖縄憲兵隊の役目で「本要綱ニ基ク実行ノ指導取締ニ任ズ」と規定されていた。頂点にあつて全体の統轄は、当然のことながら第32軍の任務であるが、各兵团、各守備隊、憲兵隊、在郷軍人会、県当局等が、それぞれに担当して実行にあたることになっていた。

特に、軍の側から沖縄県当局の実行すべき項目として

「二、軍ハ本件ノ特性特ニ内地防衛ノ最前線ナルニ鑑ミ森厳ナル軍紀ヲ確立シ皇軍タルノ実ヲ現示シ以テ県民ヲシテ積極的ニ軍ニ協力スルト共ニ絶対ニ軍ニ信頼シ如何ナル事態ニ遭遇スルモ動揺混乱スル事ナク冷静沈着事ヲ処シ各職域奉公ニ邁進セシム。

三、県当局ノ治政ヲ極力援助シ県民ヲシテ尊厳ニシテ悠久ナル国体観念ノ下神州不ヲ確信シ必勝ノ信念ヲ堅持セシムルト共ニ克ク時局ヲ認識シ個人生活ハ国家ト共ニ在スルコトヲ知ラシメ総テヲ戦争完遂ノ一途ニ集中シ以テ敵愾心ヲ旺盛ナラシメ奉公心ヲ昂揚セシム。

四、常ニ民側ノ真相特ニ其ノ思想動向ヲ判断シ我ガ報道宣伝ノ効果、敵側諜報宣伝、謀略ノ企図及内容ノ探查等敵策動ノ関スル情報収集ニ努メ敵ノ謀略並ニ宣伝行為ノ封殺ニ遺憾ナカラシム。

時に報道機関、マスコミに対しては、

（一）戦時執務要領ニ準拠スル外軍防衛ニ基キ軍ノ行動ニ即応セシムルヲ第一トス。

（二）報道宣伝ハ自主的計画的ニシテ全機関ハ軍ノ完全ナル統制ノ下ニ実施ス。

（四）常ニ戦局ノ推移民心ノ動向ヲ察シ機先ヲ制シ好機ニ投ジ重要事項ハ反復宣伝ヲ実施ス。

この会員には、軍、警察特高関係者の他に沖縄新報社社長、同盟通信那覇支局長、毎日新聞那覇支局長、朝日新聞那覇支局長、放送局長の名が連ねている。

ところで、秘密戦とは何を意味していたか。先ずはその規定を探ることにする。「国頭支隊秘密戦大綱」なかでは、①「本綱中ノ宣伝、防諜、遊撃秘密戦ハ謀報謀略ト共ニ之ヲ秘密戦ト呼称ス」、②「秘密戦ハ国家総力戦タル今日武力戦ニ即応不可欠ノ勤務トナリ作戦ヨリ戦闘ヘト全面的乃至終期的役割ヲ要請サレアリ」と。防諜は、敵との交戦前（対内諜報）と攻撃開始前後とに区別される。交戦前は、「住民ノ思想動向特ニ敵性分子ノ有無」に向けられるが、開戦後の宣伝戦は、「軍官民ノ戦意ヲ昂揚シ戦力ノ培養維持ヲ策ス」となっている。さらに続けて「作戦準備期間ハ報道宣伝ニ努メ戦闘中ハ謀略宣伝ヲ併用ス」となっており、場合によっては、状況を転換させる目的のために作画的に新状況を創作することも考えていた。

ところで、(三) 国土隊はいかなる隊なのか。国土隊は宣伝、諜報、防諜、謀略を任務とする秘密機関で、北部地区の国頭地方で1945年（昭和20）の3月に各町村の有力者、実力者、学校長、翼賛会員等を集めて結成された。その国土隊に関する軍側の評価を見てみよう。

「当日会同セル会員一六名ハ悉ク感激シー死報国ノ念ニ燃ユル決意看取セラルルモ仲宗根源和ヲ除ク全員ハ当地区ニ於ケル所謂人格者知名士型ノ士ニシテ斯種任務ニ嘗テ服務シタル体験ナク且ツ組織的ニ斯種教育ヲ受ケタル者ナク機密保持並服従精神薄弱ナル脆弱面アリト思料セラルル点アルモ任務ノ重大性ヲ鼓吹、感激心ヲ昂揚持続セシムレバ或程度ノ活動ハ期待セラルルモノト思料ス」

軍当局の所見も地域の情報に熟知しており、なかなか冷静で観察も細かい。仲宗根源和を除くとした理由について、こう続けて述べる「仲宗根源和ハ元日本共産党ニ関連シ相当深刻ナル左翼的イデオロギーノ抱持者ナルモ現在ハ斯種運動ヨリ遠ザカレル者ニシテムシロ本人ノ感激心ヲ唆リタラバ予期以上ノ成果ヲ収ムルニ非ズヤト思料セラルル」と。個人の内面に關わる情報も的確に把握している軍部の情報量の豊富さに改めて感嘆する。

国土隊の勤務に関して、「防諜ハ本来敵ノ謀報宣伝謀略ノ防止破摧ニアルモ本島ノ如ク民度低ク且島嶼ナルニ於テハ寧ロ消極的即チ軍事始メ国内諸策ノ漏洩防止ニ重点ヲ指向シ戦局ノ推移ニ呼応シ積極謀略ニ転換スルヲ要ス」とあるように、住民が軍に忠誠を尽くすことを期待しての戦略であったことが理解できよう。当初より防諜（スパイ取り締り）が最大の目的であり、その方針であることがこれらの史料からも窺える。

一 謀略ハ大掛リ而モ綿密周到ナル準備ニ依リ確實ナル基礎ヲ作りタル後実施スルニ非ザレバ顕著ナル成果ヲ期待シ得ザルヲ以テ専ラ軍ノ行フ謀略ニ追随スルノ準備ニ止メ要スレバ局部的現實的謀略ヲ策ス。

二 謀略実施ハ宣伝機関トノ関係不可分ナルヲ考慮シ平素之ガ素地ノ培養ニ務ム。

となっている。正確な情報収集の重要性の認識、住民の内面のコントロールすなわち、心の中まで支配・統制し、軍の目指す方向に指導することであり、住民が軍を信頼し信じ切ることを強要し、必要に応じ時に脅迫もした。

国土隊の「国頭支隊秘密戦大綱」には、次のように記されている。

部隊の中では、特に謀報を担当する隊員が配置されていた。その隊員は、次に掲げるような担当地区の一般住民の民心の動向に特に細心の注意をすべきであると。

すなわち

①「反軍、反官分子ノ有無」、②「外国帰朝者特ニ第二世、第三世ニシテ反軍反官的言動ヲ為ス者ナキヤ」、③「反戦厭戦気運醸成ノ有無、若シ有ラバ其ノ由因」、④「敵侵攻ニ対スル部民（民衆）ノ決意ノ程度」、⑤「一般部民（民衆）ノ不平不満言動ノ有無、若シ有ラバ其ノ有因」⑥「一般部民（民衆）ノ衣食住需給ノ状態」等「ヲ隠密裡ニ調査シ報告スルコト」、この取り締まることのみならず、防諜については①「一般部民ノ防諜観念ノ昂揚ニ努ムルコト」②「徒ニ民心ヲ不安動揺セシムル言動（流言蜚語）ノ未然防止ニ努メルト共ニ流言発生ノ際ハ之ガ根拠ヲ探索スルコト」を指導すべき点も強調している。

しかし、これら「秘密戦ニ関スル書類」①、②、③の各資料は、国家総動員法で方向づけられた総力戦体制、国内のあらゆる力を戦争に動員するという戦争を指導した日本の支配体制の政策の展開という一本の太い線で貫かれている。戦争遂行政策すなわち国民の戦力化への道は、この史料で見える限りにおいても、沖縄地域ではきわめて、典型的に機能し、浸透していったことを示している。

防衛庁戦史室の「陣中日誌一輻重兵第24連隊第5中隊の記録一」（17）によって、軍の住民対策をみておこう。国内の中で軍隊の駐屯する地域と駐屯しない地域とでは、状況は大きく異なる。沖縄地方のように表面的ではあるが、軍民一体の態なしているところでは、全国的に見て防諜・間諜の在り方もそれなりに差異が存在したはずである。

きわめて重要な視点であるが、第32軍の住民対策には、当初から矛盾した二つの課題を抱え込んでいた。最初の一つは、県民・住民の協力をいかに調達するかということであり、他の一つは軍事機密をいかに保持するかということである。この二つは戦争遂行にとって軍部が最も気を配り、重視し意を注いだ点であった。

しかし、軍部は住民の「皇民意識ノ徹底セザル」ことを理由に不信を投げかけていた。信用できない住民を戦力化して活用しなければならない軍部は、軍事機密のもれることを極力警戒しつつ、住民の協力を引きだそうとした。そのために起きた軍と住民との摩擦が「スパイ嫌疑」であった。いかに住民が皇民（国民意識、公民意識）意識に徹底し、戦時の戦争体制に全面的に協力したとしても、政治権力の構造的側面から見れば、民と軍の間には越えがたい一線が深い溪谷のように連なっていた。実際に軍部の体質はそのことを隠そうとはしていない。軍部が、軍事機密を守るために、はりめぐらした防諜、間諜の網の目はそれを示している。例えばその一つに軍人に対し「兵ノ一般民ニ接触シ紊リニ談話スルコトヲ禁ズ、指導ヲ誤リ軍ノ威信ヲ損ジ、又防諜上適当ナラズ」と訓令していることから領ける。

軍にとって、軍事機密の洩れるのを防ぐために、地方民すなわち住民との接触や交渉を可能なかぎり避けるように努力しながら、その対象である住民の自発的な努力なしには、戦争推進体制の確立もできないというジレンマに立たされていた。軍がその解決策として考案したのが、南方諸島で実施した「兵補制度」にならった「防

衛隊」の構想であった。「地方民力ノ強力ナル戦力強化ニ就テ」では軍の本音と内心が図らずも顔を出してしまっている。

すなわち、沖縄での日米の対決に際して、

「最大ノ難事ハ作業力ノ供給ナリ、防諜上許シ得ル範囲内ニ於テ、此地方民力ヲ活用スルコトニ関シテハ、上司ニ於テモ夙ニ著目サレ、既ニ実施中ノ所ナルモ、一刻ヲ争フ現戦局化、皇民意識ノ徹底セザル本島人ヲ思フトキ更ニ其ノ民力ノ供給ヲ強力ニ一元的ナラシムルト共ニ、ソノ指導ニ於テハ軍隊的ナラシメ強力ナル精神指導機関ヲ特設シ以テ旺盛ナル皇民意識ノ下、積極澁刺タル御奉公ヲ感激ノ中ニナス如ク指導スル」

と述べている。精神指導機関を特設するというのは、特務機関を作ることの意味している。

指令官牛島満も訓辞の中で、地方官民の自発的な協力を期待した（独立混成第15連隊、陣中日誌）。自発的な協力は、適当な指導によって引き出される協力のことである。

しかし、軍部は基本的な立場としては沖縄住民すなわち民間人を十分には信頼してはいなかった。沖縄地域すなわち「管下ハ所謂〈デマ〉多キ土地柄ニシテ又管下全般ニ亘リ軍旗保護法ニ依ル特殊地域ト指定セラレアル等防諜上極メテ警戒ヲ要スル地域ナル」（「石兵团会報綴」、球15576部隊）（18）ことも忘れなかった。この地域と住民に対する認識は、軍部の民間人への伝統的な見解であることが理解できよう。

## 五 沖縄守備軍第32軍と軍備配置

1944年（昭和19）3月、奄美大島、沖縄本島、宮古・八重山、沖大東島を含む南西諸島方面の国防・防衛を強化するために、大本営直轄の沖縄守備軍第32軍が創設され大本営の直轄となった（19）。新設軍の作戦準備は、航空を主とし、地上を従とする方針であった。米軍沖縄上陸の約1年前のできごとである。創設後、参謀本部の現地調査の完了後、直ちに軍隊の配備が開始され、9月までに、迅速な対応のもとにほぼ移動を完了している。それ以前は、地上兵力皆無の静かでのどかな牧歌的な地方であった。

軍の具体的な任務は、南西諸島全域にわたり多数の飛行場を急ぎ完成することであった。中部太平洋のマリアナ諸島との中継基地として沖縄の飛行場は必要であった。また南方資源地域との連絡も、将来海上交通が困難になることがあっても、島々の飛行場を連結利用すれば十分に活用できるとの考えもあった（20）。しかし、その作戦は予想した通りには展開しなかった。堅固を誇ったマリアナ線も激闘が始まり、アメリカ軍の手中に落ちてしまう。軍命をかけた戦いは、東条ラインを通り越してサイパン島へと徐々に北上してきた。大本営は、サイパン島奪還作戦のため中国東北部の満州から第9師団戦車第27連隊を抜き取り沖縄地域に派遣した。

沖縄に配備された寄せ集めの軍部の名称は、次の通りである。

第32軍司令部 軍司令官牛島満中将、参謀長長勇、高級参謀八原博通

第9師団 師団長原守中将 金沢師団（配備、沖縄本島 後に台湾移動）、  
第62師団 師団長藤岡武雄中将 石部隊（配備、沖縄本島）、  
第24師団 師団長雨宮 巽中将、山部隊（配備、沖縄本島）、  
第28師団 能見敏郎中将 （配備、宮古島）、  
独立混成第21連隊、井上大佐（徳之島）  
独立混成第44旅団 旅団長 鈴木繁二少将（配備、沖縄本島）、  
独立混成第45旅団（配備、石垣島）、  
独立混成第59旅団 旅団長多賀哲四少将郎（配備、宮古島）、  
独立混成第60旅団 旅団長安藤忠一郎少将（配備、宮古島）、  
海軍陸戦隊 大田実海軍少将

総勢約6万7000名の編成となっている。後に、第9師団の台湾移駐の変更、その穴埋めとして第84師団の派遣が決まっていたが、それも中止となる。再編成の末、戦力補充のため沖縄現地の召集が行われ、最終的には、10万以上に達している。

第32軍の初代軍司令官には、かつて第56師団長としてビルマ戦に参加の後、陸大教官になった渡辺正夫中将が任命される。3月に着任し、各地の講演会で、全県民、軍と運命を共にし、玉砕の覚悟を説いた。この玉砕志向の悲壮感に満ちた言説は、結果として戦争の恐怖と敗戦への諦観を抱かせることになり、県民の必勝不敗の信念に動揺を与えるものだと厳しく非難される。渡辺正夫中将は過労も重なり病床に伏す身となり、沖縄を去るはめになった（21）。渡辺正夫中将の言説に言う玉砕は、必勝不敗の信念と矛盾拮抗する概念ではなく、純粹に結合する概念として捉えられていた。しかしそれを受けとめる県民の発想のなかには、玉砕は敗北であり、必勝不敗はあくまでも勝利で、本来両者は交わることのない両極端の位置にあると即時的に認識されていた。多分に玉砕の捉え方にも軍人と民間人との間では、大きな相違があった。玉砕は占領した各地で無数に起こりうる現象なのか、それとも日本国内で一度だけ起こり得ることなのかをめぐっては、軍人と民間人とは認識に差異があっても不思議ではなかった。しかし、戦時が長期化してくる時期になると県民の意識も変容し、徐々に渡辺正夫中将のかつて発想した方向に旋廻を遂げていく。次の島田叡知事の着任の頃には、県民も島田も共に渡辺の説いたかつての玉砕意識を受け入れる方向に大きく傾斜しつつあった。

後任には陸軍士官学校長の牛島満中将が着任する。シベリア出兵にも参加したことのある牛島は、沖縄決戦をどう位置づけていたであろうか。大本営の方針でもあろうが、その沖縄認識は、ある程度終戦の状況を予想させ彷彿させるであろう。

牛島「軍ノ屯スル南西ノ地タル正ニ其ノ運命ヲ決スベキ決戦会場タルノ公算極メテ大ニシテ実ニ皇国ノ興廢ヲ雙肩ニ負荷シアル」（22）との沖縄決戦を位置づけ深く自覚していた。少なくとも牛島は、皇国日本の運命は沖縄決戦の在り方で決定づけられるという認識を強く持っていた。そのために採り得るあらゆる手段が考え出されたのであろう。

牛島は着任挨拶で全軍の将兵に対し次のように訓辞した（23）。

第一「森厳ナル軍紀ノ下鉄石ノ団結ヲ固成スヘシ」、  
第二「敢闘精神ヲ発揚スヘシ」、



第三「速カニ戦備ヲ整へ且訓練ニ徹底シ断シテ不覺ヲ取ルヘカラス」、  
第四「海軍航空及船舶ト緊密ナル共同連繫ヲ保持スヘシ」、  
第五「現地自活ニ徹スヘシ」「現地物資ヲ活用シ、一木一草ト雖モ之ヲ戦力化スベシ」

第六「地方官民ヲシテ喜ンテ軍ノ作戦ニ寄与シ進テ郷土ヲ防衛スル如ク指導スヘシ」、之カ為懇ニ地方官民ヲ指導シ喜ンデ軍ノ作戦準備ニ協力セシムルト共ニ敵ノ来攻ニ方リテハ軍ノ作戦ヲ阻碍セサルノミナラス進テ戦力増強ニ寄与シテ郷土ヲ防衛セシムル如ク指導スヘシ

第七「防諜ニ厳ニ注意スヘシ」（「沖縄方面陸軍作戦」）

1944年（昭和19）、軍の大部隊の配備は、沖縄社会に大きな影響を与えることになる。沖縄住民は、これまで軍隊との直接の接触や交流を持った経験がほとんどなかっただけに、さまざまな波紋や反響を引きおこしている。これは戦後に編集された防衛庁の史料であるが、「日本兵は住民の住宅に雑居するに至り、結局島民の生活に割り込む結果となって、物資不足に悩む未亡人や若い娘たちの間に忌まわしい問題を惹起し、道義の頹廃が目立って増え、軍横暴の声となり島民の反感を買った例が散見される」（24）と述べて、沖縄作戦史観と異なる見解が示されている（「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」陸上自衛隊幹部学校編）。しかし軍官民一体化史観を放棄したわけではない。

戦時の迷彩色一つに塗りつぶされた世相には、本音を押し殺したようにどれも同じ「建て前論」だけが横行した。その傾向は、社会全体に確実に加速された。しかし、現実の状況をそのままリアルに観ている人いた。以下に紹介するのは、志気昂揚の戦争協力だけを謳歌しているだけではない。その逆の場合もありえたのである（25）。

細川護貞著『情報天皇に達せず』の1944年12月の箇所と同様な意味の記述が見られる。

「昨十五日高村氏を内務省に訪問、沖縄視察の話聞く。沖縄は全島午前七時より四時まで連続空襲せられ、如何なる僻村も皆爆撃機銃掃射を受けたり。而して人口六十万、軍隊十五万程ありて、初めは軍に対し皆好意を懐き居りしも、空襲の時は一機飛立ちたるのみにて、他は皆民家の防空壕を占領し、為に島民は入るを得ず、又四時に那覇立退命令出で、二十五里先の山中に避難を命じられたるも、家は焼け食糧はなく、実に惨憺たる有様にて、今に至るまでそのままの有様なりと。而して焼け残りたる家は軍で徴発し、島民と雑居し、物は勝手に使用し、婦女子は凌辱せらるる等、恰も占領地に在るが如き振舞にて、軍紀は全く乱れ居り、指揮官は長某にて張鼓峯の時の男なり。彼は県に対し、我々は作戦に従ひ戦ひをするも、島民は邪魔なるを以て、全部山岳地方に退去すべし、而して軍で面倒を見ること能はざるを以て、自活すべしと暴言し居る由。島南に入口集り、退去を命ぜられたる地方は未開の地にて、自活不可能なりと。しかも着のみ着のままにて、未だに内地よりも補給すること能はず、舟と云ふ舟は全部撃沈せられ居れりと。来襲鉄器は一千機、島民は極度の恐怖に襲はれ居り、未だ山中穴居を為すもの等ありと。又最近の軍の動向は、レイテに於ても全く自信なく、又内地を各軍

管区に分け、夫々の司令官が知事を兼ねるが如き方法をとらんとしつつあり。又海岸線には防備なく、全部山岳地帯に立てこもる積りの如しと。那覇にても敵に上陸を許し、然る後之を撃つ作戦にて、山に陣地あり竹の戦車等作りありたりと」  
(26)

細川レポートは、東京にいても必要に応じ沖縄に関するほぼ正確な情報収集は可能であることを物語っている。適当な関係者を探り当てさえできれば、ごく一部の限られた人たちではあったが、より正確度の高い情報にアクセスできた。日記の記述が指摘するように軍隊と島民＝住民は雑居し、婦女子を凌辱するなどの行為もあり、「恰も占領地に在るが如き振舞」で、統制がとれず軍紀は乱れていた。軍隊は占領地や植民地を駐屯し移動してきただけに、沖縄においても同様な行動をとったことは、十分に頷ける。

軍部と住民との関係を出来るだけ公平に客観的に見ていくには、民間人の発言や記録のみならず軍内部の公式の記録も参考史料として見て行かなくてはならない。この件に関し比較的まとまりのある軍部の記録は、「石兵団会報」(27)であろう。

石兵団とは、第62師団のことで、通称石部隊と称されている。史料の内容は、軍の内務班の日常生活が活写されている。すなわち、軍隊内部での教育、訓練、兵士の日常の実態、上層部からの注意事項、命令、伝達が判るようになっている。「石兵団会報」には、若い兵士の性を管理する「慰安婦」に関する詳細な史料も含まれている(28)。

- ①「憲兵隊ヨリ通報ニヨレバ空襲後、盗難事件頻発シアリ。軍人ニシテ空家ニ立入り、物品ヲ持出す者アリト注意ヲ要ス。又避難民ニシテ食糧、衣類等盗ム者アリト各集積所、倉庫等ハ監視ヲ厳ナラシムルコト。」
- ②「空襲後那覇宿営部隊ハ各空家ニ宿営シアルモ、無断借用シ、或ハ釘付セル戸ヲ引脱シ、使用アリ。又家中ノ物品ヲ勝手ニ持出シ使用シアル部隊アリ。民間ニオイテハ「占領地ニ非ズ無断立入り禁ズ」等ノ立札ヲ掲ゲアリ。注意ヲ要ス」  
「混雑ニ紛レ、鶏、豚等ヲ無断捕獲シ、食用ニ供シアル部隊アリ。民間ヨリ苦情アリタルヲ以テ注意ノコト。」「性的犯行ノ発生ニ鑑ミ各部隊此種犯行ハ厳ニ取締ラレ度。」
- ③「某隊ニ於テ、家畜ヲ調査シ、将来全部軍ニ於テ徴発スベキ旨ヲ漏シ為ニ、民間ニ於テハ子豚迄殺シ、食用ニ供シアリト各隊ハ注意シ、地方人ニ不用意ナル言動ヲナサザルコト。」
- ④「地方住民ト混在同居シテ居ル部隊アルモ、之ハ厳禁ス。衛生上、防諜上、風紀上非違誘発ノ算大ナリ。」
- ⑤「官品ノ盗難、糧秣ノ窃盗頻発シアルモ、犯行者ハ地方人ニ非ズシテ、軍人軍属ニ多キヲ以テ各隊ハ注意ノコト。右ハ刑法触ルルモニナリ。」
- ⑥「農作物ヲ荒ス者多シ、地方側ヨリ苦情申出デアルヲ以テ注意ノコト。暴風雨ニヨリ農作物ニ相当ノ被害アリテ、農民ハ非常ニ困却シアルヲ以テ注意ノコト。」
- ⑦「防諜ニ就テハ各隊厳ニ注意セラレ度部外関係ハ憲兵隊ニ於テ対策ヲ講ズルヲ以テ部内関係ハ特ニ厳ニシ、通信検問ハ嚴重ニ実施ノコト。」

⑧「地方人ノ通信ニハ軍ニ対スル不満ヲ述ベアル向アリ。一例左ノ如シ。「私ノ家ヲ軍隊ニ貸シタル所、戸板、不要ノ柱等ヲ薪ニ使用シ錠ヲカケタル場所ヲ開キ物品ヲ勝手ニ使用シ、アチラコチラ勝手ニ壊シタリシタ上移動ニ当リテハ家賃モ支払ハズニ行キマシタ」等民間ノ軍ニ対スル不満ノ一端ヲ知ルベク各隊ハヨク注意ノコト」(29)

現地の「石兵団会報」の記録は、細川レポートの記述内容を完全に裏付ける。軍と民は、非対称的な権力関係にあることはいうまでもないが、軍の独断的な振る舞いは、民の軍に対する信頼をますます減少させる結果となっている。戦争における国家の側の説く「軍民一体論」の真相が、ここにも実像として描き出されている。

1945年6月12日、第八十七回帝国議会貴族院の「戦時緊急措置法案」の必要の説明に立った国务大臣（陸軍大臣）阿南惟幾は（30）、アメリカを主力とする連合軍が急テンポで日本本土に押し寄せる緊迫した状況を述べている。軍の最高責任者の国会での発言であるので注目しておく。阿南の意図は、非常時に際してすべての権力を軍が掌握したいとのことである。ここに長々と引用してある理由は、沖縄戦の正確な情報が陸軍大臣である阿南の下に届いていたという事実である。実際のところ、沖縄の戦闘は、終わりを告げようとしていた。その翌日、14日には、海軍の大田実少将の率いる地上部隊は、敵アメリカ軍への突撃を敢行し自滅した。大田と幕僚らは地下の陣地で、自決した。その10日後に、牛島中将も割腹自決をし、沖縄戦は終わっている。阿南の胸中には、その次は本土決戦だという情報を暗示する必要があったのかもしれない。

「沖縄作戦ノ状況ハ現在既ニ首里、那覇ノ線ヲ撤シマシテ、後方糸満ノ大体東西ノ要地ヲ占領シ、茲ニ戦線ヲ整理シマシテ、飽ク迄組織アル所ノ抵抗ヲ続行中デゴザイマス、而シテ昨今陸軍トシマシテハ、出来ルダケノ努力ヲ致シマシテ、物量ヲ陸上友軍ノ輸送ヲシテ居ル訳デゴザイマスガ、敵ノ妨害、地形ノ困難、地形ノ困難トハ飛行場ガ既ニ大部分敵ニ取ラレテ居リマスノデ、是等ノ関係上、物量ノ輸入ハ非常ニ困難ヲ極メテ居リマスガ、万難ヲ排シテ実行中デアリマス、従ッテ此ノ戦況ノ推移如何ニ拘ラズ、今後敵ハ決戦ヲ急グ余リニ、沖縄ノ戦局ニ拘泥スルコトナク、或ハ本土ニ対シ上陸ヲ企図シ来リ、一挙決戦ヲ求メテ、戦争ヲ終局ニ導カムトスルノ企図ガアルノデハナイカト予想セラルルノデアリマス、而シテ其ノ侵寇方面ハ何処カ、斯ウ申シマス、是ハ今日言明ヲ致スコトヲ避ケタイト思フノデゴザイマスガ、大体御想像ニ難クナイト思フノデゴザイマシテ、敵ト致シマシテハ我が本土ノ一角ニ兎モ角モ足ヲ掛ケルコトヲ急グト云フ状況デアルコトガ、戦況ノ急迫ヲ証明シテ居ルト思フノデアリマス、第二ニ其ノ時期ハ何時カ、斯ウ云フコトニナリマスガ、其ノ時期モ只今申述ベマシタ如ク、沖縄ノ戦況ノ如何ニ拘ラズ、決戦ヲ急グト云フ判断カラ申シマス、其ノ時期ハ必ズシモ遠クナイ、或ハ非常ニ早く来ルノデハナイカト云フ判断モ為シ得ルノデアリマス、従ッテ軍ト致シマシテハ、極メテ早期ニ来テモ、之ニ応ズルノ準備ヲシナケレバナラヌノデゴザイマス（31）

鈴木内閣の陸軍大臣阿南惟幾は、遠からず沖縄決戦も終盤を迎える。そうなれば本土上陸は必死である。本土決戦となれば、いつ、どこでというのが国民の最大の

関心事である。この関心の核心を慎重に回避しつつ、もしもそうなれば状況は深刻である。とても議を開いてものごとを決めるということは時間的にも余裕がない。その最悪の事態に備えるべく、全国家権力を軍が掌握したというのが阿南の意図であった。しかし、時期の全体の流れは、国体護持を含む和平工作の路線であった。  
(以下略)

注

(1) 細谷千博他編『太平洋戦争』(東京大学出版会、1993年7月)収録の中村隆英「太平洋戦争と日本社会の変貌」、マリウス・B・ジャンセン「二〇世紀における太平洋戦争の意味」は、沖縄戦を考える上でも示唆に富む論文と言えよう。

以下の件は注(1)とは関係なく、単なる思い付きであるが、論文作成の過程で、本文記述と注の表記をどのようにするか大いに迷うことがしばしばある。叙述のなかでも本文に残すべきかそれとも注の個所にまわして記述すべきか、これまでも判断に苦慮してきた事実がある。論旨にある明快を持たせるために、煩雑になりそうな部分を避けるために、注のところに移動するのだとよく言われる。しかし本論文の作成では、従来の伝統的な判断に縛られず、ある程度、自由にしかも気楽に判断した。注は単なる出典の明示にとどまらず、問題の裾野を広げる荒野のような領域であろうと解している。本文と注の領域には明確な境界は存在しないのかもしれない。しかし、実際には両者は厳然と存在する。その境界線を自由に往来することが可能なのか。関心を誘う魅力的なテーマである。古典研究の注釈論とは異なった、学術論文の注記の仕方をどのように行うのか、またどう解釈するのかを、改めて検討してみる必要があるように感じる。

(2) 『沖縄作戦』陸幹校(旧陸大)戦史室教官執筆 陸戦史集九 原書房 はしがき 6ページ。

(3) 沖縄戦に関する文献は相当な量に達するはずである。その関係史料は、現に発掘進行中であり増えることは確実である。これまでの蓄積を見るには、吉浜忍「沖縄戦後史にみる沖縄戦関係刊物の傾向」(『史料編集室紀要』第25号)が参考になる。また研究動向を知るには、『沖縄戦研究』I(沖縄県教育委員会、1987年10月)、『沖縄戦研究』II(1999年2月5日)、『沖縄県公文書館研究紀要』等が参考になろう。最近の紀要のなかで、仲本和彦「米国の沖縄統治に関する米国政府公文書の紹介」(2001) 仲本和彦「米国の沖縄統治に関する米国政府公文書の紹介II—沖縄戦関連文書を中心に—」(2002) 大いに参考になるであろう。

沖縄戦に関する多くの出版物のなかで、例としてここでは、以下の文献を紹介しておく。沖縄タイムス社編『鉄の暴風—現地人による沖縄戦記』朝日新聞社(1950)、仲宗根政善『沖縄の悲劇—姫百合の塔をめぐる人々の手記』華頂書房(1951) 大田昌秀『沖縄のこころ』岩波書店(1971)、大田昌秀『総史沖縄戦』岩波書店(1982)、安仁屋政昭編『裁かれた沖縄戦』晩聲社(1989)、『沖縄県史』「沖縄戦記録1」(1971)、『沖縄県史』「沖縄戦記録2」(1974)、嶋津与志『沖縄戦を考える』ひるぎ社(1983)、石原昌家『虐殺の島—皇軍と臣民の末路』晩聲社(1978)、藤原彰『沖縄戦—国土が戦場になったとき—』青木書店(2001)、大城将保『沖縄戦—民衆の眼でとらえる戦争—』高文研(1985)等をあげておくに留める。戦時記録として、少し先の編纂では、伊江村教育委員会編『証言資料集成、伊江島の戦中・戦後体験記録—イーハッチャー魂で苦難を超えて—』(1999)、最近では、沖縄県読谷村役場『読谷村史 第5巻資料編4 戦時記録 上下』(2004)等がある。『沖縄県公文書館研究紀要』(2002)に発表された源河葉子「沖縄戦に際して米軍が撮影した空中写真：米国側資料に見る撮影・利用の概要」も参考になる。

(4) 玉木真哲「沖縄戦史研究序説—沖縄戦防衛庁文書陣中日誌—」(『沖縄史料編集所紀要』第九号、1984年)。玉木真哲「戦時沖縄の防衛隊に関する一考察—基礎資料の紹介と本島南部について—」(『琉球の歴史と文化—山本弘文博士還暦記念論集—』本邦書籍、1985年)。玉木真哲「スパイ防止法」とその土壌—沖縄戦における防諜からみて—(『新沖縄文学』69号 1986年)、玉木真哲「沖縄戦像再構成の一課題—若干の資料紹介を混じえて—」(『球陽論叢』島尻勝太郎他古希記念論集 1986年)。玉木真哲「スパイ防止法とその土壌」(『新沖縄文学』69号 沖縄タイムス1986年)。玉木真哲「戦時防諜のかなた—太平洋戦争下の沖縄—」(『琉球・沖縄—その歴史と日本史像—』地方史研究協議会編、雄山閣)

(5) 松岡ひとみ「秘密戦における軍民間の相互作用の接点—沖縄戦における情報の一考察—」(『沖縄関係学論集』第4号1998)。

(6) 藤原彰『沖縄戦—国土が戦場になったとき—』(青木書店2001) 額額厚『侵略戦争—歴史的事実と歴史認識—』(筑摩書房1999)。林博史『沖縄戦と民衆』(大月書店2001)。

(7) 額額厚『侵略戦争—歴史的事実と歴史認識—』のなかの「沖縄戦と秘密戦」のところは、正確ですぐれた分析で傾聴に値する。

(8) 『本部町史、資料編1』(本部町教育委員会編、1979・9)に収録された「秘密戦ニ関スル書類」。この収録にとって、ほぼ完全な形で刊行される。

(9) 「第八十九回帝国議会貴族院 衆議院議員選挙法改正法律案特別委員会議事速記録 第2号」(『沖縄県議会史』第8巻・資料編5、沖縄県議会、1986年、収録)。敗戦直後で、沖縄人スパイ説の提起する問題の深さについて、十分な理解を深めるには至らなかった。

(10) 元陸軍中尉森脇弘二の稿本「沖縄脱出記」(全3巻、請求番号、沖台、沖縄—54~156)が、防衛研究所図書館に所蔵されている。

(11) 石川準吉『国家総動員史』資料編(第5巻、第8、防諜関係資料、国家総動員史刊行会、1977)1391~1450ページの、1、国防秘密保護に関する各国の法令、2、出版及著作関係法令集、3、防諜講演資料、4、国防保安法解説等に詳しい。特務機関の解明もあわせて重要な課題となろう。

(12) 「社説 具体的実践に俟つ」(『沖縄新聞』1941年5月5日)。

(13) 『防衛庁沖縄戦関係文書』の文書と目録の詳細については、我部政男『近代日本と沖縄』(一三書房、1981年)収録の「沖縄戦関係文書について」参照。文書に関しては、宮里政玄・我部政男監修『CD-ROM版写真 | 記録・沖縄戦全資料』(日本図書センター、1999年)参照。目録には、我部政男「日本・沖縄近代史関係史料マイクロフィルム目録」(『社会科学研究』21号、山梨学院大学社会科学研究所、1996年)、『CD-ROM版写真 | 記録・沖縄戦全資料』の目録(日本図書センター、1999年)参照。

(14) 『秘密戦ニ関スル書類』(国立公文書館蔵)は、沖縄戦の言論・思想統制の実態解明には不可欠な史料である。原本の存在は、『北の丸—国立公文書館報—』第2号(昭和49年3月)で「被接收公文書=返還文書」として公開されたことで明らかになった。しかし、その存在は1996年に鹿野政直「アメリカ国会図書館収蔵の日本関係文書について」(『史観』第73冊)の指摘もあり、それ以前に遡る。日本国への返還される以前は、米国議会図書館に所蔵されていた。マイクロフィルム化された時は「内務省警察局発禁の新聞、小冊子、ビラの類」の中に整理分類されている。フィルムは、一般にも販売され京都大学人文研究所、早稲田大学図書館、東京空襲を記録する会等をはじめ国内の機関でも購入しており、広く普及している。『秘密戦ニ関スル書類』は、1975年11月4日から9日まで『沖縄タイムス』に初めて紹介された。ただし、一部人名が個人情報との関わりで削除されるなど不完全で、全文

の完全な印刷翻刻は、『(沖縄県) 本部町史』資料編一で1979年に実現する。また、大城将保編解説で『秘密戦に関する書類』(15年戦争極秘資料集③)として、不二出版社から影印判で復刻される。『秘密戦ニ関スル書類』は、先に返還され防衛庁の戦史室に保管されている沖縄戦関係文書群と同じ系列の史料である。

(15)『防衛庁沖縄戦関係文書』。「球日命第104号、球軍日日命令」「天ノ巖戸戦闘指令所取り締ニ関スル規定」。

(16)『秘密戦ニ関スル書類』(国立公文書館蔵) 参照。

(17)『防衛庁沖縄戦関係文書』独立混成第15連隊「陣中日誌」参照。

(18)「石兵団会報綴」、球15576部隊『防衛庁沖縄戦関係文書』。『石兵団会報』この史料を私は、「沖縄戦における軍隊と住民—防衛庁戦史室蔵沖縄戦史料—」沖縄タイムスの1977年6月25日から7月12日まで13回連載する。(我部政男『沖縄史料学の方法』新泉社、1988年1月、参照)。『浦添市史』戦争体験記録、第五巻資料編、1984年にも同史料が、収録されている。前掲書の吉見義明「沖縄、敗戦前後」でもこの史料は取り上げている。会報の揃いは、今のところ未確認である。

(19)『沖縄方面陸軍作戦』防衛庁防衛研究所戦史室 朝雲新聞社 昭和48年 参照。

(20)『沖縄方面陸軍作戦』。秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』東京大学出版会(1991・10・15)参照。秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会(1981・11・30)参照。

(21) 浦崎 純『消えた沖縄県』沖縄遺族連合会青年部、沖縄時事出版社、(1965年)。

(22)『沖縄方面陸軍作戦』84ページ。

(23)『沖縄方面陸軍作戦』85ページ。

(24) (『沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料』陸上自衛隊幹部学校編)。

(25) 戦時中弾圧の対象になった戦争反対勢力についても明らかにする必要がある。本論文とは、別の課題として考えている。

(26) 細川護貞『情報天皇に達せず』下巻、磯部書房、1953年、327ページ。吉見義明「沖縄、敗戦前後」(岩波講座『日本通史』第19巻近代4、岩波書店、1995年3月9日)でもこの史料は取り上げられている。

(27)『石兵団会報』注(18)参照。

(28) 沖縄の慰安婦関係の資料群である。注(18)を参照。沖縄の慰安婦については、高里鈴代「強制従軍「慰安婦」」(『なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編)』那覇市総務部女性室 1998)がある。高里鈴代も『石兵団会報』、山部隊の「内務規定」を資料として分析の対象としている。

(29)『石兵団会報』参照。

(30)『沖縄方面陸軍作戦』。秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』東京大学出版会(1991・10・15)参照。秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会(1981・11・30)参照。

(31)「第八十七回帝国議会貴族院 戦時緊急措置法案特別委員会議事速記録 第一号」(『沖縄県議会史』第8巻・資料編5、沖縄県議会、1986年、収録)908ページ。『帝国議会衆議院秘密会議事録集』(2000)参照。

私は沖縄戦をテーマとする専門研究者ではありませんが、琉球（沖縄）史を総合的に捉えたいと希う立場から、求めにより、表記のテーマに関し若干の意見を述べたいと思います。

### 1 太平洋戦争における沖縄戦の位置づけ

- ①短期決戦で作戦遂行を目指す米軍と時間稼ぎをしたい日本軍とが、本土上陸戦を睨んで沖縄を戦場に行った戦闘。圧倒的兵力と物量を投じ短期の沖縄制圧を図る米軍と、劣弱な迎撃態勢を補完するために「一木一草に至るまで戦力」化を企図し「出血作戦」により抵抗した日本軍とのあいだで行われた戦闘。
- ②沖縄住民の側から見ると、生活の場が戦場となり、軍民雑居の状態下で米軍による砲煙弾雨に晒されるという苛酷な状況が出現した。

### 2 沖縄戦状況下における日本軍と住民の関わり

- ①沖縄県庁は機能停止状態にあり、日本軍（第三十二軍）が統治上の権力を把握。
- ②長期にわたる戦争により日本軍組織は質・量ともに劣悪な状態にあった。
- ③日本軍は組織的な戦闘能力を失ったとしても、本土上陸戦を阻止するために沖縄で時間稼ぎをすることを至上課題としていた。
- ④その課題を遂行するために日本軍は幾多の戦時動員を行い、手段を選ばず沖縄の「戦力」化を目指した。
- ⑤沖縄の多くの地域において軍民雑居状態が存在したが、住民のほとんどは「友軍」に対する奉仕の意識を持ち、「戦力」化への期待を受け入れていた。
- ⑥住民の「友軍」への奉仕意識、「戦力」化に応ずる志向はそれ以前の教育内容やプロパガンダが原因であるが、戦時・戦場下における切迫した事態を加味する必要がある。

### 3 「集団自決」が起こった原因と背景

- ①「集団自決」は沖縄各地において多様な形で起こっており、その原因および背景については個々の事例ごとの綿密な検証が必要である。その課題に関しては、住民証言の聞き取り調査等により数多くの状況認識が蓄積されており、その成果を尊重すべきである。
- ②「集団自決」事件に通底する背景として重視すべき点の一つは沖縄戦の特質であり、時間稼ぎのための「戦力」化志向において、目前の住民＝国民の生死よりも作戦遂行を至上とした日本軍側の論理である。軍と民を分離する統治能力を発揮することよりも、軍民雑居状態を放置することを通じて作戦遂行に邁進した日本軍のあり方が検討されるべきである。
- ③問題となっている慶良間諸島における「集団自決」については、直接的な「軍命」

の存在を確実に実証できる資料は得られていないが、その事件に関する日本軍の結果責任は明らかであり、軍側の論理の関与を否定できる根拠は見出せない。具体的な誰が「集団自決」を命じたかを詮索することにも一定の意味はあると思うが、それよりも沖縄戦においてなぜそのような事件が惹起したのか、そのことの意味を歴史像の根幹として検討することのほうがより重要である。

- ④沖縄戦当時の日本軍側の論理や特質を抜きに「集団自決」事件を説明することは不可能であり、そのことを特筆しつつ歴史としての沖縄戦を提示することが求められているのだと考える。

(2007年11月18日記)



「集団自決」問題についての所見  
(渡嘉敷島を中心に)

秦 郁彦  
(現代史家)

平19. 11. 19

1. 命令系統 (付図参照)
  - a 2つの系統がある。1つは大本営から戦隊長にいたる系統、もう1つは内相から知事を経て渡嘉敷村長、巡查、ついで住民に至る系統である。
  - b 戒厳令が施行されなかったため、戦隊長から村長に対する法的命令権はなく、連絡、指導権しかない。米軍上陸と同時に第32軍、県庁と島との通信連絡は杜絶した。
  - c 戦隊と村の連絡は、兵事主任と駐在所巡查が担当。
  - d 戦隊は米軍上陸前日の45年3月26日、特攻出撃ないし本島への移動準備中で、急に大町大佐より出撃中止の命があり、ボートを自沈させ、27日急造の陣地へ移ったため、結果的に島の「守備隊長」として陸上戦へ移行したため、住民対策は考慮していなかった。
  - e 防衛隊は島在住の在郷軍人が主体で、若干の年少者(16~18才)もふくまれていた。在宅のまま戦隊、勤務隊に配属され、住民の護衛役としての戦闘任務を想定したが、戦隊の戦力とは見なされてなかった。ただし、手榴弾は渡されていた。
  - f 命令は発令、受令者名、日付、番号を記した文書によるのが原則であり、正規の戦隊長命令が出ることはありえない。誤認があったとすれば、口頭による連絡か指導であろう。
2. 集団自決の事例と規模
  - a 正確なデータはないが、林II5を参照。沖縄では9~10件が紹介され、死没者は計900余人、うち慶良間三島が616名、全体の7割近くを占める。本島での事例が少ないのは、逃げ場所が多かったためであろう。前例はサイパンなどでいくつかあり、とくにサイパンの民間人死亡者は沖縄出身者が多かった。
  - b ただし「集団自決」にふくまれているなかに、米軍の砲撃による死者があり、渡嘉敷の公式数字(村のHP)は329人(自決記念碑=白玉碑は315人)となっているが、援護法の関連で昭27年までの死亡者とされている(鴨野P. 87参照)。また砲撃の死者は不明だが、NYタイムズ記事(上原、P. 20)によると、米軍は3月29日朝渡嘉敷の自決現場を見て、「自決者200~250人を発見、うち150人が死亡(うち40人は手榴弾)、生存者70人を治療、助かる見込のない者には軍医がモルヒネを与えた。不発弾多し」と記す。

### 3. 自決手段としての手榴弾

- a 日本陸軍の手榴弾は91式（重量530グラム、遅延信管7～8秒）が主で、99式もあったが、性能に大差はない。使い易い近接戦闘用の攻撃兵器。爆発させるには、まず頭部の安全ピンを抜き、信管を堅牢物（軍靴の底が標準、他に石、鉄カブトなど）に強く叩きつけ、シューと発火して1～3秒で投げる。防水性あり、水中でも発火する。米軍製に比べ、強く叩かないと発火しない傾向がある。  
不発が多かったとされる理由は、強く叩かなかったことが主因と思われる。また1発で死ぬのは1人が通例、近くの人には急所に破片が命中しないかぎり、負傷に終わる。
- b 沖縄戦で自決に使われたのは、動けない重傷者に軍医か衛生兵が青酸カリ、昇汞、モルヒネを与えた例が多い。バケツの水に青酸カリを溶かし、コップで飲ませた例もある。手榴弾は単独になった軽傷者が野外で実行した。もし集団自決を計画的に実施する場合には毒物のほうが簡易で確実であろう。
- c 渡嘉敷の戦隊は爆雷を携行する特攻ボートなので、陸戦用の装備はきわめて貧弱であった。軍刀、ピストル、手榴弾のほかには、小銃と軽機が若干あった（詳細は戦史叢書P. 244）。
- d 手榴弾は勤務隊の兵器係が管理していた。防衛隊員にも2発ずつ持たせ、自宅に持ち帰っていた者もあり、これらが集団自決に流用された。

### 4. 防衛隊

- a 渡嘉敷島には正規の軍人・軍属（330人）、防衛隊員（70人）、一般住民（約1300人）の三種類がいた。別に朝鮮人軍夫210人あり。
- b 村のHPによると、上記のうち、軍人・軍属173人、防衛隊員42人、一般住民383人（うち集団自決329人）が戦没した。村史によると終戦時に1100人が下山したという。
- c 『陸軍防衛召集規則』（昭19年10月改正）によると、防衛隊（Home Guard）の召集対象は17歳～45歳となっている。軍隊で戦地勤務経験のある在郷軍人が中心となった。徴兵年齢は19歳以上なので、人員が不足したため、沖縄では13歳～60歳まで召集したとされる（林、P. 236）。16歳以下は志願を建前とする義勇隊（鉄血勤皇隊などの男子学徒、ひめゆりなどの女子学徒）とされたが、両者の境界は明確でない。
- d 防衛隊員は総数25,000人、うち13,000人が戦没したとされる（大城『沖縄戦』P. 152）。逃亡者（自宅へ戻る）がきわめて多かったが、防衛隊を総合的に分析した文献は皆無。
- e 隊員は原則として、補助戦闘員として各部隊へ配分されたが、待遇、任務などはまちまちであった。島の場合は軍との関係はゆるやかで、自宅通勤が通例だったようで、戦隊長や幹部と面識のない者も多かった。隊の戦闘には使わず、一般住民の護衛役を想定していたようである（戦隊の皆本義博中尉による）。

5. 集団自決の状況（渡嘉敷）
- a 渡嘉敷では昭20.3.23大空襲（主要施設は焼失）
- 3.25 艦砲射撃、特攻ボートの自沈、破壊
  - 3.26 艦砲射撃と空襲 深夜、戦隊は複郭陣地へ
  - 3.27 朝 米軍上陸（2大隊）
  - 3.27 夜～3.28昼間 2か所で集団自決
  - 3.29 米軍、慶良間占領宣言（主力は他へ転進）
- b 信頼性の高い公的記録と証言（要旨）
- 1 戦史叢書
  - 2 県史
  - 3 村史（渡嘉敷、座間味）
  - 4 沖縄県警察史
  - 5 裁判記録
- 渡嘉敷村史（資料篇P. 366）  
「事前に軍から兵事主任を通じ自決用の手榴弾が配られていたが、誰が自決を指示したかは不明」
  - 古波蔵（→米田）村長手記（県史P. 768）  
「安里巡查が、西山へ集合せよとの赤松の命令を伝えてきた。そこで合流した20～30人の防衛隊員がくれた手榴弾で自決へ。不発で死ねず、陣地へ向い赤松隊に追い払われた」
  - 徳平郵便局長手記（県史P. 763）  
「私をふくめ村長以下の幹部が協議して自決を決し、防衛隊員が持ってきた手榴弾を配ったが不発」
  - 安里喜順巡查（『沖縄県警察史』第2巻P. 774、他に昭和史研究会報56号）  
「村長から頼まれ米軍上陸直前に住民対策を聞くと、赤松は非戦闘員は生きられるだけ生きてくれと述べ、西山へ避難するよう勧告したので、防衛隊員を通じ、村長に伝えた。自決に失敗した村長以下が陣地へ行き、機関銃で殺してくれと頼んだが、赤松は拒否した」
- c 信頼性のある私的記録と証言（要旨）
- 大城良平（防衛隊員）（県史P. 781）  
「集団自決と赤松隊は何も関係なく、住民の自発」
  - 知念戦隊副官（県史P. 773）  
「赤松は自決を聞いて早まったことを、と歎いていた。赤松の命令はありえない」
- d 研究者の見解（要旨）
- 林博史 「（渡嘉敷では）赤松隊長からの自決命令は出ていない」「防衛隊員が島民に合流し、手榴弾を持ちこんだ」（林P. 160-61）

- 同「座間味で自決を主導したのは村の幹部や校長」(P. 162)「本島南部でも逃げてきた防衛隊員が持っていた手榴弾で家族ごと自爆の例が少なくない」(P. 167)
- 同「(慶留間で捕えた島民)は日本兵が「死ねと命令したわけではなく、みんなただ脅えていたからだ」と米軍の尋問に証言(P. 166)
- 同「戦隊長が当日、直接命令したかどうかにかかわらず、日本軍による強制は明らかだ」(07. 11. 9付沖縄タイムス)
- 安仁屋政昭「誰が・・・自決を指示したかは不明」(1987、渡嘉敷村史・資料篇、P. 366)
- 同「(富山証言は)自決強要の物的証拠」(1990、村史・通史編、P. 198)
- 同「自決には軍命があったはず」(朝日07. 5. 14付)
- 大城将保「曾野は(渡嘉敷で)自決命令はなかったことを立証。事実関係について反証はない」(『沖縄戦を考える』1983)
- 同「曾野について随分と甘い点数をつけたものだと我ながら恥ずかしくなる」(『沖縄戦の真実と歪曲』2007、P. 66)
- 同「隊長が自決命令を出したかどうか・・・といった些末な議論は、木を見て森を見ず・・・」(同前P. 69)
- 同「(渡嘉敷は)どうして自決するような破目になったか、知る者は居ないが、誰も命を惜しいとは思っていなかった」(県史解説P. 690)
- 同「(座間味は)部隊長から自決命令が出されたことが・・・ほぼ確認できる」(同前P. 699)
- 大田昌秀「命令の有無ということ以上に、選択の余地なく集団自決に行きつく背景を十分に理解せねば」(『世界』07年10月号、P. 50)

e. 信頼性の低い最近の証言(要旨)

○ 故富山真順(渡嘉敷村兵事主任、戦後も役場職員)

初出は朝日新聞88. 6. 16夕刊で「3月20日頃、赤松隊からの伝令で15～16歳の少年たち20人を村役場に集め、赤松隊の下士官(兵器係軍曹)が2個ずつの手榴弾を配り、1発は攻撃、1発は自決用と命令した。3月27日安里巡査から西山へ集結せよとの軍指示を伝えてきた。富山一族は不発弾もあり13人が死亡、6人が生き残った」とのこと。同主旨の証言は村史(通史篇、1990)に安仁屋政昭教授のヒアリングとして紹介され、安仁屋は手榴弾が渡ったことは「自決強要」の物的証拠だと解説している(P. 198)。

その後も、この富山証言はあちこちで引用されている。

疑問点として

- (1) 3月20日は、米軍の慶良間来攻を予測していなかった時期、
- (2) 15～16歳に配ったことの意義が不明
- (3) 事実だとしても手榴弾の交付は集団自決命令を意味しない(大江裁判

における反論)。

(4) 『潮』(1971)の富山手記は、この件に言及がなく、戦隊の一員から「生きのびてくれ」と言われたと記す。

(5) 村史・資料編(1987)の富山手記は、この件についての言及がない。

(6) 1988年4月の家永裁判に出廷した金城重明が安仁屋から聞いて富山へ確かめ、富山証言を知ったと陳述している。その少し前に安仁屋が富山から初めて聞いたと思われる。

○ 3人の女性(座間味)の証言

初出は朝日07. 5. 14付。7月に沖縄県議団が訪問して再確認したことを7月6日、7日の沖縄タイムスが報道、9月30日の朝日社説が引用。

宮平春子(80) - 1945. 3. 25夜、実兄の宮里盛秀(助役)が来て父の宮里盛永に「軍からの命令で敵が上陸してきたら玉砕するよう言われている」と語ったのを、そばで聞いた。また日本軍の中尉から「米軍につかまるときには舌をかんで死になさい」と言われた。

宮里育江(82) - 「隊員が手榴弾を渡し万一の時は自決せよ」と言われた。

上洲幸子(84) - 軍人が村民を集め「敵に見つかったら舌をかみ切って死になさい」と言われたが、別の兵から投降を勧められ、そうした。

沖縄タイムス(07. 7. 7) - 県議団は8人の体験者から話を聞き、「7割が玉砕命令を聞いている」と報道

疑問点として

(1) 宮平春子の兄宮村幸延(宮里盛秀の弟)は梅沢への詫び状(裁判へ提出)で自決命令は盛秀が出したと書いているので矛盾する。

(2) 宮里盛永は1956(?)に自伝を書いているが、軍の命令ではなく盛秀と村長の命令ととれる書き方になっている。

(3) 上州証言について沖縄タイムス(07. 7. 7付)は「梅沢部隊長が」と報道。朝日社説(07. 9. 30)は「日本軍の隊長」と記し、朝日は07. 10. 3付の社説で「日本軍の軍人」の誤りだったと訂正。

○ 林博史の「発見」した米軍文書

初出は沖縄タイムスの06. 10. 3付。07. 1. 19の大江裁判に提出。米軍の1945. 4. 3付作戦報告の中に、慶留間島の住民への尋問で、「住民らは日本兵が米軍上陸のときは自決せよと命令した」との記録ありと。

疑問一原文と林訳を対比すると意図的な誤訳が数か所あり、命令ではなく t e

l lとあり、s o l d i e rでo f f i c e rではない。「山に隠れ、そして自決しなさい」という原文は自決するなと同義になると大江裁判

の原告側弁護人が反論（鴨野P. 58）

## 6. 援護法について

- a 「戦傷病者遺族等援護法」（法127、援護法と略称）は1952年に成立、1953年から沖縄へも適用された。58年から厚生省は一般住民を対象とした「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」により、集団自決者、防衛隊員の戦死者、壕の提供者などを準軍属の「戦闘参加者」として救済の対象とした。自決者の年齢も6歳以上とし、81年以降は沖縄については0歳まで拡大した。
- b 1987年の「座間味村政要覧」によると、軍人・軍属への給付が1500万円に対し、遺族給付は67件、1億円余（一人につき196万円）の規模で、結果的に村民のほぼ全員が受給者となった。二島の自決者を500人とすると、現在まで1人4000万円と仮定すれば、総計200億円が支給されたことになる。村財政で多大の比重を占めた。
- c 照屋昇雄証言

照屋氏は、1954年から琉球政府社会局援護課に勤務し、援護法の適用に関する事務に当たった。

04年9月に沖縄の陸上自衛隊からヒアリングを受け、資料を提供したが、05年5月訪沖した藤岡信勝氏らに事実を語り、産経新聞の05.6.5付で報道したが、このときは「口外すると沖縄では生きていけない」と述べて匿名登場した。しかし翌年に実名、写真の公表を決断、06年8月27日の産経が報道した。告白の要旨は

「1956年頃から厚生省の調査が始まり、集団自決が軍命であれば〔戦闘参加者〕として給付の対象になると示唆され、玉井渡嘉敷村長と2人で〔自決命令状〕の原案を作成。玉井が赤松に会い、説得して押印してもらい厚生省へ提出、給付が始まった。このことは山川社会局長ら少数を除き極秘事項として長く伏せられてきた」というもの。座間味村の援護係宮村幸延の梅沢あて詫状を裏書きする証言であった。

産経への照屋証言は大江裁判に原告側の準備書面で提出され、被告側は、照屋氏が当時在任していなかったと反論したが、照屋氏は琉球政府の辞令書を示し、在任していたことを立証した（『史』06年9月号、鴨野P. 62-63）。

## 7. 総合的考察

- a 集団自決の軍命説が成り立たぬ理由  
事実関係は別にして
  - (1) 命令系統（略）
  - (2) 自決の「強制」は物理的に不可能に近い。
  - (3) 自決者は全島民の3割に及ばず、多数が生きのびた。  
負傷者に自決を求める空気はなかった。
  - (4) 負傷者に赤松隊長は医薬品を与え、軍医と衛生兵が治療に当たったと村

長は認めている（曾野文庫版 P. 125-26）

(5) 赤松は手記の中で、避難集結の指示を出したことが、軍命令による自決命令と曲解されたのではないかと推定（『潮』71年11月号）

(6) 攻撃用手榴弾の交付は集団自決との因果関係はない。

(7) 慶良間三島以外の地における集団自決については、軍命説が見当たらないので、ここでは言及しない。

(8) 軍命説を撤回、削除した次のような例がある。

沖縄県史第8巻P. 410（1971）→同第10巻P. 690（1974）、『沖縄史料編集所紀要』（1986）で修正

家永三郎『太平洋戦争』（1968）→1986、2002年版で赤松の自決命令は削除

山川泰邦『秘録沖縄戦記』（1958、69）→2006年版で削除（鴨野、P. 84）

沖縄タイムス社説（1985. 6. 20付）は「軍の命令であったか、住民の自発的なものであったかはさておき・・・戦争に責任が」と書いたが、その後逆戻りした。

b 軍命から関与へ

吉川嘉勝（渡嘉敷村教育委員長）は07. 9. 29の県民大会で「日本軍の命令、誘導、強制、支持、宣撫、示唆などの関与がなければ、集団自決は起こらなかった」と演説した（30日付『赤旗』）。「誘導」は石原昌家、安仁屋が使っている。他に「強要」を川田文子、「黙認」を吉川勇助が使う。この系列には「自決禁止」も入るかどうか不明。訂正申請は「強制」を軸としているかに思える。

c 皇民化教育、軍国主義の風潮、鬼畜米英の宣伝など

これらの責任者は不明だが、当時のマスコミがもっとも強力な一翼を担ったことは否定しがたい。

例 「(サイパン玉砕で) 従容 婦女子も自決」「婦女子も、生きて鬼畜の如き米軍に捕はれの恥辱を受くるよりは」（1944. 8. 19付朝日）

「米獣共が如何に日本人を憎み、いかに日本兵を1人でも殺そうとしているか」

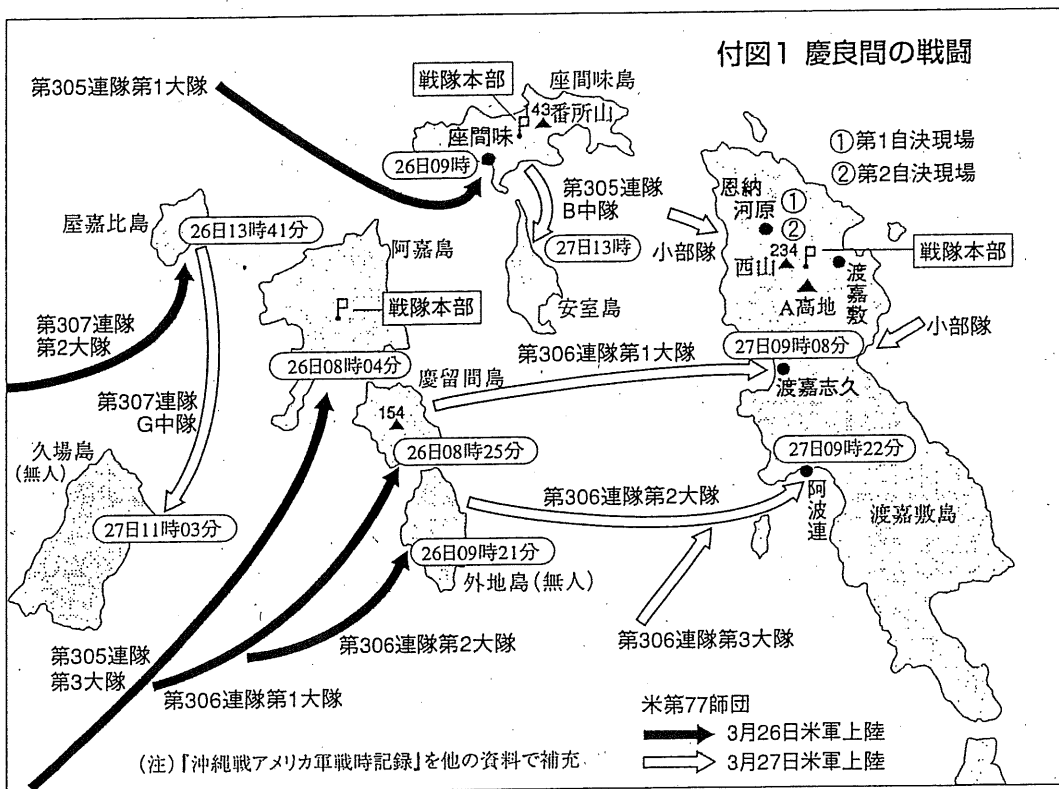
（『沖縄新報』（県紙）社説、1945. 2. 16付）

参考：月刊誌『諸君！』08年2月号（12月25日発売）の秦郁彦「徹底検証 沖縄集団自決と大江健三郎裁判」

(引用文献)

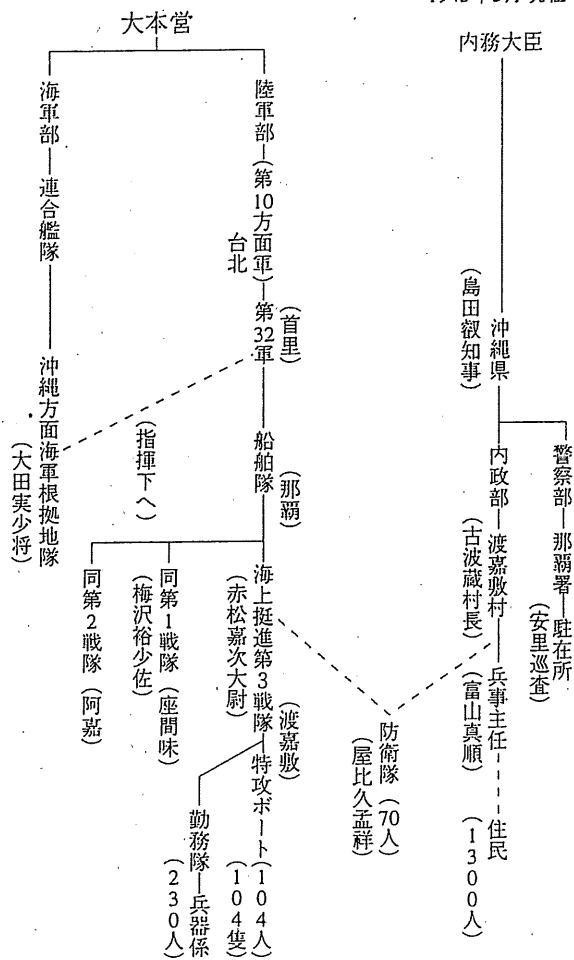
- 沖縄タイムス社編 『鉄の暴風』 朝日新聞社 1950
- 防衛庁防衛研究所戦史室著 戦史叢書 『沖縄方面陸軍作戦』 朝雲出版社 1968
- 『潮』 1971年11月号 「生き残った沖縄県民100人の証言」
- 曾野綾子著 『ある神話の背景』 文芸春秋社 1973
- 沖縄県教育委員会 『沖縄県史』第10巻 各論編9 沖縄戦記録2 1974
- 嶋津与志(大城将保)著 『沖縄戦を考える』 ひるぎ社 1983
- 上原正稔訳編 『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』 三一書房 1986
- 渡嘉敷村役場 『渡嘉敷村史』資料編 1987
- 渡嘉敷村役場 『渡嘉敷村史』通史編 1990
- 沖縄県警察本部 『沖縄県警察史』第2巻 1990
- Gerald Astor 『Operation Iceberg』 N. Y. 1995
- 大城将保著 『改訂版 沖縄戦』 高文研 1988
- 座間味役場 『座間味村史』 1989
- 宮城晴美著 『母の遺したもの』 高文研 2000
- 林博史著 『沖縄戦と民衆』 大月書店 2001
- 大城将保著 『沖縄戦の真実と歪曲』 高文研 2007
- 嶋野守著 『真実の攻防』 世界日報社 2007





付図 軍官民の命令系統

1945年3月現在



(林 博史氏)

教科用図書検定調査審議会 殿

2007年11月16日に文部科学省初等中等教育局教科書課より「沖縄戦における『集団自決』に関する学説状況などについて」「ご教示を賜りたい」とのご依頼を受けました。それに対して、私の意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず教科書課よりの依頼文書には「今回、審議会から先生の意見を伺うこととしたことなどについては、静謐な審議環境のため、公表を控えていただければ幸いです」とあります。しかし、秘密裏に検定をおこなったことが、今回のような研究状況を踏まえ私の著書を歪曲する歪んだ検定をおこなう結果を生み出したことを考えれば、とうてい承諾できるものではありません。検定過程を広く市民に公開し、そのなかで検定手続きがおこなわれるべきであると考えますので、私はこの意見書を手続き終了前に広く市民に公表することをあらかじめ申し上げておきます。

今回の意見の依頼にあたっての貴審議会のやり方には疑問があります。こういう依頼をおこなうのであれば、先の検定意見について説明するのが最初に貴審議会が行うべきことと思えます。文科省は検定意見発表後、参考にした主な著作20点あまりを挙げていますが、これらのどこをどのように読んで、日本軍の強制を削除するという検定意見を決めたのか、まずそれを市民に説明すべきです。そのうえで専門家の意見を聞くべきでしょう。自らの説明責任を果たさずに、また手続き終了まで一切を非公表のままに進めようとしている貴審議会の手法は、きわめて問題です。

また意見を依頼した専門家の選定過程も不明朗です。沖縄県史や慶良間列島の自治体史の編纂において「集団自決」の該当箇所を担当した研究者にも意見を依頼しているのでしょうか。

現在、沖縄県において新沖縄県史の編纂が進められ、沖縄戦専門部会がその編纂作業にあたっています。少なくともその専門部会委員全員ならびに沖縄県史編集委員会委員の中の沖縄戦研究者から意見を聞くべきです。さらにこうした意見書を提出させるだけでなく、直接、審議会委員がインタビューをおこない、「集団自決」に関する学説状況を正確に把握するように努めるべきです。

上記のような沖縄戦研究の専門家と言える研究者に対して、意見の依頼をきちんとおこなわないようであれば、貴審議会が誠実に研究成果を把握しようとしていないと非難されても仕方がないでしょう。

貴審議会の姿勢に大きな疑問があるゆえにこそ、私はこの意見書を市民に公表し、市民のみなさんとともに議論を進めたいと考えています。

さて、ご依頼の内容に入っていきたいと思えます。

教科書執筆者の幾人かから伝えられるところによりますと、文科省が検定意見を  
通達する際に私の著書『沖縄戦と民衆』（大月書店、2001年）を根拠にして、日本  
軍が住民を「集団自決」に追い込んだ、あるいは強いたという叙述を認めず、日本  
軍の強制性を削除させたとのことです。調査官は、私の著書には「軍の命令があっ  
たというような記述はない」旨の意見を述べたと聞いています。

『沖縄戦と民衆』の「5『集団自決』の構造」の最初の小見出しは「強要された  
住民の『集団自決』」（p155、以下、ページ数は同書の該当箇所を示す）となっ  
ています。さらに本文のなかでも「日本軍や戦争体制によって強要された死であり、  
日本軍によって殺されたと言っても妥当であると考え」（p156）などと述べていま  
す。渡嘉敷島の項で「赤松隊長から自決せよという形の自決命令は出されていない  
と考えられる」（p161）、座間味島の項では「『集団自決』を直接、日本軍が命令した  
わけではないが」（p163）などの記述をしています。他方で、渡嘉敷島では「軍が  
手榴弾を事前に与え、『自決』を命じていたこと」（p160-161）、座間味島では日本  
兵が島民にあらかじめ手榴弾を配って「いざとなったらこれで死になさい」と言っ  
ていたこと（p162）なども指摘しています。

「集団自決」についての結論的な部分（p184）では、第1に、「『集団自決』は  
文字どおりの『自決』ではなく、日本軍による強制と誘導によるものであることは、  
『集団自決』が起きなかったところと比較したとき、いっそう明確になる」と結論  
づけています。

さらに第2に、「『集団自決』はアジア太平洋戦争における日本軍の敗北の過程で各  
地の島々で起きている事象である。その前提には日本軍がアジア各地で現地住民に  
対しておこなった残虐行為があり、そのことが重要な引き金となっている。そうい  
う意味で日本による侵略戦争のひとつの帰結であった」と述べています。言い換え  
ると、日本軍が中国などでおこなった残虐行為の経験が、日本軍将兵や従軍看護婦  
などから住民に伝えられ、そのことが米軍に捕まることへの恐怖心を一層煽ったこ  
と、日本軍による侵略戦争の経験が「集団自決」を生み出す背景にあったことを指  
摘しています。読谷のチビチリガマでは日本軍はいませんでした。元兵士と従軍  
看護婦が「日本軍の代弁者の役割を果たし」ました（p158）。

第3に「米軍が上陸した沖縄の島々での住民の行動を見ると、『集団自決』をおこ  
なわなかった人々の方が圧倒的に多い。日本軍がいないところでは、住民は自らの  
判断で投降し助かっている」と述べています。つまり住民が集団で米軍に保護され  
ている島々や地域は日本軍がいなかった所であることを各地の島々、地域を分析し  
て論証しています。日本軍がいる所では住民が米軍に投降しようとは主張できませ  
ん。そうすればスパイとして処刑されてしまいます。実際に日本軍に殺された例は  
いくつもあります。そうしたことから日本軍の存在は「集団自決」を引き起こすう  
えで重要な役割を果たしていると結論づけています。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍の強制と誘導によって起きたこと、日本  
軍の存在が決定的であったことは、沖縄戦研究の共通認識であると断言してよいで

しょう。

渡嘉敷島と座間味島において、それぞれの戦隊長が自分は自決命令を出していないとの主張は、1970年代あるいは1980年代から、研究者の間でも広く知られていることです。座間味の戦隊長らがおこした訴訟における主張は、訴訟が提起された2005年以降に新たにわかったことではなく、ずっと以前から知られていることにすぎません。ですからその訴訟を根拠にして、学説上の変化や新資料の発見などと言うのは、沖縄戦研究のこれまでの歩みを無視するものでしかありません。

沖縄戦研究者はそうしたことを十分に認識したうえで、問題は、ある一つの命令があったかどうかではなく、日本軍が沖縄に上陸してから何か月もかけて住民を「集団自決」に追い込んでいった過程が問題であるとの認識から、「集団自決」の諸要因を明らかにしてきました。その研究成果を一言で言い表すとすれば、私が著書の結論でまとめたように「日本軍による強制と誘導によるもの」であるということなのです。

なお検定意見の通達の際に、調査官は、軍命令がなかったという理由から日本軍の強制性の叙述を削除するように指示したということですが、「集団自決」がおきた際の直接の軍命令の有無と、日本軍の強制とは明らかにレベルの異なる問題です。

民間人であっても捕虜になることを許さない日本軍思想の教育・宣伝、米軍に捕らえられると残酷な扱いを受けて殺されるという恐怖心の扇動、多くの日本軍将兵があらかじめ手榴弾を配って自決せよと言いつづけていたことなど、日本軍はさまざまな方法を使って住民を「集団自決」に追い込んでいった、あるいは「集団自決」を強制していったのです。「集団自決」が起きる際に部隊長が直接命令したかどうか、という論点からは、そうした日本軍による強制と誘導を否定することはとうていできません。ですから検定意見は、レベルの違う問題を混同した、論理的にも筋の通らないものでしかありません。

さらに言えば、あらかじめ多くの日本軍将兵が住民に手榴弾を配り、いざという場合には自決するように命令あるいは言っていたことは、正式の命令であるかどうかという形式論ではなく、住民にとっては命令としか受け取れなかったという当時の沖縄がおかれた状況を把握しておくことも必要です。それらは実質的には、日本軍による命令だと言うしかありません。

私の著書のなかでも詳細に述べているように、沖縄に駐留していた日本軍は、法的行政的な手続きとは関係なく、人の動員や物資の調達を村や区（字）あるいは住民に直接命令していました（その実態はp48-61）。特に米軍上陸後は、日本軍はそうした手続きを無視して、防衛隊や義勇隊、弾薬運びなどの労働力の調達をおこなっていたことが数々の証言からわかっています（p141-147）。日本軍の資料においても「民家の洞窟に入り健康男児を捜索連行する」と「第32軍沖縄戦訓集」に明記されています（p146）。そうした日本軍による行為を住民は拒否できない状況であったこと、日本軍将兵から言われたことは軍命令と受け取るしかない状況だったことを認識しなければ、沖縄戦当時における軍と住民の関係を理解できないでしょう。

用語の問題について触れておくと、「集団自決」とは日本軍の強制と誘導によるものであるという特徴を明確に示すために、「強制集団死」あるいは「強制された集団死」という表現も使われるようになってきています。「集団自決（強制集団死）」というように併記することもごく普通の使い方になってきていることを付け加えておきます。

なお『沖縄戦と民衆』のなかで「集団自決」の要因についてはさまざまな点を指摘していますが、より整理したものとして拙稿「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」（『歴史学研究』第831号、2007年9月、このなかのp27-p30で「集団自決」を引き起こした要因を簡単に説明）ならびに、より簡潔に整理した拙稿「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」（『通販生活』2007年秋冬号）を参考資料として添付しましたので、それらもご参照ください（資料1・2）。

検定意見によって書き換えさせられた叙述は、「日本軍によって壕を追い出され、あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった」、「日本軍に『集団自決』を強いられたり」、「なかには日本軍に集団自決を強制された人もいた」などであったと伝えられていますが、こうした叙述は、私の著書の結論と一致するものであって、これまでの沖縄戦研究の通説を的確に表現したものと言えます。

これらの叙述を書き換えさせる根拠になぜ私の著書が利用されるのか、とても理解できません。研究の全体の結論を無視して、そのなかのある一文のみを持ってきたとしか考えられません。これは検定意見を作成した者が、常識的な日本語の読解力もないか、きわめて悪意を持って歪曲したものか、どちらか以外には考えられません。

教科用図書検定調査審議会が、私の著書を歪曲して、このような検定意見をつけたとすれば、貴審議会の重大な歪曲、悪用に対して、厳重に抗議したいと思います。検定意見を通達する際に、私の著書のみを根拠に挙げて、叙述を変えさせた以上、貴審議会は、はっきりとその理由を説明するべきです。私の著書を悪用しながら一切の説明も弁明もせずに、私に意見を求めるのは、非礼極まりないと言うべきでしょう。

もし貴審議会がそのことを知らず、検定意見を通達する際に、調査官が独断で話したことだというのであれば、調査官に対して厳重に抗議するとともに、貴審議会においても、そうした歪曲をおこなった調査官に対して厳重に注意すべきではないでしょうか。さらにそうした歪曲を許すような現在の検定手続きそのものを見直すことを提起するのが審議会としての最低限の責任ではないでしょうか。

教科書執筆者への検定意見の通達の際に、私の著書を根拠に日本軍の強制性の叙述を削除させたことは、著書の内容を歪曲したものであり、歪曲を基にした検定意見そのものが根拠のない、間違っただけであることを示しています。そうした歪曲

によって根拠付けられた検定意見は撤回するしかありません（資料3参照）。

検定意見をそのままにして、執筆者（教科書会社）からの正誤訂正に基づいて叙述のいくらかの修正を認めるということは一仮に基の叙述そのままの復活を認めるとしても一、歪曲をそのまま温存・正当化する行為であり、研究者あるいは誠意ある者としてあるまじき行為です。

さらに念のために付け加えれば、本年3月に検定結果が発表されてから、慶良間列島などでの体験者の新しい証言がいくつも出てきています。しかし「集団自決」における日本軍の強制性は、これらの新しい証言を待つまでもなく、これまでの証言やその他の調査研究によって十二分に明らかにされているものです。かりにこれらの新証言をもって日本軍の強制性を認めるというような判断をするとすれば、そのことはこれまでの沖縄戦の調査研究の成果を根本から否定するものであり、そのこと自体が研究成果を無視した暴論というべきです。

以上述べてきたことから、教科用図書検定調査審議会は、沖縄戦の「集団自決」につけた検定意見を撤回するべきです。そのうえで、「集団自決」における日本軍の強制性を明記した叙述を認めるべきであり、それが貴審議会が取るべき最低限の責任であると考えます。

2007年11月22日

林 博史

関東学院大学経済学部教授

【添付参考資料】

資料1 林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」  
『歴史学研究』第831号、2007年9月

資料2 林博史「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」  
『通販生活』No. 231、2007秋冬号、2007年11月

資料3 林博史「教科書検定への異議」上下  
『沖縄タイムス』2007年10月6日・7日

なお添付資料としては付けませんでしたが、拙著『沖縄戦と民衆』（大月書店、2001年）は私の見解を裏付ける、不可欠の参考文献です。



## 【添付参考資料】

### 資料1

林博史「沖縄戦『集団自決』への教科書検定」

『歴史学研究』第831号、2007年9月

はじめに

- I 検定内容
- II 「つくる会」の策動
- III 1980年代の教科書問題
- IV 沖縄戦研究が明らかにしてきたこと
- V 歴史学界になげかけるもの

はじめに

2006年度より使用されている中学歴史教科書から一斉に日本軍「慰安婦」についての記述が消えたことはよく知られている。これは教科書検定で削除するように指示されたからではなく、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」）やそれを支持する国会議員らの運動（その中心には安倍晋三や中川昭一らがいた）、それをバックにした文部科学省（以下、文科省）からの教科書会社への圧力によって、各教科書会社が「自主規制」したからである。「つくる会」の教科書の採択率そのものは歴史でも0.4パーセントと低かったが、かれらの運動が与えた影響は大きかった。

2007年3月30日に発表された高校教科書の検定結果を見ると、ほとんどの教科書は、検定申請段階で「慰安婦」という言葉は書いていても、日本軍による強制あるいは関与には触れずにあいまいにしている。その結果、検定意見はつかなかった。

アジアへの加害行為についての記述に検定意見をつけると国際問題化してしまうので、さまざまな圧力をかけて申請段階で叙述を減らす巧妙なやり方がとられ、それが「効果」を収めつつある。

その一方で、今回の検定では沖縄戦の「集団自決」について検定意見がつけられた。新たに仕掛けられた攻撃の対象が沖縄戦に関する記述だった。本稿では、この問題について考えたい。

### I 検定内容

まず検定内容について見ておきたい。5社7冊の日本史教科書に対して、「沖縄戦の実態について、誤解するおそれのある表現である」という検定意見がつけられた。いくつかの事例を紹介しよう（次項の表を参照）。

【検定意見による沖縄「集団自決」の記述変更】

	申請段階	検定意見により修正、合格したもの
山川出版社 日本史A	日本軍によって壕を追い出され、あるいは集団自決に追い込まれた住民もあった。	その中には日本軍に壕から追い出されたり、自決した住民もいた。
東京書籍 日本史A	日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民や、集団で「自決」を強いられたものもあった。	「集団自決」に追い込まれたり、日本軍がスパイ容疑で虐殺した一般住民もあった。
三省堂 日本史A	日本軍に「集団自決」を強いられた	追いつめられて「集団自決」した人や、
清水書院 日本史B	なかには日本軍に集団自決を強制された人もいた	なかには集団自決に追い込まれた人々もいた。
実教出版 日本史B	日本軍により、県民が戦闘の妨げにあるなどで集団自決に迫りやられたり、	県民が日本軍の戦闘の妨げになるなどで集団自決に迫りやられたり、

修正された点を見ると、実教出版がかなり抵抗していることがわかるが、いずれにせよすべて、「集団自決」を強いた、あるいは迫りやられたものとしての“日本軍”が削除されていることがわかる。その結果、なぜ、なにによって追い込まれたのかがわからない表現になっている。読み方によっては、米軍が迫ってきたので追いつめられた、だから住民が自ら自決したのだという解釈もなりたちうるだろう。日本軍の加害性を削除させ、日本軍への否定的なイメージをなくすこと、そのための突破口として「集団自決」がねらわれた印象を受ける。「集団自決『軍の強制』削除」（『東京新聞』）、「『集団自決』軍関与を否定」（『沖縄タイムス』2紙ともに2007年3月31日）という新聞の見出しは、検定の特徴を端的に表わしている。

こうした検定意見をつけたことについて、文科省は、「軍の強制は現代史の通説になっているが、当時の指揮官が民事訴訟で命令を否定する動きがある上、指揮官の直接命令は確認されていないとの学説も多く、断定的表現を避けるようにした」「今回の検定から、集団自決を日本軍が強要した、命令したという記述については検定意見を付し、記述の修正を求めることとした」などと説明している。

ここで大きな問題は、地裁で係争中の訴訟の一方の側の主張を根拠にしていることである。文科省が報道機関に配布した沖縄戦関連の「著作物等一覧」では、原告側の使用する「沖縄集団自決冤罪訴訟」という呼称を使用し、明確に原告側を支持する姿勢を示している。伊吹文明文科相はその呼称を使ったことについて「極めて不適切だった」と衆議院文部科学委員会で陳謝する一方、検定では「日本軍の強制がなかったとは言っていない」と弁明した（4月11日）。また衆議院教育再生特別委員会での質問に対して伊吹文科相は、「すべて手りゅう弾で自決をされたとは言いきれない」と検定を弁護した（4月20日）。

日本語を普通に読めば、申請本のどこにも、部隊長の命令によって「集団自決」がなされたとは書かれていない。後でくわしく述べるように、これらの教科書記述はこれまでの沖縄戦研究の成果を適切に表現したものであり、これまで検定に合格していたものである。検定意見の理由は支離滅裂なものであり、文科相の言うとおり日本軍の強制を認めるのであれば、申請本の記述で何も問題はないだろう。また申請本では、そういう例もあったという表現をしており、すべてがそうだと断定した叙述ではない。伊吹文科相の説明は詭弁としか言いようがない。これほどまでに詭弁がまかり通ると、まともな議論はとてみできる状況ではない。日本軍の強制を削除させるという政治的判断が最初にあったとしか考えられない物の言い方である。「つくる会」などの主張がストレートに反映された検定意見である。

## II つくる会の策動

この検定の背後には「つくる会」があると言ってよいだろう。「つくる会」の歴史教科書では沖縄戦について、旧版（2001年検定合格）では、戦艦大和の海上特攻の話や「鉄血勤皇隊の少年やひめゆり部隊の少女たちまでが勇敢に戦って」というような叙述がなされていた。女子学徒隊までもが「勇敢に戦って」と歪曲もはなはだしく、間違いだらけのものだった。それが現行版（2005年検定合格）では「4月、米軍は沖縄本島に上陸し、日本軍の死者約9万4千人、一般住民の死者も約9万4千人を出す戦闘の末、2ヶ月半のちに沖縄を占領した」と味も素っ気もない叙述になっている。採択率を上げるために、批判されるような叙述を控えたのかもしれない。

しかし2006年度から使用される中学教科書の採択が本格化していた時期に、沖縄戦についての教科書記述を書きかえるべく、「つくる会」は新たな動きを始めた。2005年4月、「つくる会」の中心人物であった藤岡信勝氏は自由主義史観研究会の機関誌『歴史と教育』において、「沖縄プロジェクト」への参加をよびかけるアピールを公表し、5月に「沖縄戦慰霊と検証の旅」と称するツアーをおこなった。藤岡氏は、「過去の日本を糾弾するために、一面的な史実を誇張したり、そもそも事実でないことを取り上げて」、児童・生徒に「失望感」や「絶望感」を持たせようとする傾向があるとし、その「事例の一つ」が「沖縄戦で民間人が軍の命令で集団自決させられた」ということであると指摘している。

この呼びかけと一緒に同誌に掲載された沖縄戦についての「歴史授業案 無念の授業『沖縄戦 集団自決の真実』」では、この問題が「日本軍の名誉に関わるものであり、児童生徒の健全な歴史認識及び国防意識の育成にとって見過ごすことができない」とし、「皇軍および無念の冤罪を着せられた軍人の名誉を回復する授業を提案したい」としている。皇軍の名誉回復と国防意識の育成が教育の目標であると公然と主張される。その内容を整理すると、渡嘉敷島と座間味島における「集団自決」では、「自決せよ」という軍命令は出されていなかった、軍が命令したというのは、「国から補償金をもらうために」村の幹部がついたウソだと決めつけている。

そのうえで、「授業案」では、＜国からの補償金を得るため（「援護法」）→ウソの証言→証言の拡大・定着＞と「板書」し、教師が「このようにして、ウソが『事実』として拡大し、定着していったのです。恐ろしいですね」とまとめることとされている。

この動きを受けて、同年8月、「つくる会」などの支援の下に、座間味島の元日本軍部隊長と、渡嘉敷島の元部隊長の弟が、軍命令がなかったのにあったと書いたのは名誉毀損だとして大江健三郎氏と岩波書店を相手取って、「集団自決」に関する出版差し止めと損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。

そもそもこの二つの島での「集団自決」を最初に書いたのは、沖縄タイムス社編『鉄の暴風』（朝日新聞社、1950年、のちに沖縄タイムス社から刊行）だったにも関わらず、大江健三郎『沖縄ノート』（岩波書店〔新書〕、1970年）を訴訟の対象にしたのは、著名ではあるが研究者ではない大江氏を攻撃し、沖縄戦での策動の突破口にしようとしたものと思われる。またかれらは同時に、岩波書店から出版されている、家永三郎『太平洋戦争』（初版1967年、第2版1986年）と中野好夫・新崎盛暉『沖縄問題二十年』（1965年）の出版販売差し止めも請求している。この訴訟の弁護士らは、日本軍が南京攻略にいたる過程での百人斬りはなかったとして、本多勝一氏や毎日新聞社、朝日新聞社を訴えていたメンバーと重なっている（当然のことながらかれらは敗訴した）。

本来であれば、沖縄タイムス社を訴えるべきだろうが、そうすると沖縄全体を敵に回すことになるので、ヤマトンチューを相手に大阪で訴訟をおこなうという策に出たのかもしれない。

### III 1980年代の教科書問題

ここでこれまでの沖縄戦に関する教科書検定の歴史をふりかえっておこう。

歴史教科書の中で沖縄戦の具体的な叙述はほとんどなかったが、1974年に家永三郎『新日本史』（三省堂）の脚注に「沖縄県は地上戦の戦場となり、10万をこえる多数の県民老若男女が戦火のなかで非業の死に追いやられた」という叙述が書き加えられたのがほぼ唯一だった。その背景には、住民の視点から膨大な証言を集め、その後の沖縄戦研究・記録の出発点となった『沖縄県史 第9巻 沖縄戦記録1』（1971年）が刊行されたことがあったのではないかと思われる。

その後、大きな社会問題になるのが1982年の検定だった。アジアへの「侵略」を「進出」などに書きかえさせる検定が国際問題化し、いわゆる教科書問題がおきた。このとき、高校教科書『日本史』（実教出版）の脚注において、江口圭一氏が日本軍による住民殺害について記述したところ、検定意見がつき、結局、削除せざるをえなくなった。文部省は、江口氏が示した沖縄県立平和祈念資料館のパネル資料は根拠にならないときめつけ、さらに『沖縄県史』は「体験談を集めたもので一級の資料ではない」とこれも認めなかった。

この検定について沖縄のメディアが批判しただけでなく、沖縄県議会は全会一致

で、「県民殺害は否定することのできない厳然たる事実であり……、削除されることはとうてい容認しがたい」とし、「同記述の回復が速やかに行われるよう強く要請する」という意見書を採択した（1982年9月4日）。その結果、文部省は次の改定検定の際に配慮すると譲歩せざるを得なくなり、その後は日本軍による住民殺害の記述が教科書に載るようになった。

しかし、翌年1983年の検定において、家永三郎『新日本史』で日本軍の住民殺害を記述したところ、文部省はその点は認めざるを得なかったが、集団自決の人数の方が多かったのだから、集団自決をまず書けとの検定意見（修正意見）がつけられた。それに対して、家永三郎氏は1984年に提訴した。この第3次教科書訴訟では南京虐殺や731部隊などと並んで、沖縄戦における「集団自決」が争点となった。1988年には沖縄出張法廷まで開かれた。国側は曾野綾子氏らを証人として出し、「集団自決」を日本軍による犠牲ではなく、自ら国家のために殉じた崇高な死として描こうとした。「戦闘に寄与できない者は、小離島のため避難する場所もなく、戦闘員の煩累を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を絶つ者も生じた」と書いた防衛庁の戦史『沖縄方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1968年）と同じであった。つまり住民殺害を認めざるを得ない代わりに、自ら国家に殉じた崇高な死を書かせることにより、日本軍の加害を薄めようとしたと言える。

このときも「集団自決」の命令の有無をめぐる論議があったが、家永側からは沖縄戦研究者の安仁屋政昭氏や石原昌家氏、渡嘉敷島の「集団自決」から生き残った金城重明氏らが証人に立ち、渡嘉敷島では米軍上陸前の3月20日、あらかじめ日本軍の兵器軍曹が村の兵事主任を通して役場職員や17歳以下の青年を集め、手りゅう弾を一人2個ずつ配り、いざという場合はこれで自決せよと命令していた事実が明らかにされた。そして米軍上陸後、防衛隊員たち（防衛召集で召集された正規の軍人）が島民に合流し、かれらによって持ち込まれた手りゅう弾も使われて「自決」がおこなわれた。判決では、集団自決を記述せよとの検定意見は違法とまでは言えないとして家永側の敗訴となったが、事実関係については家永側の調査研究にもとづく立証が明らかに勝っていた。

この第3次訴訟の最高裁判決（1997年8月29日、いわゆる大野判決）では、「原審の認定したところによれば、本件検定当時の学界では、沖縄戦は住民を全面的に巻き込んだ戦闘であって、軍人の犠牲を上回る多大の住民犠牲を出したが、沖縄戦において死亡した沖縄県民の中には、日本軍によりスパイの嫌疑をかけられて処刑された者、日本軍あるいは日本軍将兵によって避難壕から追い出され攻撃軍の砲撃にさらされて死亡した者、日本軍の命令によりあるいは追い詰められた戦況の中で集団自決に追いやられた者がそれぞれ多数に上ることについてはおおむね異論がなく（略）、県民を守るべき立場にあった日本軍によって多数の県民が死に追いやられたこと、多数の県民が集団による自決によって死亡したことが沖縄戦の特徴的な事象として指摘できるとするのが一般的な見解」とし、「集団自決の原因については、集団的狂気、極端な皇民化教育、日本軍の存在とその誘導、守備隊の隊長命令、鬼畜米英への恐怖心、軍の住民に対する防諜対策、沖縄の共同体の在り方など様々な要因が指摘され、戦闘員の煩累を絶つための崇高な犠牲的精神によるも

のと美化するのは当たらないとするのが一般的であった」としている。さらに「集団自決を記載する場合には、それを美化することのないよう適切な表現を加えることによって他の要因とは関係なしに県民が自発的に自殺したものと誤解を避けることも可能」であるとも述べられている。最後の部分は、家永側の訴えを却下する理屈であるが、「集団自決」が日本軍によって強いられた、あるいは追い込まれたという叙述を容認するものでもあり、その後、教科書でもこうした書き方が一般化していくのである。

#### IV 沖縄戦研究が明らかにしてきたこと

##### 1 住民たちの証言

ここで「集団自決」に関わる住民の証言を見てみよう。座間味島での事例をいくつか紹介すると、何人かの島民は米軍上陸の直前に日本兵から「明日は上陸だから民間人は生かしておくわけにはいかない。いざとなったらこれで死になさい」と言われて手りゅう弾を渡されている。それとは別に、弾薬運びを手伝っていた若い女性たちには、軍曹から「途中で万一のことがあった場合は、日本女性として立派な死に方をしなさいよ」と手りゅう弾が渡されていた。彼女たちは、日本軍が斬り込みに行くと言って、いなくなってから、みんな死んでしまったと思い、もらった手りゅう弾で自決を図るが、幸い不発に終わって助かっている。壕の中で日本兵から「捕まらないように潔く死んでください」と言われた若い女性の証言もある。山の中に逃げ込んだある女性は、ある中尉が近くにいた島民たちを集め、「敵に見つかったら舌をかみ切って死になさい」と言ったと証言している。

別の女性のグループは島内を逃げ回っているうちにほかの住民に出会ったが、そのとき、「あなた方はアメリカに強かんされて、二本松に吊るされていたと兵隊さんたちが言っていたけど、なににあなた方、生きていたの」と驚かれた。つまり日本兵たちは、若い女性は強かんされ、木に吊るされているとウソをついて島民の恐怖心を煽っていたのである。

また座間味島でも渡嘉敷島でも何人もの島民が日本軍に殺されている。米軍に捕まったが殺されることもなく、かえって治療をうけ食糧をもらえたので、山中に隠れている島民に、米軍は悪いことをしないし食糧もたくさんあるから出てくるように呼びかけた島民は、自宅で寝ていたところを日本軍に殺された。また米軍が投降を呼びかけたのに対して、周りの人たちに出て行こうと促した二人の島民は日本兵に背後から撃ち殺された。

慶良間諸島に上陸した米軍作成の文書によれば（『沖縄タイムス』2006年10月3日）、「集団自決」のおきた慶留間島では、あらかじめ複数の日本兵から米軍が上陸してきたときには自決せよと命じられたと、生き残った島民が米軍に語っている。米軍上陸前に隣の阿嘉島にいた海上挺進第2戦隊長がやってきて演説をおこなったが、島民はいざというときは自決せよということだと理解していた。また「日本兵たちから、米軍が上陸してきたときには、家族を殺せと諭されていたという。民間

人たちはいま、その指導に従ったことを非常に憤慨しており、ある民間人は恨みを晴らそうとある日本兵捕虜を殺そうとしたほどである」と米軍の報告書に書かれている。米軍が負傷している島民を親切に治療し、食糧などを与えて島民を保護した結果、人々は騙されていたことに気づいた。「幾人かは、捕らえられないように家族を殺したことを隠さずに後悔し、多くの者が山にもどってほかの民間人に真実を話し、かれらもまた生きて家に帰れるようにしたいと頼んできた」という。

座間味島で負傷者の治療にあたっていた米軍政府のスタッフは、「明らかに、民間人たちは捕らわれないために自決するように勧告されていた」と報告している。

慶留間島のある島民は、島に駐屯していた海上挺進第2戦隊第1中隊から「死ぬ場合には前もって1中隊に連絡しなさい。一緒に死ぬから」と言われていた。そこで米軍が上陸したので1中隊と連絡を取ろうとしたができず、それから「自決」がおこった。島民たちも日本軍と一緒に死ぬということは日本軍から既定のこととして言われていたのである。

こうした状況のなかで、米軍が上陸し、小さな島で逃げ場もほとんどない状況に追い詰められた島民は、「自決」するほかに選択肢はないと思込まされていたのである。日本軍によって生きるという選択肢を封じられていたのである。

「軍命」について言えば、日本軍がくりかえし宣伝していた「軍官民共生共死」という思想が浸透していたなかで、村役場の通達はイコール軍命令と受けとめられる状況にあった。当時の沖縄は軍政下でも戒厳令下でもなく、日本軍が直接住民に命令を出すことは法的にはできなかった。物資の徴発にしても人の徴用・動員にしても行政機関を通しておこなわれていた（実際にはそうした法的な手続きを無視して軍による直接の乱暴な徴発・徴用さらには召集がおこなわれていたが）。軍の命令は村役場を通じて伝わるのが通常であった。したがって役場吏員から「軍命」が出たと言われれば、みんな信じるのは自然だった。

なお米軍上陸後の時点では、「合囲地境」つまり実質的に軍の戒厳令下におかれていたとも理解される。その場合には軍が直接、住民に命令を下すことも可能になるし、役場からの指示は軍命令と見なされることになる。

いずれにせよ日本軍と一緒に住民もみな「玉砕」するのが当然だと思われていた。そして「集団自決」は、日本軍もこれで玉砕するのだと思われたときにおきている。

まとめて言えば、日本軍や各級行政機関ら日本国家全体が、住民をそうした「集団自決」に追いやったのである。だから、「集団自決」で死に切れず生き延びた住民が、後になって、日本軍が山中にこもって生き残っていることを知ると、裏切られたという思いをもち、もはや自決しようとはしなかった。つまり「軍官民共生共死」の思想を叩き込みながら、日本軍は山に隠れて生き残りを図る一方で、その思想を信じ込まされていた住民は、日本軍も玉砕すると信じて自らも「集団自決」をはかるという結果になったのである。渡嘉敷島でも座間味島でも、米軍に保護された者をスパイだとして殺害しながらも、日本軍の幹部たちは生き延び、のちに山から降りて米軍に武装解除されるのである。

かりに「集団自決」の問題を脇に置いたとしても、渡嘉敷島や座間味島に駐屯していた日本軍は多くの住民や朝鮮人軍夫を虐殺しており、その部隊長の残虐行為に

対する責任は免れない。その点だけでも「皇軍の名誉」などとうてい回復できるものではない。

ところで、沖縄各地の状況を見てみると、日本軍がいなかったところでは、地域のリーダーの判断によって集団で投降して助かっているケースが少なくない。そうした事例は私の著書『沖縄戦と民衆』のなかでたくさん紹介しているのでここでは省略するが、日本軍の宣伝のウソを見抜き、住民の助けを求めて米軍と直接交渉し、集団で投降したケースもたくさんある。それらはいずれも日本軍がいなかったから可能だった。

## 2 「集団自決」を引き起こした要因

なぜ「集団自決」がおきたのか、という要因を整理しておきたい。「集団自決」が沖縄のどこでどのようにして起きたのか、については私の著書で詳しく検討している。同書では、地域の階級階層構造のなかで原因を整理する議論をおこなっているが、ここでは詳述するスペースがないので、箇条書きにして整理してみたい。詳細は同書を参照していただきたい。

第1に、住民に対しても、捕虜になることは恥であり、捕虜になるくらいなら一人でも敵を殺して自らも死ぬか自決せよという宣伝・教育・語りがかくりかえされていた。本来、捕虜になるのは軍人であって非戦闘員である住民は捕虜にはならないはずだが、住民も捕虜になるのは恥辱であるということが、教育や行政機関、新聞、さらには日本軍将兵からくりかえし叩き込まれた。皇民化教育はまさにこれにあたる。

第2に、米軍に捕らえられると、男は戦車でひき殺され、女は辱めを受けたうえでひどい殺され方をするとくりかえし宣伝・教育されていたことである。民家に分宿していた日本軍将兵たちは、日本軍が中国で自らおこなった強かんやさまざまな残虐行為を語った。住民にとっては、皇軍でさえそれほどひどいことをするのならば、鬼畜である米軍はどんなひどいことをするかわからないという恐怖心を煽る絶好の機会となった。若い女性には、とりわけ深刻な影響を与えたと見られる。

第3に、上記の点とも重なるが、米軍に投降しようとする者は非国民、裏切り者と見なされ、殺されても当然であるという意識が植えつけられ、しかもそれは単なる脅しではなく、実際の戦場の中で、投降しようとする者を日本軍が殺害することがあちこちでおこなわれたことである。

第4に、「軍官民共生共死の一体化」が叫ばれ、日本軍とともに住民も玉砕するのだという意識が叩き込まれていたことである。慶良間諸島での「集団自決」に共通してみられるのは、これで日本軍は玉砕するのだからわれわれ住民も一緒に玉砕するのだという意識である。「集団自決」という言葉は戦後の造語であり、当時の人々は「玉砕」と言っており、軍隊と民間人の区別がない使い方をしてきたことから、その一体化の状況がわかる。

第5に、慶良間諸島で見られるのは、あらかじめ日本軍あるいは日本軍将兵が住



民に自決用の手りゅう弾を配布し、いざというときはこれで自決せよと命令あるいは指示・勧告していることである。日本軍の権威が絶大であった沖縄、特に慶良間のような離島では、日本軍将兵から言われることは命令以外の何物でもなかった。住民にとっては村役場の吏員でも「とても怖い存在でしたので、絶対服従」であったが、軍人の権威はそれよりはるかに高かった。この手りゅう弾が多くの場合、「集団自決」の引き金として使われている。さまざまな機会に多数の手りゅう弾が住民に配られていたということは、日本軍の承認あるいは容認なしには不可能である。当然、指揮官としての部隊長の責任は免れないと言うべきだろう。

第6に、慶良間の住民が「集団自決」するきっかけとなっているのが、「軍命」が下されたと聞いたことである。もちろん日本軍の部隊長がその命令を出すのを直接聞いたのか、という点についてはわからない。ただ確実に言えることは、「軍命」が下されたと伝えられたとき、その軍命に従って自決するのが当然であると信じ込まされていた。それは文科省が言うように住民が勝手に思い込んだのではなく、長い期間をかけて叩きこまれていたのである。

いくつかの要因を見てきたが、住民たちは米軍に保護されて親切な扱いを受けると、自分たちが騙されていたことがわかり、もはや自決しようとはしなかった。あるいは玉砕したはずの日本軍が生き残っていることがわかると自決をやめ生き延びようとし始めるのである。そうした実態を見ると、皇民化教育などの第1の要因の影響はかなり限定的であり、むしろ第2以下の要因が大きいことがわかる。

こうしたことから「集団自決」は住民たちが日本軍によって追い込まれ、強いられたものであることが沖縄戦研究の共通認識となっており、そのことが最初に挙げたような教科書記述にも反映されていたのである。

なお「集団自決」という用語については議論がある。しかし用語が問題ではなく、いずれにせよ、その実態が日本軍とその当時の国家の強制・誘導・脅迫・教育などによって住民が死を強いられたものであること、それがはっきりと理解される文脈のなかで説明されることが肝要であると考えられる。

### 3 援護との関連

戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法）の問題について触れると、軍に協力したものしか援護の対象にならないという原則がある。軍に食糧を強奪されても「食糧提供」、壕を追い出されても「壕提供」と申請しなければ援護を受けられない。日本軍に殺されたという理由では援護の対象にされない。「集団自決」でも日本軍によって強いられたという理由では認められないので、軍命令に従って軍の足手まといにならないように軍に協力して「集団自決」したのだと、「戦闘協力者」として申請しなければならなかった。この援護法の発想は、日本がおこした誤った戦争の被害者に償うというのではなく、軍に協力した者に報償として与えるというものであり、侵略戦争への反省のまったくないものである。こうした日本政府の姿勢こそが、問題にされなければならない。

いわゆる「戦闘協力者」の援護申請は沖縄では1957年からおこなわれているが、渡嘉敷島や座間味島の「集団自決」遺族の申請に対して、当初から短期間で厚生省が援護対象として認定していたことが『沖縄タイムス』（2007年1月15日）報道の文書から判明した。当時の琉球政府援護課は1953年に設置されてからすぐに慶良間諸島の調査をおこない、「軍命」があったことは当時から聞いていたことを関係者は証言している。

もともと軍命について書いた『鉄の暴風』は援護法が制定される前の1950年に刊行されたものであり、住民の証言でも、当時、軍命が下ったということは広く語られていたことである。あとになって援護の金ほしさに軍命を作り上げたと攻撃するのは、悪質なウソと言うほかない。

今回の検定に対して、沖縄県では全41市町村議会すべてで『集団自決』が日本軍による命令、強制、誘導などなしに起こりえなかったことは紛れもない事実（座間味村議会）などと検定意見の撤回を求める意見書を採択した。県議会では自民党が動揺したが、保守の仲井真弘多知事も検定に異議を唱え、さらに世論に圧されて6月22日、県議会は全会一致で検定意見の撤回と記述の回復を求める意見書を採択した。沖縄の力で検定を覆しつつあるのが現段階での状況である。

## V 歴史学界になげかけるもの

「つくる会」や文科省のやり方は、全体的な状況を一切捨象して、当日、直接の軍命令があったかどうかだけに争点を絞り、そこを否定することによって、皇軍の名誉回復、さらには沖縄戦における日本軍の加害行為、沖縄戦自体が沖縄住民を犠牲にするものだったことを否定しようとするものである。こうした方法は、南京事件でも「慰安婦」問題でもとられている常套手段である。

「集団自決」をめぐる命令があったという文書は残っていないという言い方もされる。その理屈は日本軍「慰安婦」への日本軍による強制はなかったという言い方と共通している。実際には「慰安婦」についての日本軍文書はたくさん残されており、その理屈は通用しないのだが、安倍首相のように「官憲が家に押し入って、人さらいのごとく連れて行く」狭義の強制はなかったと、極端に狭い解釈を持ち出して強制性を否認しようとしている。中国の山西省のケースでは、東京高裁でそうした拉致が事実認定されていることはまったく無視される。安倍首相の理屈で言えば、北朝鮮に拉致されたケースで狭義の強制はなかったということになるだろうし、拉致したという北朝鮮の公文書が出てこない限り、拉致を事実と認めることはできないはずだが。

それはさておき、『沖縄県史』は証言を集めただけで信用できないという理屈は、元「慰安婦」の証言は信用できないという理屈と共通している。自決せよと手りゅう弾を渡されたという住民の多くの証言は切り捨てられる。「慰安婦」は金ほしさにウソを言って賠償を要求しているという中傷も、「集団自決」での言い方と一緒にされる。彼らは人は金目当てでしか動かないと思い込んでいる心貧しき人々なのだ

ろう。金をちらつかせれば基地を受け入れるだろうと高飛車な日本政府や自民党の指導者たちと同じだろう。

こうした論法を許してしまうならば、次は、沖縄戦での日本軍による住民虐殺を否定することにつながるだろう。日本軍が住民を虐殺したことを示す公文書や命令書はどこにあるのか、公文書である援護関係書類によると、住民自ら日本軍に協力したという内容ばかりではないか。だから公文書に基づくと、沖縄県民はみな自ら進んで日本軍のためお国のために命を捧げたのだ、という理屈が出てきてもおかしくない。公文書には現れない、民衆の営み、人々の証言でしか示すことのできない歴史は、信用できないものとして葬られていくことになる。

1990年代の戦争責任研究や戦後補償運動が、何よりも元「慰安婦」の女性たちの名乗り出とその証言のインパクトによって始まったことをあらためて思いおこす必要がある。それを根本から否定する動きが日本全体で広がっている。今回の検定は、沖縄戦にとどまらず、さまざまな分野にも波及する、きわめて大きな問題なのである。歴史学でいえば、民衆史や社会史、女性史をはじめ民衆の視点からなされてきた蓄積がある。しかし民衆の証言や記録など民衆の語ってきたことは信用できないと切り捨てようとする乱暴な手法が権力者たちによって公然とおこなわれている。これは沖縄戦研究や戦争責任研究だけにとどまらない、歴史学界全体が問われている深刻な問題ではないのだろうか。

しかし、沖縄戦や「慰安婦」問題でのこうした攻撃に対する歴史学界の反応は鈍いと言わざるを得ない。なぜなのか、その問題を考えてみると、これまでの歴史学界のあり方が問題となる。

1990年代以降について見てみると、1990年代初めより日本軍「慰安婦」など戦争犯罪に関する調査研究が進展し、同時に多くの市民、弁護士、研究者らが戦後補償を求める運動に取り組み始めた。多くの訴訟が提起されたことも周知の通りである。日本の戦争責任と戦後補償をめぐって国内外で運動が展開され、それに反発する右派との間で、激しい議論が展開されてきている。

そうしたなかで歴史学研究会（以下、歴研）は一貫して「慰安婦」問題を黙殺してきた。「慰安婦」問題にとどまらず戦争犯罪・戦争責任問題についてもほとんど見て見ぬ振りをしてきた。学会の姿勢を示すのは、大会テーマ・報告や機関誌の特集であろうが、今日にいたるまで「慰安婦」問題が取り上げられたことは一度もないし、戦争犯罪・戦争責任問題も無視されてきた。

『歴史学研究』のバックナンバーを見てみても、90年代においては、史料・文献紹介で「慰安婦」問題の共同研究の成果が1冊紹介されているだけで、数多くの成果が出されていたにも関わらず、書評で取り上げられた文献は皆無である。2004年になってようやく1冊が書評で取り上げられただけである。ほかの分野で見ると、天皇の戦争責任と南京虐殺事件についての本はいくつか取り上げられているが、ほかの戦争犯罪・戦争責任分野については成果に比して非常に少ない。

沖縄戦について言えば、2000年の大会の特設部会で沖縄戦の記憶についての報告がなされ、ほかに時評で少し沖縄の問題が取り上げられているが、沖縄戦の研究成果については書評でも取り上げられたことはない。沖縄戦研究に対しても歴研はき

わめて冷淡であることがわかる。

さきに、民衆の視点からの沖縄戦調査研究の出発点となった『沖縄県史』について触れたが、このとき、『歴史学研究』第379号(1971年12月)に荒井信一氏が「二つの沖縄戦史—防衛庁戦史と『沖縄県史』—」を執筆し、その意義を高く評価している。沖縄で沖縄戦に取り組んでいた研究者たちにとって、この荒井氏の論文が非常に励ましになり、自分たちがやってきたことが正しかったと自信になったという話を聞かされたことがある。防衛庁の戦史と対比して県史の意義を取り上げた視点は、その後の教科書検定をめぐる基本的な対立点をこの段階で浮き彫りにした先駆的なものだった。

また南京事件をはじめとする、日本の戦争犯罪研究を考える上で、1982年の教科書問題をうけて江口圭一氏が『歴史学研究』第511号(1982年12月)に書いた「十五年戦争史研究の課題」が、私を含めた研究者に与えたインパクトは大きかった。侵略戦争のなかでおこなわれた具体的な戦争犯罪研究はこれ以降、現代史研究の重要な課題となり研究者もこの問題に取り組み始めた。またそのときの教科書問題に対しても、歴研は1982年12月に『歴史家はなぜ“侵略”にこだわるか』を編集出版した(発売は青木書店)。私自身、歴研委員としてこの編集にかかわり、自らも東南アジアへの侵略についての項を担当した。この経験が、後にマレー半島などでの戦争犯罪研究をおこなうようになることにつながっていった。このときの歴研委員長が後に「日本の戦争責任資料センター」代表となる荒井信一氏であるし、また私がそのセンターの研究事務局長になったことも、このときの歴研の取組みが原点となったとも言える。

このように沖縄戦研究においても戦争犯罪研究においても歴研は大きな役割を果たしてきた。しかしそれは1980年代までのことで、90年代に入ると一転してこうした問題には冷淡になり、「慰安婦」問題が日本社会に与えた大きな衝撃に対しても、「見ざる聞かざる言わざる」という姿勢を貫いてきた。

歴研さえもがこうした姿勢に終始するなかで、「慰安婦」問題や沖縄戦を研究しようとする新たな担い手が果たして育つのだろうか。戦争犯罪や戦争責任研究は、政治の問題であって学問にはなじまないというような風聞が時々伝わってくる。歴研のこうした姿勢は、そうした風聞を裏づけしていると理解されても仕方がないだろう。

「慰安婦」問題にしても沖縄戦にしても、日本政府や右派の暴言がまかり通っている日本社会の寒々とした状況(唯一の例外は沖縄であるが)は、歴史学界にも共通しているように見える。歴史学界のどこかに、この現状に立ち向かおうとする力があるのだろうか。

#### 【参考文献】

沖縄県歴史教育者協議会『歴史と実践』第26号(2005年7月)、第28号(2007年7月)  
林博史『沖縄戦と民衆』大月書店、2001年

宮城晴美『母の遺したもの—沖縄・座間味島「集団自決」の新しい証言—』高文研、2000年

安仁屋政昭編『裁かれた沖縄戦』晩聲社、1989年

藤原彰編著『沖縄戦と天皇制』立風書房、1987年

『沖縄タイムス』『琉球新報』の記事

\*なおここで紹介した住民の証言はすべて『沖縄戦と民衆』に収録されているものか、その後の『沖縄タイムス』『琉球新報』『朝日新聞』から採ったものである。筆者のウェブサイト「日本の現代史と戦争責任についてのホームページ」にも関連する論文が多数ある (<http://www32.ocn.ne.jp/~modernh>)。

## 資料 2

林博史「住民を『集団自決』に追い込んでいったのは軍でした」  
(『通販生活』No. 231、2007年秋冬号、2007年11月)

今回の教科書検定で文部科学省は、『集団自決』は日本軍の強制でない」と判断しましたが、その判断の参考著作物のなかに、私の著書『沖縄戦と民衆』があげられています。

教科書執筆者の方から聞いたのですが、文科省の教科書調査官は検定結果を通知する場で、『沖縄戦と民衆』を見ても、軍の命令があったというような記述はない」と、軍の関与を否定する根拠として私の本を唯一の具体例として挙げたそうです。驚くと共に、恣意的に参考資料を使っていることに怒りを覚えました。

確かに私の本には「赤松隊長から自決せよという形の自決命令は出されていないと考えられる」(同書161頁)というような一文はあります。しかし、これは「集団自決」当日に「自決せよ」という軍命令が出ていなかったとみられるということを書いただけで、軍による強制がなかったということではありません。

同じ本の別の頁には「いずれも日本軍の強制と誘導が大きな役割を果たしており」「日本軍の存在が決定的な役割を果たしているといっていであらう」(共に173頁)と書いており、これが「集団自決」に対する私の基本的な考え方です。そんなことは本全体を普通に読めば分かるのに、たった1、2行を全体の文脈から切り離して軍の強制性を否定する材料に使うのですから、ひどい検定としか言いようがありません。

島民は米軍への恐怖心を植えつけられていた。

座間味島、渡嘉敷島での「集団自決」の際に日本軍の部隊長の命令があったかどうかは裁判で争われています。

しかし、当日の部隊長命令の有無は、実はそれほど大きな問題ではありません。米軍上陸のはるか前から日本軍が住民を「集団自決」に追い込んでいった過程こそが重要なのです。

(1)捕虜になるのは恥だ、いざという場合は自決せよと日頃から日本軍や教育を通じて叩き込まれていました。

(2)ふだんから島民たちは、「米軍に捕まれば、男は戦車で轢き殺され、女は辱めを受けたうえひどい殺され方をされる」と日本軍から言われていました。

米軍に対する島民の恐怖心を日本軍が煽っていたことは、生き残った方たちの証言からも明らかです。

(3)「米軍に投降する者は裏切り者だから殺されても当然だ」という考え方も植えつけられていたので、捕虜になるという選択肢は島民の頭の中にはありませんでした。

(4)軍に全面的に協力し、軍が玉砕するときは住民も一緒に死ぬという「軍官民共生共死」の意識が住民に叩き込まれていたことも「集団自決」の大きな要因です。た

たとえば慶留間(げらま)島では、敵上陸の際には全員で玉砕すると阿嘉島から来た部隊長が米軍上陸前に島民に訓示していました。

これらの事実は、私がアメリカで見つけた米軍の資料にも書かれています。

慶良間(けらま)列島の占領作戦を担当した米師団の作戦報告書には、慶留間島では米軍が上陸してきたら自決せよと複数の日本兵から命じられていたことや、座間味島でも島民たちが自決するように指導されていたことが、複数の島民の尋問記録として記載されています。いずれの証言も、「集団自決」が起きたすぐ後の3月下旬から4月初めのものです。

このように、いざとなったら死ぬことを日本軍によって住民が強制・誘導されていたことが「集団自決」問題の本質なのです。

「軍の強制」を否定する根拠としてよく取り上げられる本『母の遺したもの』には梅澤裕・座間味島部隊長が自決命令を出していたとは確認できないことが、生き残った女性の証言として載っています。でも本質的な問題は、軍命の有無ではなくて軍による強制・誘導だったのです。

軍による強制を否定する論理には矛盾が多い。

これまでに明らかにされた事実を教科書に簡潔に記述するとなれば、これまでの教科書通り、つまり、「日本軍によって集団自決に追い込まれた」あるいは「強いられた」となるわけです。

仮にこれまでの教科書に「部隊長の命令によって『集団自決』が起きた」と書かれていたのならば、やや事情が違うかもしれませんが、そんなことは一言も書いていないのですから、修正する必要などないのです。

検定結果を支持する人たちは、様々な論理で「軍の強制」を否定しますが、その一つ一つを冷静に見ていくとおかしさが分かります。

たとえば、「住民に自決を促したのは役場の人間だ」「軍が住民に直接命令を出す権限はない」という主張です。確かに制度上は住民に命令する権限はありませんが、実際には「人を出せ」「物を出せ」と軍は住民に命令していました。住民や役場の人間は、下級兵士に言われたことでさえ拒否できない状況でした。

渡嘉敷でも座間味でも、「いざというときはこれで自決せよ」と軍から手榴弾を渡されていました。軍の承認なしに手榴弾を入手して配ることは不可能です。この事実ひとつをとってみても、軍が住民に命令を出す権限がなかったという法制度上の話に意味がないことが分かります。

そんな雰囲気の中で村の幹部が「集団自決」を主導したとしても、それを軍の無関係を証明するものだというふうに結びつけるのは当時の沖縄の状況を見捨てるものです。

米軍が上陸したところでも、前島や粟国島などのように日本軍がいなかった場所では住民は投降しています。この点でも日本軍の強制性を示すことになるのではな

いでしょうか。

また、琉球政府援護課の元嘱託職員が「援護法の適用を受けるために軍命があったと申請した」と新聞社の取材に証言したことも、軍関与の否定材料としてよく使われています。

しかし、前述した米軍の作戦報告書は「集団自決」直後に記録されたものです。援護法ができる7年も前の時点で、「日本軍に自決を命じられた」と住民は米軍に証言しているのですから、「援護法目当てに軍命をでっちあげた」という説は時系列で考えてもおかしい。

援護法は戦争の被害者ではなく、日本軍に協力した者にしか適用されません。そのため、食糧を強奪されても「食糧提供」と申請しなければなりません。「集団自決」も軍命令と言わなければ援護の対象にはならなかったのは事実で、申請時には厚生省の役人からそういうアドバイスがあったかもしれません。だからといって、その場で軍命をでっちあげたということではないのです。

2001年以降、中学校の教科書から「慰安婦」という表現が消えるなど、日本軍の加害に関する記述が教科書から減りました。今回の検定は、沖縄戦に関しても日本軍の加害性を弱めることが狙いでしょう。

今回のような論理で「日本軍による強制」が否定されると、「集団自決」は住民が自ら命を捧げた尊い行為にされてしまいます。このように事実がねじ曲げられてしまえば、悲惨な沖縄戦のイメージはがらりと変わり、後世に実像が伝わらなくなります。だから沖縄の人たちは政治的立場を超えて検定結果に怒っているのです。



### 資料3

林博史「教科書検定への異議」（上下）

（『沖縄タイムス』2007年10月6日・7日）

日本軍の強制を削除させた教科書検定に対する沖縄県民の怒りの前に政府はようやく対応せざるをえなくなってきた。そのなかで浮上してきたのが、検定そのものは認めたいうえで、教科書会社から記述の訂正があった場合には「真摯に対応する」として、元の記述の表現を若干変えれば、事実上、同趣旨の記述の復活を認めるという方法である。この方法では、日本軍の強制性を否定した検定意見はそのまま無傷で残り、将来にわたって禍根を残すであろう。

文部科学省が教科書執筆者たちを呼び出して、検定意見を通知した方法を見ると、検定意見が執筆者に説明され、それに対して執筆者で対応を協議し、どのように修正するかを決めて回答する。この手続きを日本史教科書であれば古代から現在まですべてを2時間で終えなければならない。つまり持ち帰って資料や研究に再度あたるのが許されず、その場で対応を決定しなければならない。

複数の教科書執筆者の話によると、この席で文科省の調査官は、「最新の成果とあっていい林博史先生の『沖縄戦と民衆』を見ても、軍の命令があったというような記述はない」などと言って、私の著書『沖縄戦と民衆』を例に挙げて、日本軍の強制を削除させる根拠にしたという。執筆者たちは結局、その場で検定意見を受け入れざるを得なかった。そこであくまで拒否すれば検定不合格となり、教科書作成のそれまでの努力がふいになるからである。ある執筆者は帰宅後、私のその著書を取り出してみたところ、「いずれも日本軍の強制と誘導が大きな役割を果たしており」「日本軍の存在が決定的な役割を果たしている」という結論であることを確認し、「無念」の思いにとらわれたと語っている。

私は著書の中で1つの章を「集団自決」にあて、その中で「日本軍や戦争体制によって強制された死であり、日本軍によって殺されたと言っても妥当であると考え」との認識を示したうえで各地域の分析をおこない、渡嘉敷島のケースでは「軍が手榴弾を事前に与え、「自決」を命じていたこと」を指摘している。

座間味島のケースでも日本兵があらかじめ島民にいざという場合には自決するように言って手榴弾を配布した証言を紹介している。「集団自決」がなされるにあたって「軍からの明示の自決命令はなかったが」というように、同書執筆時点（刊行は2001年12月であり、執筆は前年からおこなった）で確認できた証言などから、いま自決せよというような命令は出されていなかったと思われたのでそうした認識は示している。その箇所だけが文科省に利用されてしまった。

しかし、私の著書では、あらかじめ自決するように手榴弾が配布されていたことや、捕虜になることは恥だと教育されていたこと、米軍に捕まるとひどい目にあわされて殺されると叩き込まれていたこと、住民が「自決」を決意したきっかけが「軍命令」であったことなども指摘し、さらに日本軍がいなかった島々では米軍が上陸しても「集団自決」がおきていないことを検証し、結論として先に引用した部分のほかに「「集団自決」は文字どおりの「自決」ではなく、日本軍による強制と誘導

によるものであることは、「集団自決」が起こらなかったところと比較したとき、いっそう明確になる」と断言しているのである。

渡嘉敷島や座間味島については、この間、新しい証言が次々に出てきており、この著書の記述を書き改めなければならないと痛感しているが、しかし日本軍の強制と誘導が「集団自決」を引き起こしたことは、それまでに明らかにされていた証言などからも明白であり、私の著書のみならず沖縄戦に関するすべての研究が同じ結論に達していたものだった。

最近、新しい証言が出てきたから、それを理由にして教科書会社からの正誤訂正を認めると話が出ているようだが、そうしたやり方は、これまで長年、沖縄の人々の努力によって積み重ねられてきた沖縄戦の調査と研究をまったく否定するもので、決して認めることはできない。

教科書調査官が執筆者たちに言い渡した検定意見は、明らかに虚偽に基づいて執筆者を欺いたとしか言いようがない。資料も文献もない文科省の一室にいた執筆者たちは調査官の意見に反論する材料も機会も与えられないまま、その検定意見を認めて書き換えるしかなかった。

執筆者たちが検定意見を持ち帰って、私の著書を確認すれば、調査官が根拠にしている研究では「日本軍の強制と誘導」によると結論付けているのではないか、そうであれば、日本軍によって「集団自決」を強いられた、あるいは「集団自決」に追い込まれたという記述は、この研究成果を正しく反映した記述ではないか、という反論を行うことができただろう。しかしその機会是与えられなかった。こんなやり方は詐欺と非難されても仕方がないのではないか。

文科省は、日本軍の強制を否定するような研究がまったくないので、仕方なく、全体の文脈からは切り離して私の著書から一文だけを抜き出して、結論とは正反対の主張の根拠に使ったのである。

現在の検定意見言い渡しの方法が、そうした詐欺的手法を可能にしたのであり、検定制度そのものの見直しも必要である。

文科省はこうした手法で執筆者たちを騙し、検定意見を押し付けたのである。

このようなやり方のどこが合法的なのだろうか。これが教育に責任を負う官庁がおこなうことなのだろうか。

こうした詐欺のような手法で押し付けられた検定意見をそのままにして正誤訂正でごまかそうとすることはけっして認めるわけにはいかない。文科省は、著作を歪曲し間違った検定をおこなったことを認め、検定意見をただちに撤回すべきである。

## 沖縄戦における集団自決について

原 剛

まえがき

本年3月文部科学省が、高校用教科書の沖縄戦における集団自決に関する記述について、修正を求める意見を出したことに對し、沖縄県で反対の意見が盛り上がり、マスコミもこれを支持し社会問題化しつつある。

沖縄戦について研究してきた私は、沖縄県民は確かに沖縄戦で多大の犠牲を被ったが、それを克服し、より客観性と冷静さをもって史実を見つめるように願いたいものである。沖縄戦において沖縄県民は多大の犠牲と苦痛を強いられたが故にこそ、その実態を客観的かつ実証的に検証して歴史の教訓とすべきであると考えているからである。

1950年に出版された『鉄の暴風』をバイブルのごとく信じ、事実を検証することなく、またこれに対する批判を排斥し、実像を見る勇氣に欠けるような風潮が長く続いた結果が、このような事態を招いたと言えるのではないかと思う。以下、これらに関する私の考えを述べる。

### 1 太平洋戦争における沖縄戦

沖縄戦は、太平洋戦争の最終段階において、本土決戦準備の時間的余裕を得るために戦われた作戦で、元寇以来の本格的国土防衛作戦であった。日本軍は沖縄県民の協力を得て、空海戦力の圧倒的に優勢な米軍に對し、3ヶ月にわたって持久し、米軍に本土攻略の困難性を認識させるとともに、日本国民に本土決戦の覚悟をより一層強化させた。しかし沖縄県民は多大の犠牲を強いられ、住民を巻き込んだ作戦が、いかに悲惨であるかという教訓を残した。従って、沖縄戦は、軍事的面からの研究のほかに、住民側から見た社会的面からの研究が重要であると言える。

### 2 沖縄戦における軍と住民の関係

沖縄戦を語る場合、沖縄の歴史を抜きにしては語れない。同じ民族でありながら、中国の支配、薩摩の支配、明治政府の差別統治などを受けた沖縄は、沖縄戦において、未だに残る本土との差別を払拭するため、また日本人たることの証として、必死に戦ったのであった。

#### (1) 戦場地域の行政責任

沖縄戦において、軍は戒厳令について検討したが、戒厳令は宣告されず、行政責任は最後まで県知事に委ねられた。戒厳令を宣告すれば、第32軍司令官は沖縄地区の行政事務・司法事務を管掌し、強権を保持することになるが、当時、軍・官・民の協力態勢は良好であり、一般県民も本土防衛のために尽くそうという思潮であったので、強いて戒厳令を宣告し強権を発動することをしなかった。第32軍司令部としても、行政に関する専門幕僚もない状況で戒厳令を実施すれば、複雑多岐な行政面の負担がかかり、作戦を阻害すると判断して、戒厳令を避けたものと考えられる。従って、軍は住民に對し命令する権限はなく、行政機関に要請して行政機関が住民

に命令するという平時と同じ体制であった。疎開命令や自決命令などを軍が出したという主張もあるが、軍にはそんな権限はなかった。しかし第一線では、戦闘上緊急の必要から軍が直接命令する事態が発生することもあったであろうが、それは緊急避難としての行動であったと言えよう。

沖縄県庁は、住民の県外疎開・島内避難、食料の確保と輸送・配分、飛行場建設などの作戦協力指導など、知事以下が積極的に軍に協力した。

日本陸軍は、明治10年の西南戦争以後、国土での戦いをしたことがなく、また日露戦争以後は外征作戦により国土を防衛しようとしたため、住民を包含して戦うという国土戦について十分な研究を行わなかった。従って、沖縄戦においては、住民に対する配慮に欠ける点が生じたのも事実である。

第32軍は、行政を県知事に委ねて作戦に没頭し、作戦第一主義に徹したため、行政に対する十分な配慮と関心をもつだけの余裕もなく、またその能力もなく、結局行政を圧迫する結果を招くことになった。多数の防衛召集が、住民の生産活動や疎開指導などを阻害したのはその例である。

#### (2) 住民の疎開と避難

① 沖縄県民の疎開を検討し始めたのは、サイパン陥落が迫った昭和19年6月末であり、サイパンが陥落した7月7日に緊急閣議で決定された。内務省は直ちに沖縄県に疎開を命じ、これを受けた沖縄県は郡・市・町村という行政機構で計画・準備を進めていった。県では警察部が中心になって「県外転出実施要綱」を策定し、10万人の老幼婦女子を本土および台湾へ疎開させることにした。疎開先の食糧・住宅・転職・転入学・輸送などの準備が十分でなかったため、強制ではなく勧奨で実施されることになった。

縁故者はそれぞれの縁故先へ、無縁故者は調整の結果、宮崎県・熊本県・大分県に疎開することになった。学童は国民学校3年生～6年生を原則とし、1・2年生は付き添え不要のものが疎開することになった。これらの県外疎開は、沖縄本島から約6万人が九州など本土へ、宮古・八重山から約2万人が台湾へ疎開したものであった。

② 県内の北部への避難は、昭和19年8月に閣議決定された「総動員警備要綱」に基づき、第32軍の提示する「南西諸島警備要領」に沿って沖縄県が「北部避難計画」を策定、約10万人を北部に避難させることにし、北部各村に南部からの避難者受入数を割り当て、その計画・準備を命じた。各村は、村内の各部落に受け入れ人数を割り当て準備をさせた。米軍上陸まえに約3万人が北部へ避難し、3月23日米軍の艦砲射撃が始まると、連日連夜北部への避難者が殺到し、米軍の上陸までの間に約5万人が北部へ避難、結局北部への避難者は約8万人になった。

#### ③ 戦闘開始後の南部への避難

第32軍は米軍の上陸が明確になった3月24日、首里周辺の住民は南部へ避難するよう県に要請したが、南部への避難は当初から計画されていなかったため、各家族ごと思い思いに南部へ避難した。5月末、第32軍の南部後退に伴い、住民は知念半島へ避難するよう県に指示したが、県の行政機構はばらばらになっていて、この指示は徹底せず、また米軍の進撃も速く、住民も軍と離れることに不安を抱き、

結局軍のいる喜屋武半島地区へ避難し、軍と住民が混在した状態で米軍の攻撃を受け、多大の犠牲が発生した。

### (3)防衛隊と防衛召集者

沖縄県においては、昭和19年7月頃、在郷軍人会により市町村単位に防衛隊が編成された。防衛隊はあくまで郷土を守る義勇隊であり正規の軍隊ではない。沖縄県では、防衛召集された者を防衛隊員と言っているが、これは正しくない。防衛隊員は義勇隊としての防衛隊の隊員のことで軍人ではない。防衛召集された者は召集と同時に軍人となり、正規の部隊に編入され、〇〇部隊隊員となるのである。一般に防衛隊員であったものが防衛召集されたので、混同して使用している人が多いが、前述のようにこれは間違いである。

また、ほとんどの刊行本は、防衛召集者の召集年齢を17才から45才としているが、これも14才からが正しい。防衛召集年齢は、昭和18年11月の「兵役法」改正により、17才～45才となったが、その後、昭和19年10月の勅令第594号「陸軍特別志願兵令」改正により、年齢17才未満の者も志願により第2国民兵役に編入できるようになり、これを受け同時に陸軍省令第47号「陸軍特別志願兵令施行規則」改正により、第2国民兵役に編入する者は年齢14才以上と定められ、同年12月陸軍省令第59号「陸軍召集規則」改正により、第2国民兵役の17才～18才の者および14才～16才の志願者は、台湾・沖縄・小笠原などにおいて召集できることになり、同時に陸軍省令第58号「防衛召集規則」改正で、14才～16才の志願者を防衛召集できるようになった。

17才未満の者を防衛召集したのは法令違反であると指摘する人がいるが、前述のような法令に従って防衛召集したのであり、何ら違反するものではない。鉄血勤皇隊などの学徒隊に動員された男子学徒は、この防衛召集に該当する。看護婦として動員された女子学徒は、徴用の形式をとり軍属となったのである。

防衛召集者の数は、琉球政府社会局援護課がまとめた「防衛召集概況一覧表」によると22、222人となっている。防衛召集者は、当初は特設警備隊に配属され、後には各部隊に配属され、飛行場の整備、弾薬・食料運搬、負傷兵の後送など戦闘部隊の後方支援に従事したが、戦況悪化に伴い戦闘員として戦うこともあった。

問題の渡嘉敷村では149人、座間味村では180人の防衛召集者がいたが、彼らは、同地に所在していた海上挺進戦隊に編入されていた。

### (4)スパイ視問題

沖縄作戦に際し、第32軍は防諜対策を強化し、沖縄人のなかにスパイがいるのではないかと疑いの念をもって各部隊に注意を喚起していた。言葉のちがいで・移民帰りの多いことなどが重なり、将兵の沖縄人に対する猜疑心が高まり、スパイ容疑で殺害する事件が処々で発生したのは誠に遺憾なことである。

多くの刊行本では、沖縄人をスパイ視したのは、差別視の結果であり、スパイの噂はあったが、そのような事実はなかったと記されている。しかし実際には、『北海タイムス』記事（昭和39年4月6日、12日、6月26日、7月6日、7日、12日、11月19日の「七師団戦記 あゝ沖縄」）にあるように、スパイは存在していた。沖縄出身のハワイ二世およびサイパン島に出稼ぎ中の者の一部が、米軍

の諜報要員として訓練を受け、沖縄上陸作戦に先立ち潜水艦などにより隠密上陸し、あるいは偵察機から落下傘降下して、諜報活動をしていたのを数名捕えた。捕えられた者は、小型無線機などを持っており、指にUSAT 6、USAO 13などの入墨があり、中には女性もいた。このように実際にスパイがいたということが、軍の警戒心を強めたのも事実である。

かつて、沖縄県の研究者にこの『北海タイムス』を見せたが、沖縄ではスパイがいたなどとは言えないと一蹴された。沖縄県人による沖縄戦研究の困難さを示す一幕であった。

### 3 集団自決について

集団自決とは、軍の強制と誘導による集団自殺であると、沖縄県人あるいは研究者・マスコミなどでも定義付けているようであるが、これは正しくない。軍の強制や誘導がなくても、自由意思の者が集団となって自殺することもある。戦時中だから、軍の強制と誘導によって行われたと決め付けるのは早計である。当時の状況を客観的・実証的に検証して判断すべきである。

渡嘉敷島および座間味島の集団自決については、結論から言うと、軍の強制と誘導による集団自決であったとは言えない。理由は以下のとおりである。

①関係者の証言・手記などによると、渡嘉敷島の海上挺進第3戦隊長赤松嘉次大尉および座間味島の海上挺進第1戦隊長梅沢裕少佐は、住民の集団自決命令を出していないし、集団自決を誘導してもいない。むしろ住民は非戦闘員だから自決することなく生きのびるように説得している。また、前述したように、隊長といえども住民に対し命令する権限はない。まして自決を命じることなど論外である。

隊長の自決命令説の根拠となっている沖縄タイムス社編『鉄の暴風』は、重要な関係者の証言を取らずに記述されており、信憑性に欠ける。

#### ②渡嘉敷島

当時駐在所の巡査であった比嘉喜順（旧姓安里）氏は、雑誌『光の泉』（平成8年11月号）で、赤松隊長は「我々は死んでもいいから最後まで戦う。あなたたち非戦闘員は生きられる限り生きてくれ」と言い、自決命令など出していない、村長など村の幹部が、捕虜になるより自決したほうがましという意見になり、自決してしまったと証言している。

曾野綾子『ある神話の背景』でも、同様のことが関係者の取材により、詳しく論証されている。

#### ③座間味島

梅沢隊長の手記（『沖縄史料編纂所紀要』第11号）および当時女子青年団長であった宮城初枝（旧姓宮里）氏の手記を基にして娘の宮城晴美氏の書いた『母の残したもの』並びに当時村役場の助役宮里盛秀氏の弟宮村幸延（旧姓宮里）氏の証言（『東京新聞』昭和62年4月23日）によると、梅沢隊長は自決命令をだしてなく、宮里助役が主導して集団自決に至った。戦後の援護法の適用を受けるため隊長の命令があったと偽って証言したという。

以上のように、軍の命令（強制）や誘導によらずに集団自決が起こったのは何故

か。それは当時社会一般に「鬼畜米英に捕らえられて殺害されるか辱めを受けるよりもむしろ死を選ぶ」という思潮が強かったこと、さらに「捕虜になるのは恥ずかしいこと」という観念があったことが自決の原因であったと考える。集団自決者は、小さい子供は別にして、自ら死を選び自己の尊厳を守ったものとする。ただし、このような事態に追い込まれたのは、個人の責任ではなく、国の政治・教育・社会思潮・戦争などから醸し出されたものであると言えよう。

(防衛研究所戦史部客員研究員・軍事史学会副会長)

### ①沖縄戦の位置づけ

日本本土の一億日本人のため沖縄島は防波堤として使われた。曾野綾子著『生贄の島』が記録したとおりである。沖縄県民10余万人を犠牲にした、集団自決を含む責任は、日本国にあると思う。

それに加えて戦後の沖縄もアメリカ軍の基地化が拡大し、核基地化も憂慮されているほどである。

歴史的な琉球処分で沖縄をトカゲのしっぽのように斬り捨てようとした当時の日本の思想、今次沖縄戦にも沖縄を防波堤にして日本国を救おうとしたこと、戦後の沖縄の核基地化等々、することなすこと沖縄は歴史の前面に立たされている。沖縄に住む人々の意志に問うことなくである。日本国、日本人に沖縄のこの痛みを理解してもらいたいと思う。

### ②沖縄戦における軍と住民

沖縄における軍の存在は、住民にとって脅威であった。軍隊という組織と秩序は、沖縄島を守り、住民を守るためと理解されていたが、戦闘に入った瞬間、県民は逃げ場を失って右往左往した。南部に逃げた県民は日本軍と米軍の弾雨を浴びて20万余の犠牲者を出した。特に老幼婦女子の犠牲は大きかった。家族中全滅か、一家の家から数人の犠牲が出るほどだった。わが家でも七人家族のうち二人が戦死した。もし、本土に米軍があがったとしたら被害はもっと大きかったであろう。正直に言って、沖縄を犠牲にして一億日本人は助かったのだ。

沖縄の戦闘においても、もし、沖縄方面軍第三十二軍が首里高地の攻防で戦闘し、玉砕していたら、沖縄県民の犠牲はもっと少なかったであろう。

### ③さいごに一言

集団自決の問題にしても、すべて①、②の問題に通底している。



沖縄で起きた県民の「集団自決」は、それだけを取り出しても、歴史的な理解を得ることは難かしい。当時の日本人がいだいた「戦死観」を検討し、その文脈の中で説明しなければ、歴史教科書に記述するのは不適切であると考ええる。

拙著『軍神』（中公新書）で明らかにしたように、昭和期に入ると、軍人が集団で自らの命と引き替えに作戦を成功させることが、戦争において最も尊い行動だという価値規範が、一般国民の中から湧き上がってきた。昭和七年の爆弾三勇士を嚆矢とし、真珠湾攻撃の九軍神、そして戦争末期の特別攻撃隊へとつながる系譜である。物量で劣っていても、こうした世界無比の精神力を発揮すれば、戦争に勝てるというのが、当時の日本人の考え方であった。

負け戦に転ずるようになって、決して捕虜にはならず、死ぬまで戦い抜くことが称讃された。その最初の模範を示したのは、アッツ島で玉砕し、山崎軍神部隊と呼ばれた守備隊である。たとえ勝てなくても、このような不屈の日本精神を発揮し続ければ、敵は戦意を喪失し、少しでも有利な形で戦争を終結させられるだろうと考えられたのである。のみならず、こうした戦い方そのものが日本人の美質を表しているとも解釈された。当時の新聞に載せられた識者の文章も、ほぼこうした論調で統一されている（拙著参照）。このように国論が一致していたから、特攻作戦や硫黄島戦に見られるように、多くの将兵がためらいを表に出すことなく、進んで自らの命を捧げたのである。

しかし、戦線が本土に近づくにつれて、軍人以外の住民はどうすべきかという新しい難問が生じた。この問題が初めて大きく取り上げられたのは、昭和十九年六、七月に繰り広げられたサイパン島での戦いである。サイパンは開戦前から日本が領有する島であり、この時点でも数千名の日本人島民が生活をしていた。多数の住民が外国からの侵攻に直接巻き込まれるというのは、日本にとって元寇以来の経験であった。当時の新聞を見ても、「海岸一帯は峭壁／市民の覚悟も固い協力／サイパン」（『讀賣報知』六月十七日）、「想へサイパン同胞の挺身／婦女子も敢然協力／まさに元寇の壱岐」（『朝日新聞』六月二十八日）などの見出しが並んでいる。戦争とは常に遠方で行われるものと思っていた国民にとって、女性や子どもまでが軍の作戦を助けるという戦い方は、衝撃的な新しさを持っていた。

アメリカ軍の圧倒的な兵力によってサイパン島が陥落した時、大本営はサイパン島の部隊について「全員壮烈なる戦死を遂げたるものと認む」、そして「『サイパン』島の在留邦人は終始軍に協力し凡そ戦ひ得るものは敢然戦闘に参加し概ね将兵と運命を共にせるものの如し」と発表した（七月十八日）。「全員」と「概ね」の違いはあるが、軍民が一体となって闘い、共に戦死していったと報じられている。

サイパン島民の最期については、八月七日の『タイム』の記事が、ストックホルム駐在の各新聞社特派員を通して日本に伝えられ、八月二十日前後にくわしく報じ

られている。たとえば『讀賣報知』昭和十九年八月二十日一面トップには、「サイパン同胞かく自決せり／悲壯絶す！敵従軍記者の筆に偲ぶ実相」「浄身・日の丸押し／手榴弾で集団自爆／愛児抱き従容父の入水」「傷兵は自決・残りは突撃」「兵士自決の模範示す／婦女は黒髪梳つて死出の化粧」「一人一人の手に手榴弾」といった見出しが並んでいる。軍人の場合は、戦えない傷病兵は自決し、残りは突撃して戦死する（ここまではアッツ島と同じである）、民間人は傷病兵に準じて自決したことが強調されている。

「敵の特質」という表題がついた『タイム』の記事には、「われわれは日本人の戦場における自決については、何もかも知り抜いてあるつもりであつたが、それは誤りであつた。米海兵は、日本兵が最後の瞬間に自決することを予期してゐた。しかし誰が一体、この非戦闘員の凄惨な自決を予想したであらうか。米兵のうちには日本人の自決を思ひ止まらせようとして逆に殺されたものもある。サイパン島は多くの一般日本人が居住する島として初めて侵略された日本領土である。従つて彼等非戦闘員の自決こそ“日本人は全民族をあげて降伏よりもむしろ死を選ぶ”といふことを表示するものである」と書かれていたという。『毎日新聞』は、これを受けて、「サイパン同胞の最期こそは正に一億国民の胸底に徹して銘すべき大和魂の精華であり、戦史永久の亀鑑である」と書く。『タイム』が描いた自決の情景の中から、いくつかを挙げておこう。

「一昨日から昨日あたりまで、この崖の上には幾百人の日本人の非戦闘員一男、女、子供があつた。それが極めて規則正しく、彼等は或は崖から飛び降り、或は崖伝ひに海岸に降りて何れも入水してしまつた」。

「海岸一帯は通り抜けられぬほど漂流死体で埋まつてゐた。[中略]四歳か五歳かの子供が、一人の日本兵の首にその小さな腕をまきつけたまゝ溺死したいらしい姿も見られた」。

「一ばん厳粛な儀式をやつたのは、マッピ山の断崖の直下にゐた数百人の日本人たちで、彼等は断崖上の米海兵達を見ると、みんな寄り集まつて突如衣類をぬぎ捨てて海水に身を浄め、心身ともに新たになつて新しい着物に着換へ、平らかな岩の上に大きな日章旗を拵げた。一同は静かに遥拝した。そして、指揮者と覚しきものが一同に手榴弾を分配した。一つ二つと安全栓は抜かれた。かくして日本人の一団は自決して果てた」。

「或る日、米海兵隊員は約五十人の日本人の一団を見た。そのうちには数人のいたいけな子供がゐて、互ひに手榴弾を投げ合つたりおもちゃにしたりしてゐた。てうど野球のウォーミングアップをやる時のやうに。すると突如六人の日本兵が洞穴の中から飛び出した（この洞穴の中から彼等は米海兵を狙撃してゐたのだ）。兵士たちはキツとなつて子供の前に立ちほだかり、彼等に教へるかの如く自決し果てた。これを見て他の非戦闘員たちも同じ行動をとつた」（以上『毎日新聞』八月二十日）。

日本兵の首に腕をまきつけて死んでいた子どもや最後の例は、軍人が「強制」した、少なくとも「干与」した民間人の自決になるのかもしれない。しかし、当時の

新聞記事の論調は、敗北した時には日本人ならば誰でも自決すべきであるというものであり、将兵と一般人との間に大きな違いがあるとは意識していなかった。実態がどうであったかは別にして、このように日本国内では、サイパンでの敗北とともに相当数の日本人住民が自決したことが注目を浴びていた。

高村光太郎は「この崇高な同胞の最期が意味する日本精神の純粹無比な伝統の強さに、今更のやうにわれわれ自身の内にも亦かくれてゐるであらう奪ふべからざる高き古代の穢無き心を、深く頼み思はずにはゐられない。[中略]かかる古代の心を堅持してゐる唯一のわれわれ民族こそ、いはゆる文明によつて低下した世界の野卑な生活を救ふのである」という（『朝日新聞』八月二十三日）。高村にとって民間人の自決は、世界を救うる日本古来の精神の顕現であった。「記事を読んで私はその夜眠ることが出来なかつた」という林芙美子は、岩頭に立つ女性を思い浮かべながら、「サイパンで散つた同胞女性の愛国の血を、いまこそ私達はパッと体ちゆうに浴びた」と語る。それゆえ、「私も死ぬときが来たら立派に死にたいと思ふ」と決意を固める。そして、「上の方からこの戦争にはどうしたらよいと教へられることも尽きたやうに思ふ。国民の一人一人がいまこそ自覚して素朴に至純に前進してゆく。その力こそ巨きくこりかたまつて勝利の火の玉となり得るのだ。このごろの報道はすべて私達国民へ真を伝えてくれかへつて反撥力が湧き、何とかこの大国難を切り開きたいと必死に願つてゐる」という。日本が苦戦を強いられていることを包み隠さず知らされたために、かえって国民の戦う信念は強まった。それは、政府による指導教化以上の効果を持ったと林は述べている。「街や村にはもう何のポスターも宣伝文も不要であらう。私達は私達のいま立つてゐる国を全力を挙げて守り抜かなければならない」（同前）のである。

軍人が文字通りの死闘を繰り広げる中で、民間人だけがおめおめと敵に投降するなどあり得ない、日本人全体が一丸となって、決して屈服しないことを見せつけるべきだという考えが、日本社会に拡がっていたことが分かる。藤田嗣治は、「サイパン島同胞臣節を全うす」と題して、崖から身を投ずる直前の群像を描いた戦争画を、昭和二十年に制作している。前線が後退して、銃後だった生活領域に入り込んでくるとともに、一般人にも軍人と同じ覚悟が求められるようになっていた。

こうした価値観が広く共有された状態で、日本は沖縄戦に突入した。当時の新聞には、軍に協力して奮闘する沖縄県民の姿が描かれている。たとえば、昭和二十年六月十四日の『朝日新聞』は一面トップに、「沖縄県民の血闘に学べ／醜敵邀撃・一億特攻の魁け／わが腕、わが肉体で／父祖の地を死守／職場去らぬ女学生」という見出しで、これを報じている。そこでは、「島田知事は、まづ十五歳以上の男女全員をもつて、在郷軍人を根幹として義勇隊を編成し」と述べられ、特に女学生が看護婦として、師範学校生徒や中学生が陣地補修担当や通信伝令として、必死の活動を行っている様子が描かれている。来るべき本土決戦でも、民間人は軍によって保護される傍観者ではなく、積極的に軍の一翼を担う戦闘の支援者になるべきだというのが、沖縄戦が指し示す教訓であった。六月十二日に阿南陸相が島田県知事と県民に対して感謝の電報を送り、七月八日に太田文相が沖縄師範学校と沖縄県立第

一中学校を表彰し、七月九日に安倍内相が島田知事に賞詞を授与したのは、すべて沖縄県民の際だった敢闘があったためである。

しかし、日本人の自決によってサイパンでの戦闘が終わったと、日本国内では認識されたのに対して、沖縄の場合は明確な結末が見えにくかった。六月二十五日に大本営は、軍が最後の敢闘をしているが「六月二十二日以降細部の状況詳かならず」、つまり連絡の取れない状態となったと発表し、沖縄での組織的な戦いが終結したことを認めている。この発表の中に、大田少将が率いる海軍部隊が「六月十三日全員最後の斬込を敢行せり」とあり、陸軍についても「憤怒に燃える残存手兵を掲げ、驕れる敵の主力に向つて最後の攻撃を敢行せんとする前日十九日、沖縄方面最高指揮官牛島満中将は左のごとき訣別の辞を関係方面に打電した」(『朝日新聞』六月二十六日)という新聞記事があるから、日本軍はほぼ全滅したと見られたであろう。さらに六月三十日の新聞各紙は、参謀長長勇少将と牛島中将の自刃を、サンフランシスコ放送にもとづいて報道している。

これに対して、沖縄県民がどのような運命をたどったのかについて、この前後の時期にはっきりと書かれた記事はない。右の大本営発表では、「沖縄方面戦場の我官民は、敵上陸以来島田叡知事を中核とし、挙げて軍と一体となり皇国護持の為終始敢闘せり」と言及されるにとどまっている。県民の自決に触れているのは、管見の限りでは七月七日の『讀賣報知』に載った「壮絶・沖縄の凄闘／断崖を跳ぶ島民／手榴弾自爆の兵士／太平洋戦最大 敵米血の“通行税”／中立紙報道」というストックホルム発の記事くらいである。そこには、次のような米記者の報道が引用されている。

「自分は最近まで日本軍が居住したと思はれる或る洞穴を訪ねたが、そこには重傷の後鋭利な刃で見事に頸部を突刺して自殺してみた日本兵の死体が、未だに横たはつてゐるのを見た。一方、日本島民には降伏の屈辱を避ける別の方法があつた。そこは不断の砲火に蔽はれ爆撃掃射、日夜砲弾によつて文字通りに寸断された急斜面であつたが、そこに密集した日本人の一群は、崖の腹背から米兵に攻め立てられ進退谷まり死に直面してゐた。彼等が崖上から跳躍して絶壁の下方に消えて行く姿が、硝煙の中に時々隠顕した。われわれはまた手榴弾の鋭い爆音をも聞いたが、それは米兵に投げられたものではなく日本兵自らの下着に押しつけられたもので、かうして日本兵数百人一団となつて自ら爆死したのもあつた」。

この記事には、崖に追い詰められた民間人が自決する光景が描かれているが、他の島民がみなこのような最期を遂げたとは想像しにくい内容である。新聞の報道ぶりから類推すれば、アメリカ軍に占領された沖縄に相当数の生存者が残ったことは、明言はされないが覆いがたい事実だったのであろう。

このように、日本本土から見て、サイパンと沖縄では戦闘終結の様相が異なっていた。それは、住民のあり方の違いによるところが大きいと思われる。サイパンの日本人は島に定住してから三十年を超えることのない新参の入植者だったが、沖縄県民にとって今いる場所は先祖伝来の地である。異国の軍隊に占領されようとも、

そこが自分たちをはぐくんだ郷土であることは揺るがなかった。しかも、当時の新聞が「五十万の沖縄県民」と称したように、共にいる同胞の数ははるかに多い。日本軍が敗北した瞬間に根無し草となり、そのことも一因となって「集団自決」が起きたサイパンや満洲とは異なる場所だったのである。たしかに一部で「集団自決」が起きたが、多くの沖縄県民はそうした道をとらなかったことの方が、日本人の戦死観の変遷を考える上では重要である。

沖縄方面根拠地隊司令官であった大田實海軍少将は、自決する直前に、沖縄県民がいかにか献身的な努力をしたかを述べた上で、「沖縄県民斯克戦ヘリ、県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」と結んだ電文を本土に送っている。今日では、地上戦が行われたのが沖縄だけだったことと結びつけて、本土とは異なる特別の配慮を与えてほしいという意味に解釈されることが多い。しかし、大田がこの電報を送った時点では、本土決戦へ突入する可能性が高いと見られていた。仮に大田が沖縄戦の惨状を見て、これ以上の地上戦はやるべきではないと判断したとしても、それを本土の上層部に向かって発信できる状況にはなかった。したがって、この文面は、自分たち軍人は死んでゆくが、沖縄県民は米軍が支配する地で生き残ることになるだろう、だが、彼らはよく戦ったのだから、決して裏切り者扱いしないでほしいと願ったと解釈した方が良いように思う。どう解釈するにせよ、沖縄戦を戦った軍の指導部は、目の前にいる住民を道連れにして、死んでゆこうとは考えていなかった。サイパン玉砕報道で示されたような規範が、沖縄では実行できないことに気づいていた。

たしかに軍人は、特別攻撃や自決などによって、戦いに命をかけた。学生時代に病気入院した際に、沖縄で一兵卒として戦った方と同室になったことがある。その方の話では、米軍が攻めてくる前の沖縄は天国だったが、戦いは凄惨だった、そして最後に自決しようとして、横になって小銃をあごに当て、足の指で引き金を引いたが急所をそれて生き延びたと述懐して、その傷跡を見せてくれた（アッツ島などの場合とは異なり、沖縄戦では敵に突撃して死ぬのではなく、自決する事例が多くなったようである）。このように、沖縄でも兵士にいたるまで、決死の覚悟は徹底していた。しかし、一般国民までが敵に屈することなく死んでゆくべきだという理念に、大きなひびが入ったという点で、沖縄戦が持つ意味は大きい。日本本土が戦場となった場合、国民のすべてが、高村光太郎の言葉を借りれば「奪ふべからざる高き古代の穢無き心」に満たされて死んでいくわけではないだろうことを、沖縄戦があらかじめ示したのである。

沖縄喪失後は、本土住民の生死が焦点となった。原爆投下に至るアメリカ軍の無差別爆撃によって、その生存が危機に瀕したからである。この場合も、「一億総特攻」という信念によって本土で地上戦を続ける道もあったが、一般国民が生き延びる方を、日本政府は選択したのである。二ヶ月前の沖縄戦の経験が、そうした決断を支える一因となった可能性は大きいと思われる。そして、天皇が初めてラジオを通して自らの声で戦争の終結を伝えることで、国民は公然と戦いを止め生き永らえる名分を得られた。しかしそこには、「生きて虜囚の辱を受けず」と信じて死んでいった人々への裏切りが含まれているといえなくもない。今日から見てどれほど愚

かしい価値観に思えたとしても、それに命を捧げた人々を軽蔑したり非難する権利は、敗戦後へ生き延びた日本人とその末裔にはないだろう。

以上は、日本人が史上初めて「敗北」を身をもって学んだ過程であった。昭和二十年八月十五日以前の日本人にとって、敵に屈服するのは他国でしか起こりえない事象であった。それゆえ、戦争のあらゆる局面で「勝利を、然らざれば死を」と行動すべきだと思い込んでいた。たくさんの勝ち負けを経験してきたために、万策尽きれば捕虜になることは恥辱ではないという文化を育てた欧米とは異なり、まだ若かった日本はこうしたナイーブな感覚の中で生きていた。そう固く信じていた日本人が、血みどろになって沖縄で戦い、敗戦を経験し、その結果今日のような価値観を手に入れた、あるいは過去の信念を失ったのである。

また、軍人と非戦闘員との区分についても、当時と今日では大きく考え方が異なる。戦中期の日本人にとって、軍と国民とは文字通り一体であるべきだった。もちろん、現実の戦闘では、大部分の民間人は役に立たないだろう。しかし、戦いが敗北に終われば共に死んでゆくもの同士だという意識を、強く分かち合っていたに違いない。しかも、どちらにとっても戦う最大の目的は、日本のためにいかに多くの敵を打ち倒すかであって、自分たちが生き延びるためではなかった。そう信じていても、その場になれば必ずしも思い通りに行かないことを、沖縄戦が経験させたといえるだろう。

このような前後の状況を見ずに、一部の日本軍が住民に自決を強要したとだけ記述するのは、よしんばそれが事実だったとしても、適切な歴史叙述とは言い難い。

「集団自決」に言及するのであれば、少なくとも日本軍将兵の「集団自決」や特別攻撃も併せて記述すべきであろう。ともに、日本人の戦死観を考える上で、欠くことのできない要因だからである。

日本史とは、われわれの祖先が良かれ悪しかれ、どのような経験を積んできたのかを学ぶことで、自らの考えを鍛え、深めるための学科である。既にある自分の思考法で過去を支配する場ではない。沖縄戦を日本史という観点から眺めれば、日本軍は沖縄県民の協力を得て、それまで平和だった沖縄の防衛をめざし、侵入してきたアメリカ軍の方が日本人に向けて情け容赦なく砲弾の雨を降らせた戦いであった。そして、日本軍が敗北したために、沖縄はアメリカ軍の戦略的拠点となって、今日に至っている。ここでの日本史の課題は、日本軍を含めた当時の日本人の思いと経験について理解を深めることに尽きる。

この一見当たり前の営みを阻むのは、やはり敗戦の後遺症のためだろう。敗戦以前と以後とを比べると、日本人の価値観は大きく変貌した。それも、まるで振り子を大きく揺らすように、あっという間に変わっている。なぜそんなことが起こりえたのかを把握するためにも、戦中期の意識を直視することは必要である。振り子の一方のふれから他方のふれを非難しても、その意味は見えてこない。それぞれのふれ方を等しく理解しなければ、振れ幅の大きさも分らないだろう。これは、たとえば同じように大きく揺れ動いた明治維新前後についても言えることである。四民平

等、文明開化という明治以降の立場から、それ以前の士農工商、鎖国、キリスト教禁教を攻撃しても、江戸時代を理解することはできない。江戸時代の人々がいかなる考えからあのような仕組みを作ったかを、内在的にたどる努力をする時、初めて江戸時代の独自性が見えてくるのである。

戦中期が江戸時代と違うのは、未だに悲しみや怒りという感情の昂ぶりなしに思い返すことが困難な点にある。しかし、学問としての日本史、そして学校で教える日本史の課題は、そのような心情を煽ることではなく、その源へ知性の光を当てることである。こうなのだと決めつけてしまうのではなく、歴史には未知の部分が限りなくあるのだから、自分の認識は間違っているかもしれないと疑い続けることである。戦中期に対してそうした姿勢を貫いた時、初めて日本人の経験したかけがえのない一時期としての意味が浮かび上がってくるはずである。

## 資料 2

19 文科初第 840 号

教科用図書検定調査審議会

平成 18 年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請に関し  
教科用図書検定調査審議会の意見を聞くことについて

今般、平成 18 年度検定決定した高等学校日本史教科書について、第二次世界大戦中の沖縄戦に関する記載の訂正申請がありました。学校教育法第 21 条第 3 項、第 51 条及び第 51 条の 9 第 1 項並びに同法施行令第 41 条の規定により、承認を行うに際して訂正文の内容や訂正理由等について、専門的・学術的見地から調査審議の上、意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成 19 年 11 月 2 日

文部科学大臣

渡 海 紀 三 朗



## 訂正申請について教科書検定審議会から意見を聞くことについての根拠規定

### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

#### 第二十一条

3 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

#### 第五十一条

第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

#### 第五十一条の九

1 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

### ○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

第四十一条 法第二十一条第三項（法第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する審議会等は、教科用図書検定調査審議会とする。

### ○教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）（抄）

#### （検定済図書の訂正）

第十三条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事項の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、学習を進める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

### ○教科用図書検定審議会運営規則（昭和31年教科用図書検定調査審議会決定）（抄）

#### 第四条

2 学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第二十一条第三項により審議会に調査審議させることとされている事項のうち、次の各号に掲げる事項については部会に分担させるものとする。

三 規則第十三条第一項又は第二項の規定により文部科学大臣が承認を行うに際し、必要に応じ専門的な事項等について調査審議すること。